

洛 史

研 究 紀 要

第13号

2022年

公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所

序

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所では、平安京をはじめ京都市内の遺跡発掘調査事業を実施し、あわせてその研究を行い、さらにはそれらの成果の普及・啓発事業も行っています。

その一つといたしまして、当研究所職員が取り組んでおります調査研究の成果をまとめた論文・資料紹介を収録した本書を公開することで、研究者、そして市民の皆さんに、当研究所の事業内容の一端をご理解いただきますよう願っております。

本紀要は、論文2編、資料紹介2編を収録し、執筆者の調査研究成果をまとめています。これらについてご指導、ご批評をいただき、ご意見をお寄せいただければ幸いに存じます。

ところで私たちの京都市埋蔵文化財研究所は、昭和51年10月に設立され、以来これまで45年間にわたり、京都市内の数多くの遺跡の発掘調査にあたってまいりました。その調査の総件数は約1,650件にものぼりますし、その全てが京都の歴史や文化を明らかにする大きな手がかりになりました。遺物の数でいえば、総計約21万箱、点数は膨大な量におよび、その一点一点は、私たちに歴史と文化、つまり京都に繰り広げられた豊かな暮らしのさまを語りかけてくれています。京都が「どこから来たのか」、またこれから「どこへ行くのか」、を考える時にこれらの遺構や遺物は大きな示唆を私たちにあたえてくれます。このたびの『洛史』研究紀要 第13号が、調査ごとに刊行してまいりました調査報告書とあわせて、そうした役割に少しでも貢献するがあれば、これに過ぎる喜びはございません。

最後になりましたが、研究所に帰属する私たち一人ひとりが、過ぎ去った歴史としてだけでなく、まさに京都の未来を見すえて調査・研究にあたっておりますことを申しあげ、あわせて市民の皆さん方とともに歩む京都市埋蔵文化財研究所として、今後もあたたかく見守っていただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和4年3月

公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所

所長 井上満郎

目 次

福勝院の跡地に関する一考察	松永 修平	1
北山七重大塔（特別史跡・特別名勝金閣寺庭園内） 土壇（亀腹）毀損問題について —令和2年度25次調査の問題点—	東 洋一	10
《資料紹介》 一乗寺向畠町遺跡出土、縄文時代後期の土偶	高橋 潔	52
最勝寺推定地出土瓦の再検討	上村 和直	61

福勝院の跡地に関する一考察

松永 修平

1. はじめに

筆者は、2020年7月から12月まで福勝院の推定地と考えられている京都市立近衛中学校の南東部で発掘調査を行った。福勝院とは、鳥羽法皇の皇后で、藤原忠実の娘である藤原泰子（高陽院）の御願として、白河に建てられた御堂のことである。『本朝世紀』仁平元年（1151）6月13日条に「…高陽院令供養白川新造堂給。…」とあり、『百錦抄』の同日の条「高陽院供養福勝院」とあることから、供養は仁平元年（1151）に催され、その寺院が福勝院であることがわかる。また『兵範記』には、久寿2年（1155）に土御門殿で崩御した藤原泰子の福勝院までの葬送行程が記されており、御堂の南西門から敷地内へ入ったとあるので、福勝院の敷地が近衛大路末に南面していることがわかる¹⁾。この葬送の記事の後には、福勝院が熊野神社の四至の内に建てられたことが記されている²⁾。また、福勝院が史料に最後に登場するのは弘安10年（1287）³⁾で、その後については不明である。

この福勝院の位置に関しては、上述したような史料や絵図などから推測がなされてきた。杉山信三氏は、これらの史料に加え、『京都坊目誌』に「字一町が辻西南の地也、古へ方一町の所とす」と記載されており、京都大学教養学部南部の吉田寮一帯および近衛中学校の字名が「一町が辻」であることから、『京都坊目誌』の記述に無理がないものと考えている⁴⁾。また、その規模に関しては、『兵範記』仁平2年8月28日の記事に記載されている御堂の図面（図1）やその他の史料から、全体の規模を考えるために必要な項目として、「北山庵」あるいは「御塔北山庵」・「北中門西廊」・「同東廊」・「南中門東歩廊」・「鐘樓南子午廊」・「西御堂」を抽出し、福勝院は方一町に収まるものと考えた⁵⁾。

川上貢氏は、前出『兵範記』の葬送記事に加え、熊野神社の境内四至が、応永3年（1396）將軍義持が熊野神社境内管領を聖護院に命じた文書から、「近衛以南、大炊御門以北、今辻子以西、至于河原（除崇徳院、大吉祥院敷地）」とされ、また、吉田神社の境内四至が永徳4年（1384）の將軍義満寄進状から、「東は神楽岡山の西、南は近衛末、西は河原、北は土御門末」とされていることから、福勝院が近衛以南に位置していた可能性も考慮している。ただし、これら両神社の四至は、室町時代に設定されたもので、平安・鎌倉時代まで遡らなければ支障はないとしている。そのため、位置に関しては確定的な要素が足りず、吉田近衛町の範囲と推定するに留まっている。また、規模に関しては上で挙げた『兵範記』の御堂の図面から、堂の桁行が154尺（46.2m）以上となることから、敷地は方一町では収まらないと推定している⁶⁾。

濱崎一志氏は、福勝院の位置に関して、基本的に杉山信三氏の説を追認し、近衛大路末の北、今朱雀の東側、現在の京都大学総合人間学部南部と比定しているが、室町時代の吉田神社・熊野神社の位置から、熊野神社の北限が南に下がったのでなければ、福勝院は近衛大路末より南に比定する

必要があり、この件に関しては今後の課題としている¹⁾。

吉江崇氏は、『京都坊目誌』の記述と、18世紀後葉から19世紀初頭にかけて作成された『山城国吉田村古図』に記される宅丁ヶ辻、そして宅丁ヶ辻の南西に描かれた法光院という小字域に注目した²⁾。そして宅丁ヶ辻が近衛大路末の北、鷹司小路末の南に広がっていることと、法光院という地名が藤原忠実の五代前の藤原兼家が建立した堂舎の遺称地と考え、法興院と福勝院の関係性を推定している³⁾。

また、吉江氏は福勝院の成立が中世吉田地域の形成に関して重要だとしている。それは、福勝院建立を契機として、12世紀中葉以降、貴族の邸宅や堂舎が次々と建てられ、宗教的かつ政治的な空間が現出し、鎌倉期を通じて家の継承原理の下で伝承されるが、南北朝期の動乱を経てその多くは退転し、15世紀後葉、応仁の乱以降吉田社による一元的な支配が形成され、近世的景観の基礎となつた、ということである。

以上が福勝院に関する主な既往研究である。福勝院の位置や規模に関しては史料や絵図に基づいた推定に加え、『京都坊目誌』に「或は云ふ近衛の第一中学校敷地中にあり」との記述から、現在の近衛中学校に存在していたと推定されているが、不明な部分が多い。詳細に関しては次項で述べるが、2020年度の調査では、福勝院の創建期である12世紀中頃にまで遡る遺構・遺物を検出することはできなかった。のことから、近衛中学校を福勝院の推定地とすることに疑惑が生じた。そこで、この福勝院の推定地とされる吉田近衛町、つまり現在の近衛中学校周辺で行われてきた発掘調査の成果を見ていき、当地と福勝院の関係について考えていく。

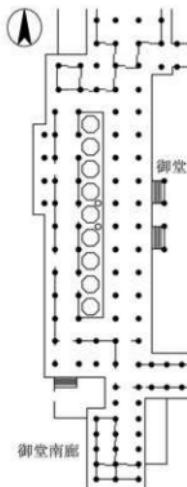


図1 『兵範記』所収福勝院
御堂（九軒阿弥陀堂）図面
(筆者によるトレス)

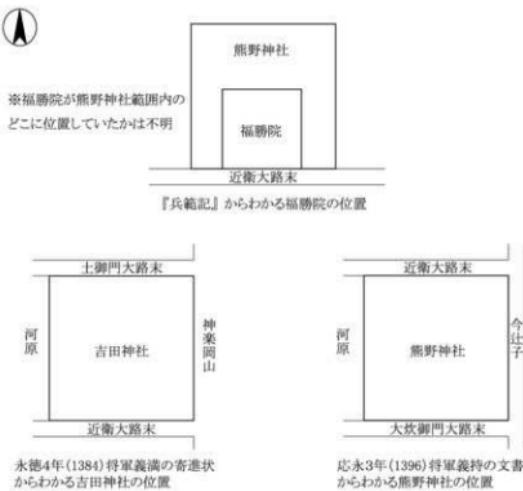


図2 各史料にみえる福勝院および関連寺社の位置関係のイメージ図

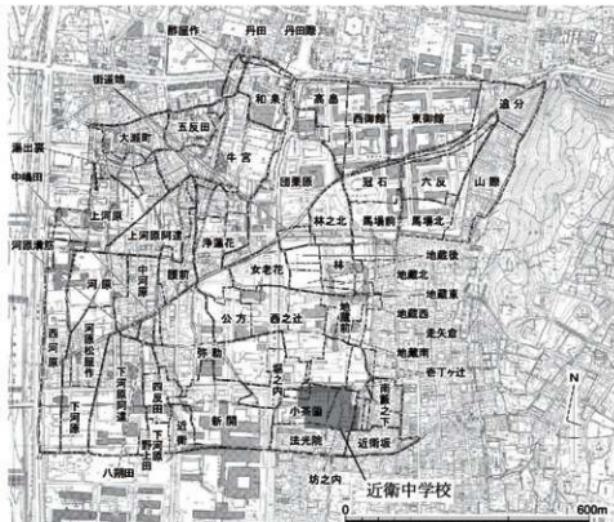


図3 『山城国吉田村古図』にみえる小字名（1:12,000）（吉江2006 図182より一部加筆）

2. 近衛中学校周辺の発掘調査成果（図4・5・6）

先に述べたように、近衛中学校の周辺は史料などから福勝院の推定地と考えられている。ここでは、近衛中学校の周辺で行われた発掘調査成果を概観していく。

1977年度に近衛中学校の北東部、現在の「きょうと留学生オリエンテーションセンターみずき寮」で調査が行われた¹⁰⁾（調査1）。調査では中世の東西方向のSD5や土坑1などを検出している。遺構の上部は後世の遺構により削平されており、底部がわずかに残存するのみで、詳細な時期についても不明である。遺構の方位は、東に対して南に約9度振れる。また、土坑1からは瓦類がまとまって出土している。

1981年度には、近衛中学校の敷地内北東部で調査が行われた¹¹⁾（調査2）。調査では、南北方向の溝124を検出している。遺構の時期は鎌倉時代である。この溝は、後述する2020年度調査の南北方向の溝300・368とつながると考えられる。調査区全体で検出された遺構は、鎌倉時代のものは少数で、多数は室町時代のものである。

1987年度には、近衛中学校の南西部で調査が行われた¹³⁾(調査3)。調査では東西棟の建物1、南北方向の溝2・265・297、東西方向の溝540などを検出している。溝540は東に対して約8度南に振れる。濱崎一志氏は、溝2は京都大学教養学部構内AP22地区調査¹⁴⁾で検出した南北方向の溝SD10・尊勝寺の西側溝¹⁵⁾と一直線でつながることから、今朱雀大路の東側溝となると考えている。

169

2011年度には、近衛中学校の敷地内北西部で調査が行われた¹⁰（調査4）。調査では、鎌倉時代（13世紀中頃から後半）の集石土坑89～92や南北方向の溝166などを検出している。集石土坑89～92は、平面形はいずれも隅丸方形で、検出規模は短軸2.0～3.5m、長軸2.2～4.0m、深さ0.8～1.1mである。遺構の主軸方位は、わずかに東に振れるがほぼ正方位に並ぶ。また、溝166は、延長16m以上、幅0.5～1.0m、深さ0.4～0.45m、主軸方位は北に対して約4.5度東に振れる。調査区の南端では確認されていないことから、これより南側へは延長しないと考えられる。出土した遺物の上限年代は、平安時代以降では13世紀中頃である。

2016年度には、調査3の北側調査区の西隣で調査が行われた¹¹（調査5）。調査では、鎌倉時代の東西棟の建物SB517、SK22などを検出している。SB517は桁行約4.2m、梁行約3.6mで東に対して約3度南に振れる。SK22は、完形の土器の埋納、木棺の痕跡、釘の出土などから土坑墓の可能性が指摘されている。出土した遺物の上限年代は、平安時代以降では13世紀前半である。

2019年度には、近衛中学校の敷地内南東部で調査が行われた¹⁰（調査6）。調査では、鎌倉時代（13世紀初頭）の南北方向の溝329や南北方向の柵6などを検出している。溝329は、延長約24.5m、幅1.5～1.8mで、主軸方位は北に対して約11度東に振れる。この溝329や柵6と同位置に、溝の掘り直しや堤状高まりの構築などが行われ、江戸時代まで継続して境界としての機能をもつ施設が存在していたと考えられている。この境界の西側では柱列や井戸などを検出しており居住施設の存在が考えられるが、境界の東側では平安時代末期から室町時代までの土坑墓が複数基検出されている。このことから、この境界の東西で土地利用の在り方に違いがあることが明らかとなった。出土した遺物の上限年代は、平安時代以降では、12世紀末である。また、調査では瓦類が

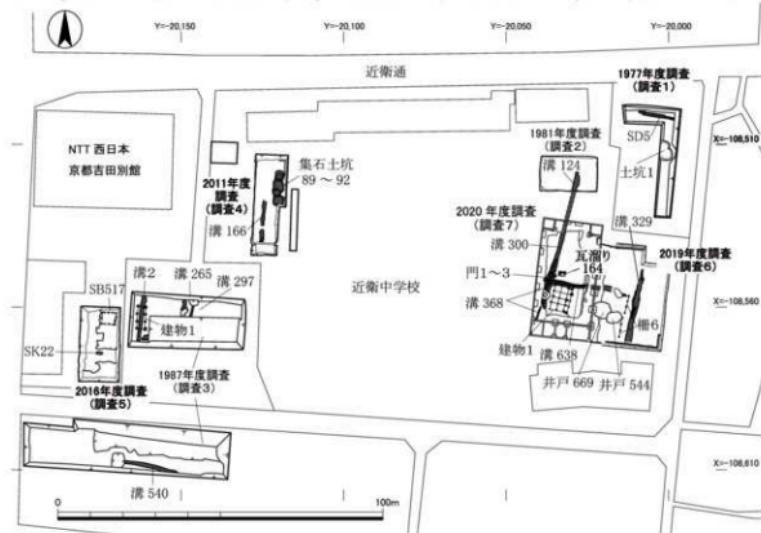


図4 近衛中学校周辺の調査で検出した主要遺構図（1：1,500）

一定量出土している。

2020年度には、調査6の西隣で調査が行われた³⁰⁾(調査7)。調査では、鎌倉時代(13世紀前半)の4×3間の南北棟の総柱建物1、門1~3、石組井戸544・669、南北方向の溝300・368、東西方向の溝638、瓦溜り164などを検出している。南北溝300・368は、調査2の溝124とつながると考えられる。遺構の主軸方位は、溝300・368それぞれ、北に対して約15度、約18度東に振れる。また調査6の溝329とほぼ平行し、これらの溝間の約24mに門1~3や建物1、石組井戸544・669、瓦溜り164などがある。門1~3は、いずれも掘形径0.7~1.1m、柱当り径0.4~0.5mほどで、このうちの柱穴1基の底部には大きさ約0.5mの地下式礎石が据えられている。石組井戸699は、掘形が径約5.5m、深さ約3.4m、用いられる石材は約0.5mである。瓦溜り164からは、平安時代末期から鎌倉時代の瓦が多量に出土している。

以上、近衛中学校周辺における発掘調査事例を見てきた。調査1では東西方向の溝を検出し、調査2・7と調査6ではほぼ平行する南北方向の溝を検出し、その溝の間には建物や門、井戸などを検出し、調査6の南北溝の東側では土坑墓を検出している。このことから調査6の南北溝329の東西で土地利用に変化がみられることがわかる。これらの調査で検出された遺構の時期は、出土した土師器から12世紀末から13世紀以降のものであることがわかった。調査7で検出した石組井戸は、掘形径が検出面で約5.5mで、用いられる石の大きさが0.5mを超えるものもあり、同時代の石組井戸と比べても規模が異なる³¹⁾。

また調査1・6・7では、瓦が一定量出土している。このことから付近に瓦葺の建物の存在が推定され、寺院に類する施設の存在があった可能性は考えることができる。この瓦に関して、創建時期が福勝院よりやや遅れる柏杜遺跡八角円堂(久寿2年・1155年創建)の雨落溝から出土した瓦群と比較して時期を検討する³²⁾。柏杜遺跡八角円堂雨落溝から出土した山城産剣頭文軒平瓦は、いずれも先端が丸みを帯びた花弁状のもののみであり、上原編年によると第IV期(12世紀中葉)に該当する³³⁾。また、上原氏は同八角円堂の軒平瓦はすべて半折曲技法であり、1点も折曲技法の瓦を含んでいない、と述べている³⁴⁾。一方、近衛中学校周辺調査地で出土した瓦の内、剣頭文軒平瓦はいずれも先端の尖ったもののみであり、また山城産の軒平瓦は折曲技法によるという点から上原編年の第V期(12世紀後半から13世紀初頭)に該当すると考えられる。瓦の年代観から見ても、近衛中学校の調査地付近に瓦葺の建物が建てられたのは、福勝院よりも創建時期が遅れる柏杜遺跡八角円堂よりもさらに後ということとなり、福勝院の創建時期までは遡らないことがわかる。このように近衛中学校周辺の調査では、福勝院の創建時期である1151年にまで遡る遺構・遺物は皆無であるといえる。

3.まとめ

福勝院の推定地とされる近衛中学校周辺の発掘調査成果を見てきた。発掘調査では、平安時代末期から鎌倉時代の瓦が一定量出土しており、付近に瓦葺の建物の存在が考えられることや通常の宅地のものと比べて規模の大きい石組井戸を確認している。白河街区が六勝寺をはじめとして寺

院が多数造営される地域であることを踏まえると、こうした特異な遺構の存在や遺物の出土から何らかの寺院に類する施設の存在は窺うことができる。ただし、福勝院の創建期にまで遡る遺構・遺物は確認されていないため、現在の段階では近衛中学校を福勝院の跡地に比定することは難しい。藤原定家によって書かれた『明月記』安貞元年（1227）9月24日条には、「…、又見近衛末高陽院御堂、堂舎如昨今新造、…」とあることから、出土した遺物はこの時期に当たるとする考え方もあるが、やはり創建期にまで遡る遺物が全く出土していないことからも、これらの遺物だけでは、近衛中学校周辺で検出した遺構群を福勝院と関連があると評価するのは困難であろう。

また、近衛中学校の範囲に限定しても、その東と西とで遺構の検出状況や遺物の出土状況に違いがみられることが分かった。一つ目は、遺構の方位である。近衛中学校の東側では、区画施設と考えられる溝や柵は北に対して10度以上東に傾いているが、西側では、東に対して4度ほどである。調査1・2・6・7で検出された溝は、いずれも現在の近隣の道とほぼ並行していることから、平安時代末期以降の地割が現在まで踏襲されているものと考えられる。一方、調査4で検出した集石土坑はほぼ正方位で並んでおり、東西で遺構の傾きが大きく異なることが分かる。この遺構の方位の振れは、周辺の地形と関係していると思われ、北東の吉田山によって規制されて地割が行われたと考えられる。二つ目は、出土する遺物の内、瓦がまとまって出土しているのは東側に限られることがある。こうしたことから、そもそも近衛中学校を一つの単位と考えるのではなく、その東と西とでそれぞれ別の施設の存在・地割等を考える必要があるのかもしれない。

また、福勝院が近衛大路末の北側に存在したことは『兵範記』などの史料から明らかだが、近衛大路末の位置がはっきりしておらず、さらに、福勝院が近衛大路末の東西のどこに位置していたかを示す史料もない。『京都坊目誌』には、「古老云ふ字近衛学校建築以前一堆の地あり。茶菴たり此地乃ち稜也と」とある³⁰⁾。しかし、これまで述べてきたように、近衛中学校周辺調査では福勝院創建期にまで遡る遺構・遺物は検出されていない。福勝院の跡地をどこに比定するのかについては、これまでの発掘調査成果から考えて、「近衛中学校周辺」から立ち戻り、改めて考え直す必要があるのではないだろうか。

註

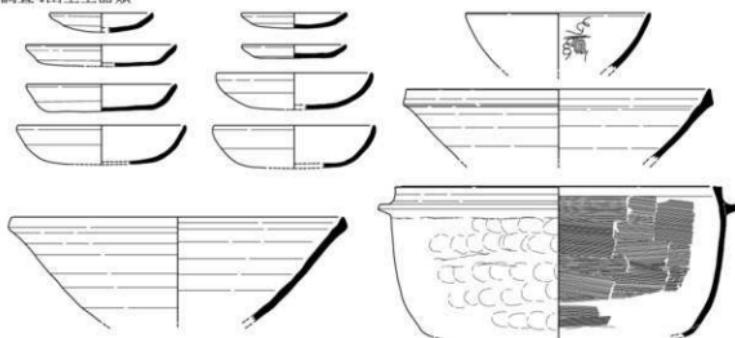
- 1) 『兵範記』久寿2年12月17日条 「…、自近衛末東行、入御々堂南西門、…」
- 2) 同上「白川御堂、今熊野領已四至内也、…就中上皇御所近隣、…」
- 3) 『勘仲記』弘安10年4月15日条 「…、仏具等所借渡福勝院也、余下知之…」
- 4) 杉山信三『院家建築の研究』吉川弘文館 1981年
- 5) 同上
- 6) 川上賀・泉拓良「第1章 構内遺跡と調査の概略」『京都大学構内遺跡調査年報』 1977年
- 7) 濱崎一志「第4章 白河の条坊地割」『京都大学埋蔵文化財調査報告』1991年
- 8) 吉江氏は、文明11年（1479）の「吉田社雜掌口（貞継カ）言上状案」に吉田社領の袋団師名が「東限法興院、西限阿立岸、南限近衛、北限鷹司」に位置していることから、法興院という地名が15世紀後葉まで遡る、としている。

- 9) 吉江崇「中世吉田地域の景観復原」『京都大学構内遺跡調査研究年報 2001年度』2006年
- 10) 「吉田近衛町遺跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概要』京都市教育委員会 1978年
- 11) 「福勝院跡」『昭和56年度 京都市埋蔵文化財調査概要（発掘調査編）』財團法人京都市埋蔵文化財研究所 1983年
- 12) 「吉田近衛町遺跡 京都文化博物館調査研究報告 第4集』京都文化博物館 1989年
- 13) 五十川伸矢・飛野博文「第2章 京都大学教養部構内AP22区の発掘調査」『京都大学構内遺跡調査研究年報 1982年度』1984年
- 14) 「得長寿院跡推定地発掘調査概要」『京都市埋蔵文化財年次報告 1976-II』京都市文化観光局文化財保護課 1977年
- 15) 註7)に同じ
- 16) 『白河街区跡・吉田上大路町遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2011-3 財團法人京都市埋蔵文化財研究所 2012年
- 17) 『白河街区跡・吉田上大路町遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-12 公益財團法人京都市埋蔵文化財研究所 2017年
- 18) 『白河街区跡・吉田上大路町遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2019-12 公益財團法人京都市埋蔵文化財研究所 2020年
- 19) 『白河街区跡・吉田上大路町遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-12 公益財團法人京都市埋蔵文化財研究所 2021年度未刊行予定
- 20) たとえば平安京右京二条二坊十町で検出した鎌倉時代の石組井戸は、掘形径1.6~1.7mで、用いられる石の大きさも約0.3mである。「右京二条二坊（3）」『平安京跡発掘調査概報 昭和56年度』京都市文化観光局・財團法人京都市埋蔵文化財研究所 1982年
ただし、2020年調査で検出した石組井戸の掘形径が大きいのは、地盤が軟弱な砂地であったためだと考えられ、下層の粘土層に変わらあたりでは掘形径は縮小し、約3.0mとなる。
- 21) 『柏杜遺跡調査概報』鳥羽離宮跡調査研究所 1974年
- 22) 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』13・14号 1978年
- 23) 上原真人「秀衡の持仏堂：平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈」『京都大学文学部研究紀要』第40号 2001年
- 24) 図3の字名を見ると、近衛中学校西半部は小茶園にあたる。

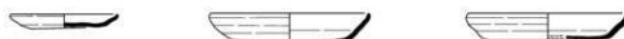
参考文献

- 『京都坊目誌』上巻之廿七（吉田篇）（『新修 京都叢書』第十九巻）臨川書店 1968年
 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』13・14号 1978年
 上原真人「秀衡の持仏堂：平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈」『京都大学文学部研究紀要』第40号 2001年
 川上賀・泉拓良「第1章 構内遺跡と調査の概略」『京都大学構内遺跡調査年報 昭和51年度』 1977年
 杉山信三『院家建築の研究』吉川弘文館 1981年
 杉山信三『よみがえった平安京』人文書院 1993年
 濱崎一志「第4章 白河の条坊地割」『京都大学埋蔵文化財調査報告IV－京都大学病院構内遺跡の調査－』1991年
 吉江 崇「中世吉田地域の景観復原」『京都大学構内遺跡調査研究年報 2001年度』 2006年

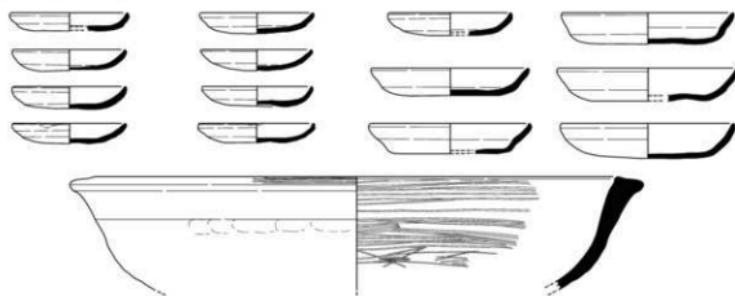
調査4出土土器類



調査5出土土器類



調査6出土土器類



調査7出土土器類

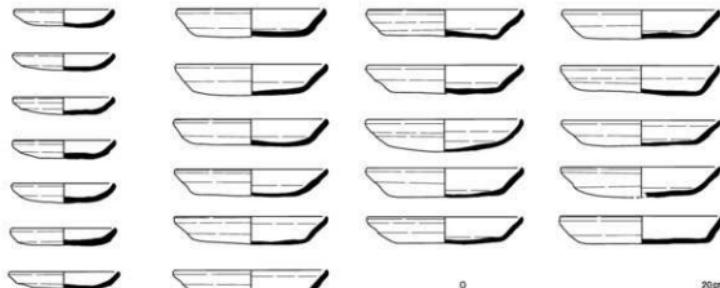
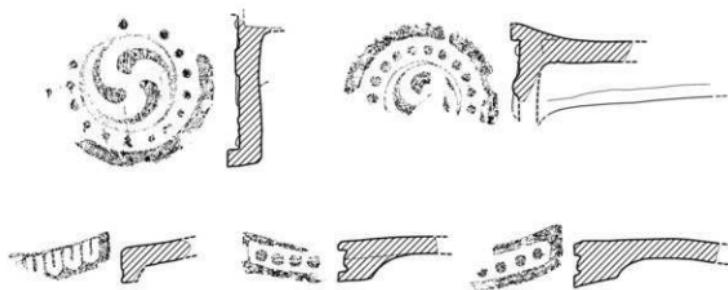


図5 近衛中学校周辺の調査で出土した土器類実測図 (1 : 4)

調査1出土瓦類



調査6出土瓦類



調査7出土瓦類

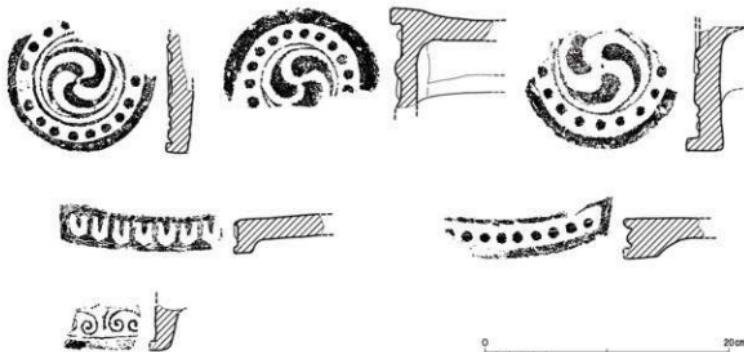


図6 近衛中学校周辺の調査で出土した瓦類実測図・拓影 (1 : 4)

北山七重大塔（特別史跡・特別名勝金閣寺庭園内）

土壇（亀腹）毀損問題について

—令和2年度25次調査の問題点—

東 洋一

1. はじめに

2021年3月31日、北山大塔土壇跡を再調査した報告書である「III特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園（25次）」収録の『京都市内遺跡発掘調査報告 令和2年度』（京都市文化市民局 2021年。以下『25次調査報告書』とする）が刊行された。

また、それとは別に、大塔土壇上面の被熱面上面から新たに検出された、炭化した木片約20個体からパレオ・ラボ社に委託して放射性炭素年代測定を実施した報告「V-1特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園（20A006）」『京都市内遺跡詳細分布調査報告 令和2年度』（京都市文化市民局 2021年。以下、『化学分析報告書』とする）も同時に刊行された。

奇しくも翌日の4月1日、『京都新聞』朝刊に『金閣寺発掘調査 庭園土壇に鎌倉期木片 科学調査で判明 伐採は室町期可能性も』とするタイトルの日山正紀記者によるスクープ記事が掲載された。

この記事は前記2冊の報告書の要約で、3月31日発行報告書の内容を事前にキャッチしていたものと思われる。

記事には京都市文化財保護課のコメントを交えて「分析結果によると、木片の年代は1225～75年の範囲に収まる確率が95.45%と判定された。市は『木は焼け、年輪や樹種は分からぬ。伐採や使用の時期になると、鎌倉期にとどまらず100年以上を経た室町期の可能性もありうる』とう。」としている。このコメントは限りなく足利義満建立の北山大塔建立期に合致することとなる。

また、土壇についても「府や市が最終的にまとめた発掘調査報告書では、市埋蔵文化財研究所が軟質な盛り土で『大量を支える基壇とは考えにくい』とした土壇を再評価した。外部有識者の見解をもとに『堆積はむしろ密で、土質の柔らかさは後世の風化による』と判断した」と報道した。これは從来の研究所見解を覆したこと意味する。

また、やや遅れて4月26日付け『朝日新聞』朝刊にも、小松万希子記者による『金閣寺の『幻の塔』の一部か 境内土壇から鎌倉期の木片』という見出しの記事が掲載された。

それによれば、木片の「発見場所の盛り土（土壇）が、塔の土台だった可能性も強まってきた」とし、京都市文化財保護課馬瀬智光氏の「断定は難しいが、北山大塔の一部だった可能性もある」とする取材コメントが掲載され、25次調査外部有識者を担当された菱田哲郎京都府立大学教授【考古学】の「もともとが固くしまった土だったのならば、今回の木片の発見もあり、土壇が大塔の土

台だった可能性は十分にある。今後さらなる調査が期待される」との重要なコメントを独自取材されている。

しかも、『朝日新聞』記事には、それに続けて「2016年、京都市埋蔵文化財研究所の発掘調査で、境内東側の土壌（高さ約2m、約40m四方）の周辺から、金属片が出土した。塔の頂にアンテナのようについている『相輪』の一部の可能性が高いと判断された。これで、大塔の存在が一躍注目を浴びるようになった」とし、土壌と出土した大塔九輪（図1）との関係を正しく評価して記事にされた。

更に、本稿執筆中の5月16日『京都民報』でも、見出しに「北山大塔（足利義満手掛けた幻の七重塔）発掘調査、遺物分析から金閣寺庭園の中世遺構『可能性高まる。専門家『否定する材料ない』』として大きく取り上げられ、京都市文化財保護課のコメントとして「大規模建造物に樹齢100年以上の木材が使われることは一般的。北山大塔の一部だった可能性はある」とあり、菱田哲郎京都府立大学教授の「今回の調査で水平に土が積まれた状態が確認でき、塔基壇としても遜色はない。北山大塔跡であることを否定する材料は今のところない。これから計画的に調査し、土壌の大きさや形、性格を解明していくことが何より重要」とのコメントが掲載されている。

以上の『京都新聞』・『朝日新聞』・『京都民報』の報道各社記事からも明らかのように、京都市埋蔵文化財研究所（以下研究所とする）が、この土壌を調査した『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-13 特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所2017年（以下、『16次調査報告書』とする）の結論で「密な堆積ではなく、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい。基壇の上に建っていた建物が北山七重大塔であったかは今後の検証が必要である。」（p7）とした見解を、今回の『25次調査報告書』で根底から覆し、土壌が足利義満建立の北山七重大塔の土壌跡であることを見事に「検証」したのである。

しかしながら、上記『京都新聞』記事によれば「一部研究者からは足利義満による『北山大塔』基壇跡の可能性が指摘されている。一方、市埋文研は『年代や建物を考古的に推定できる状況にはない』と慎重な見方を示す」とあるが、この研究所の断定的なコメントは今回の『25次調査報告書』を事前に読んでおらず、「考古的」とかの言葉だけのお遊びに終始しており、容認できない。何故なら、以下に示すように全く再調査の成果はもとより大塔九輪出土の事実等の考古学的「状況」を未だに無視した乱暴で無責任なコメントだからである。

さて、今回の再調査は私と中島晃弁護士が文化庁に対して、行政手続法第36条の3に基づいて



図1 14次調査出土金銅製九輪

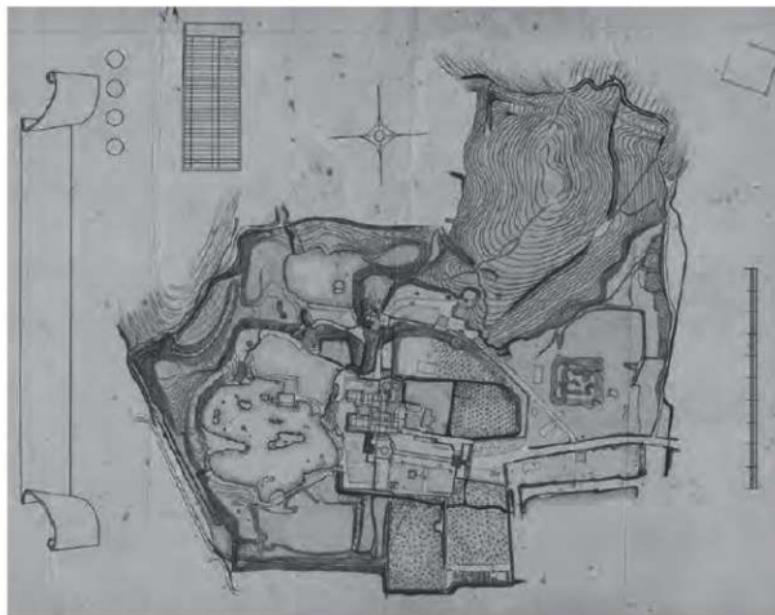


図2 京都府藏戦前金閣寺境内図（測量図C）

2020年6月29日に「北山大塔の基壇と推定されている方形の高まり（築山）において、①石垣の築造、②通路の設置、③既存園路、既存広場等の造成等の現状変更は、いざれも文化財保護法にもとづく許可を受けずに、あるいは許可条件に違反して行われた違法な現状変更であるから、速やかに原状回復をはかるなど、必要な是正処置を講ずるよう」申入れしたことが契機となり、文化庁の指導・助言を受け、京都府教育府指導部文化財保護課と京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課によって2020年の令和2年8月3日～10月21日に地形測量と検証発掘調査が行われた。

ところが、この検証発掘調査の報告書『25次調査報告書』の結語は、残念ながら土壌の破壊はなかったとして、次のような相互に矛盾した結語で結んでいる。即ち「以上、今回の検証発掘調査により、申し立てされた①石垣の築造、②通路の設置、③既存園路の三つについて、現状変更許可申請の範囲を超えて土壌に影響を及ぼしていないことを確認した。一方で、現状変更許可申請がなされずに工事が行われた結果、土壌の一部が削られていたこと、平成25年以前にあった土壌の景観に影響を与える盛土がなされていたことを確認した。今後は、所有者だけでなく維持管理に携わる様々な事業者に対して、史跡名勝の重要性と現状変更に必要な手続き等の周知をしていかなければならない。」(p 68)と結んでいる。しかしながらこれらの二つの結論は相互に矛盾しており、「一

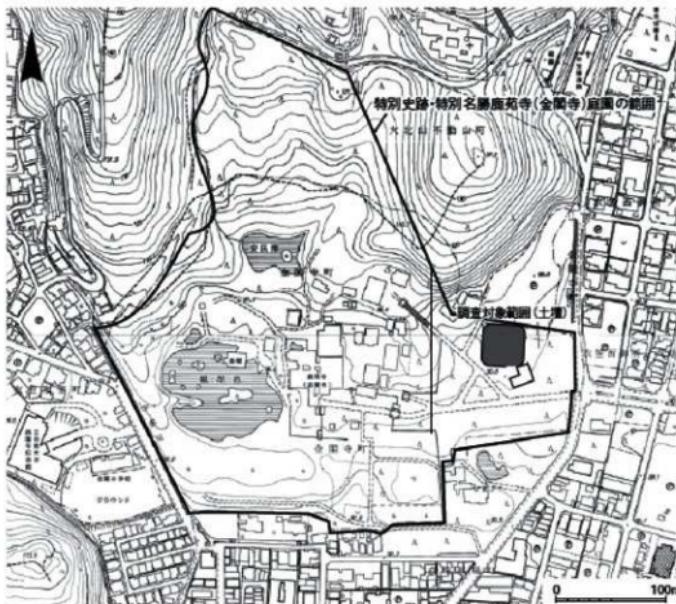


図3 『25次調査報告書図2』特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園指定範囲

方でも他方もないであって、文化財保護法に抵触する可能性がある。この結語は昨今の中途半端な国会答弁のような「ご飯論法」となっており、特に前者の「現状変更許可申請の範囲を超えて土壇に影響を及ぼしていないことを確認した。」というのは、以下に論証していくように全くの出鱈目で、事実を隠蔽していると私は考えている。

従って、この『25次調査報告書』は積極的に評価できる点と評価できない点が混在しており、論点を整理するために、最初にこの報告書の評価できる点から論を進めていきたい。

しかし、その前に大前提として、この冒頭で一言付け加えれば、『25次調査報告書』に収録された後述の戦前金閣寺境内（図2）と現況指定範囲および土壇位置を示した（図3）を比較すれば明らかのように、特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園範囲が戦前と戦後で著しく変化（金閣寺境内東方の土壇北が指定から外され、その代わりに西方の金閣北側山部が新たに付加されている）している。この指定外とされた土壇北部に該当する現駐車場とその北にある不動山は『源氏物語』の「若狭」のテーマに仮定されたと推定されてきた「北山なにがし寺」付近を舞台とした光源氏が国見をした¹¹都を眺望できる絶境に該当する可能性があり、また、そこは西園寺家墓域の可能性もある。それらの重要な地点が指定範囲から戦後に外にされていることも大問題なのである。

特にこの未指定部分で問題となるのは、今回問題とする土壇とセットで考えなければならぬ

重要遺物である北山大塔九輪破片が、特別史跡・特別名勝金閣寺庭園範囲から僅かに外れた、土壇北の未指定地区の金閣寺駐車場（現売店）から出土している所にある。しかも、その未指定地区からは西園寺時代と室町時代の遺構・遺物も多く検出しているのである、この点については『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-9、公益財團法人京都市埋蔵文化財研究所、2016年、筆者担当「2. 歴史的環境と立地」および「14次調査」で述べたとおりである（以下、私が担当した九輪検出を報告した14次調査も含めて『東2016年』とする。）従って、その区域も戦前の指定通り、特別史跡・特別名勝金閣寺庭園として再指定が望まれることは言うまでもない。

この範囲変更の理由は詳らかでないが、京都市と金閣寺との間で駐車場設置に関しての何らかのやり取りがあったものと私は推定している。また、土壇を北山大塔であることを裏付ける九輪自体が、報告から五年以上経っているにもかかわらず、未だに国の文化財に指定されていないことも、重要遺物が出土したときの文化財行政のあり方（この案件は出土時点で文化財保護課から速報で文化庁へ報告されるべきであったが、未だに文化庁で審議にも諮られていない）として大問題である。

2. 『25次調査報告書』の積極面

この報告書で評価できる点は①研究所の見解に反して、土壇の土質が硬いと認定したこと。②土壇上の「大規模建造物」が焼失したことを確認した点。③土壇の正確な測量図を作成した点。④同時に刊行された『化学分析調査報告書』で、炭化した木片の化学分析での「古木効果」により、室町時代伐採の可能性を出した点。⑤最新の地形測量によって現況の土壇状態が判明した点。そして土壇が描かれた大正末から昭和の初めにかけて作成されたと思われる「鹿苑寺（金閣寺）庭園測量図（京都府所蔵・原図縮尺1:1,000）」を評価し、カラーの「巻頭図版3」（図1）として掲載した点などの5点を主に挙げることが出来る。

①この報告書で最大の成果は研究所の『16次調査報告書』で北山七重大塔土壇を否定する根拠にした「密な堆積ではなく、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい。」（p7）という誤った根拠による結論を、「中世盛土の堆積状況の評価については、外部有識者の菱田哲郎氏（京都府立大学文学部教授）、箱崎和久氏（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部長）の見解を踏まえた上で、「中世土壇盛土層は、盛土が細かい単位で密に施工されている。現在の盛土層は脆く軟質になっているが、この地点の盛土層断面は土層上面の地形改変によって長期間露出していた部分であったと考えられる。堅固に突き固められた基壇構造であっても、保存状態が良好でなければ盛土が軟化する事例があるため、第2トレンチ盛土層が現状で軟質であっても、施工された段階には堅固な堆積層であった可能性はある。」（p58）とした点にある。

これは土質が柔らかいが故に大塔の土壇ではない、という『16次調査報告書』の誤った見解を正面から覆しており、評価に値する。但し、私は「現在の盛土層は脆く軟質になっている」と持つて

回ったようにいいうのは研究所への忖度であろう。何故なら十分に現状でも硬いからである。

②に関しては発掘調査での最重要課題を、ほんの1ページに満たない簡単な「まとめ」で済ましていた研究所の『16次調査報告書』と異なり、次のように具体的に否定した点である。即ち、「被熱面は硬化し、色調は赤褐色に変色している。火災時の地表面と考えられ、かなりの長時間にわたって火災に伴う高熱を直に受けたようである。被熱が顕著であることから、大規模建造物の火災と考えて矛盾はないであろう。」(同p 59)と報告している。

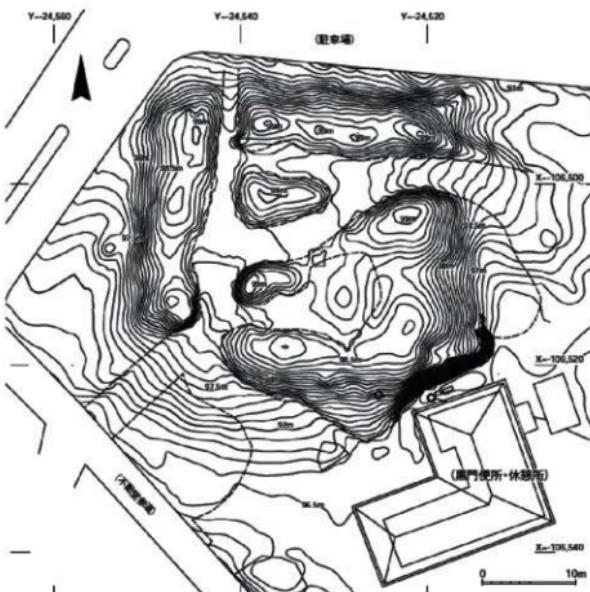
これもまったく同感であり、丁寧で現実的な観察であると考える。

特に「大規模建造物の火災」であることを想定している点が注目でき、北山殿建物群の消去法から、今回の報告書ではこの建物が何かについて直接触れていないにしても、「大規模建造物」なるものは（研究所が想定した応仁の乱で焼失したという「小御堂」なる正体不明な建物ではなく）記録に明らかな、応永23年（1416）正月9日に落雷によって焼亡した北山大塔以外にないことが明白となった。この点に関しては研究所の『16次調査報告書』の見解を批判した私の「北山七重大塔の所在について（下）『洛史 研究紀要第12号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2019（以下、『東2019年』とする）で詳しく論じているので参照して頂きたい。

また、「2. 位置と環境」においても、「本調査地は鹿苑寺境内の東北部にあたり、黒門の北西約70mに所在する一辺40m四方の土壇状の高まりである。近世以降、鹿苑寺の境内を描いた絵図がいくつも確認できるが、いずれもこの土壇付近は林もしくは何の表記もなく特段の注意は払われていなかつたようである。しかし、この土壇は、後述する周辺調査事例より北山大塔の遺構の可能性が指摘されている。」とし、私の「西園寺四十五尺瀑布瀧と北山大塔」『研究紀要』第7号、財団法人京都市埋蔵文化財研究所、2001年（以下、『東2001年』とする）を「注」として挙げている。これは北山大塔所在地に関する初めての私の専論を挙げない（もしくは黙殺することによって学問上のプライオリティを無視した）、研究所の『16次調査報告書』より学問的に良心的である。

更に続けて「この土壇状遺構は北山殿の一部ともいえる『八町柳町』を南北に貫く道祖大路の延長線を中軸線として、金閣とほぼ左右対称の位置にあることが指摘されている点は注目される」(p 41)とし、私が担当執筆した『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-9、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、2016年（以下、『東2016年』とする）を「注」として挙げており、私の報告した14次調査の成果を「第14次調査は土壇の北側、第3次調査より更に北側に調査区が設けられた。室町時代の基壇状の高まりや池、溝、瓦窯などが確認されている。特に溝3から大型の金銅製宝輪の破片が出土している点は注目される。」(p 45)としていることも正当な評価であり、好感が持てる（ここで『金銅製宝輪』とあるのは「九輪」のことである）。

なぜなら、この室町時代の「溝3」（土壇より約20m北西地点）から出土した、マスコミ各社によってセンセーショナルに報道された復原径2.4m・重さ8.2kgの日本一大な「大型の金銅製宝輪」（九輪）こそが、土壇の性格を決定付ける考古学的証拠だからである。この点が、14次調査の成果、とりわけ九輪出土に意図的に触れない、研究所『16次調査報告書』との大きな違いとなつて



第29図 鹿苑寺（金閣寺）庭園 土壇測量図 A (S=1/400 京都府・京都市作図・電子測量)

図4 合和2年測量図A

現れているのである。

③は、園路・広場等が破線で囲われ、その中が低く平らに正確に表現されている測量図（図4）によって大塔土壇の正確な規模と毀損された部分が、以前に存在した測量図との比較・照合によって浮かび上がらせる事を可能にする道を開いた点である。

報告書によれば土壇は「全般に中世以降の地形変化が進んでいるが、平面形態は整美な正方形で、規模は、仮に北辺を等高線の97.5m、南辺97.0m、東辺96.9m、西辺97.1mラインとすると一边約40mの正方形となり、主軸は座標北からわずかに東に振る丁寧な測量と設計の元で施工された土壇と考えられる。また、現況の土壇再上面の標高は99mである。土壇裾をどの等高線と捉えるかで高低差は変動するが、現況地形では概ね2m程度の高さがある。」（p 46）と正確に報告している。

これは実態が不明な、出来るだけ小さい「小御堂」なるものに、この土壇を計算間違いも含めて無理矢理當て嵌めようとした『16次調査報告書』の「一边が30m前後」（p 5）とする誤謬が、ここに正されたのである。

このような測量は本来、古墳の調査がそうであるように16次調査の際に事前に実施すべきであり、それを怠った16次調査がいかに杜撰な調査であったかを物語っている。

④は『化学分析調査報告書』によって、土壇上に建っていた建物の部材の伐採期が、室町時代前期である可能性を示しており、新聞記事にあるように1416年に焼亡した大塔である可能性が著しく高くなったことである。

この点については『16次調査報告書』で、土壇内で出土した2点の出土土師器片だけで「これら2点は京都VII期に収まり、室町時代前期に比定できる。」(p 15)としていた土壇造成年代を、より補強する材料となるであろう。

この問題も本来、16次調査で行われるべき化学分析であり、炭化した木片の記述が全くない16次調査より良心的な調査方法であり評価に値する。但し、『25次調査報告書』にこの化学分析の実施については一切触れられておらず、別冊の『京都市内遺跡詳細分布調査報告 令和2年度』に紛れたように化学分析の結果だけが突飛に発表されており、不審である。財源別等の事情で別冊として刊行されたにせよ、『25次調査報告書』の出土遺物項目内で「炭化木片」検出等を一言入れるべきであろう。

なお、『16次調査報告書』では土壇建物の火災を応永23年の大塔火災の他に、応仁の乱の火災であるように記述する。しかし、応仁の乱火災説の根拠については14次調査で検出した、応永23年の大塔焼亡の際に類焼した記録がある「愛染明王堂」の被熱を受けた基壇か、そこに基壇の高低差を利用して設けられていた瓦窓の被熱層を、応仁の乱火災説に引きつけて強引に導き出された誤謬であり、この説は成り立たない。その件に関しては16次調査に先だって『東2016年』で既に否定しており、特に『16次調査報告書』の応仁乱=小御堂焼亡説については『東2019年』で徹底的に批判しているので参照頂きたい。なぜなら『16次調査報告書』は私が北山大塔九輪検出した『14次調査報告書』成果を無視することによって成立しているからである。

史料批判からは応仁の乱で被害を受けたのは西軍の陣地になることによって建物が「破却」されたことを伝えるのみで、火災に遭ったことは確定できない。従って、『25次調査報告書』で北山大塔焼亡の応永23年（1416）に併記して「応仁の乱で兵火を受け一部の建物が焼失し」(p 41)であることや、京都新聞記事でも「義満が高さ100メートル級の大塔を建て、1416年に焼失された」とされる。応仁の乱（67～77年）の陣地になり、兵火で一部の建物が焼失したという。とあるのは『16次調査報告書』の間違った記述に引きずられた信憑性がない紛らわしい記述であると考える。しかも、考古学的根拠となる土壇出土遺物が室町時代前期のVII期（1360～1440年頃）であるとするならば、その点だけでも『16次調査報告書』の、後述する土器編年で室町時代中期の1440年以降のIX期となる応仁の乱火災説の根拠がそれだけ脆弱となる。何故なら後者の遺物は一切出土していないのであるから、応仁の乱説を取ることは無根拠の「悪魔の証明」となるからである。

この点に関して、この『16次調査報告書』が、いかに粗雑であるかの一例として再度ここで批判しておけば、自分の都合の良いように文献に中略を入れることにより、無理矢理室町時代中期の応仁の乱の火災に誘導していくところにある。即ち、『16次調査報告書』では、この土壇の「考えられる火災時期としては鹿苑寺（金閣寺）境内の北東にあった北山七重大塔が雷により消失した時や応仁の乱の時などが考えられる」(p 7)とした上で、さらに後者の応仁の乱とするために南都の

伝聞『大乘院寺社雜事記』応仁元年（1467）六月二十二日条を「・・北山鹿苑寺成陣・・中略・・小御堂先年炎上・・中略・・西方陣也」と部分的に「中略」によって切り取って「応仁の乱」の火災なるものが実在し、さも土壇被熱面の原因であるかのように引用する。しかも、そこで決定的箇所を「・・中略・・」にすることによってその目的を果たそうとするのである。

しかし、ここで全文掲げると「北山鹿苑寺成陣、金堂以下破却其外不法也、一字不無為云々、小御堂先年炎上、取立之処、又破却事、北山式中々無是非、西方陣也」とあり、応仁の乱勃発の応仁元年（1467）より「先年」、つまり応仁元年より「何年か前」の「小御堂」の「火災」を指しており、応仁の乱で焼けたとは一言も言っていないのである。上記では金閣を「金堂」と誤記しているが、ここは西軍の陣となり「破却による被害を受けなかった建物は一字も無く、また何年か前に炎上した小さな御堂も再建したのに、無法にも破却された。」と読むべき伝聞なのである。従って『16次調査報告書』は応仁以前の火災を応仁の乱の火災と読み替えて意図的に引用しているのであるが、こんな小細工までして本命の大塔焼亡期から目を反らそうとするのである。しかし、応仁の乱説が潰れた以上、消去法から必然的に大塔火災以外には選択肢はなくなるのである。

なお、時代が降り、信憑性にやや問題がある、江戸時代の「鹿苑寺寺説」として「小御堂」や「大塔」の位置を記している大島武好編『山城名勝志卷之七』正徳元年（1711）があるのである。それによれば「鹿苑寺寺説云、義満公北山第、境内甚廣、總門紙屋川西、北小路、今地藏院傍ニアリ、礎石在_于今_、御所號_芳徳_、今方丈東北至_石不動堂邊_、昔金閣廻悉池、芳徳間架_反橋_、池南有_拱北樓_、東南有_小御堂_、東有_地藏堂_、（安_數體_）其地云_地藏本_、其像今金閣内一軀、石不動堂一軀相残、其北有_大塔_、本尊彌勒石不動堂ニ有」とあり、ここでは「大塔」が、池の「東南」の「小御堂」、東の「地藏堂」の「北有」としており、ここでも金閣寺境内北東部の巨大な方形土壇が、大塔候補地となることは言うまでもない。

従って、今回の『25次調査報告書』で「かなりの長時間にわたって火災に伴う高熱を直に受けたようである。被熱が顕著であることから、大規模建造物の火災と考えて矛盾はないであろう。」とあるように、検証発掘調査からも土壇の被熱層は消去法から応永23年の「大規模建造物」の北山大塔焼亡に絞られたわけである。繰り返せば土壇正面の被熱層は北山大塔という「大規模建造物の火災と考えて矛盾はない」のである。この意義は決定的である。というのも義満の北山殿で、ほぼ場所が確定している北御所を除いて北山大塔以外に「大規模建造物」は考えられないからである。

④ 土壇の測量図には今回の令和2年の園路等によって回んで平らにされた部分を「点線」で表した、等高線1cm間隔の「土壇測量図A」（図4）の他に、昭和63年（1988年）に金閣寺が作成した、大スケールである1：200の等高線が50cm間隔である金閣寺藏「土壇測量図」（図5）がある。ここで注目したいのはこの図には土壇上には園路等が一切描かれていない点である。即ち、昭和63年段階では園路はまだなかったと言うことができるであろう。

『25次調査報告』では前者を「測量図A」とし、後者を「測量図B」と呼称している。

⑤ 今回新たに公開された京都府蔵の1：1,000則量図「土壇測量図C」（図2）と呼称され、未完成であるが、「文化財指定を契機にした詳細測量によって、大正末期から昭和初期の間に作成され



第31図 麻苑寺（金閣寺）庭園 土壇測量図B（部分）（原図縮尺200分の1・麻苑寺所蔵）

図5 昭和63年測量図B

たものと判断」(p.49)された測量図である。この図にも園路等は全く描かれていない点に注目されたい。

この園路等が描かれた図面が初めて報告書で公にされたのが2016年（平成28年）調査の『16次調査報告書』(図6)が初源であるので、少なくとも園路等が設置されたのは1988年以降で2016年までに限定することが可能である。しかも、京都府・市文化財保護課に問い合わせたところ「戦前の指定時の完成図や他の図面があるはずで、調査中」といっておきながら、実はC図面以外所持していないかった点にある。このことから特別史跡・特別名勝金閣寺庭園図面が上記未完成の「土壇測量図C」以外に文化財保護課に保管されていないことが明らかになり、管理基本台帳ともいえる完成図を文化財保護課が持っていないという文化財管理体制の杜撰さが浮き彫りになったのである（世界遺産指定時はどの様にして指定区の地図を作ったのか不明である）。

とはいえたが、正しかったことが実証されたことは喜ばしいことで大いに評価に値する。

3. 『25次調査報告書』の否定面

次に否定面に移る。繰り返せば今回の申入れは「北山大塔の基壇と推定されている方形の高まり（築山）において、①石垣の築造、②通路の設置、③既存園路、既存広場等の造成等の現状変更は、いずれも文化財保護法にもとづく許可を受けずに、あるいは許可条件に違反して行われた違法な現状変更であるから、速やかに原状回復をはかるなど、必要な是正処置を講ずるよう」求めたもの

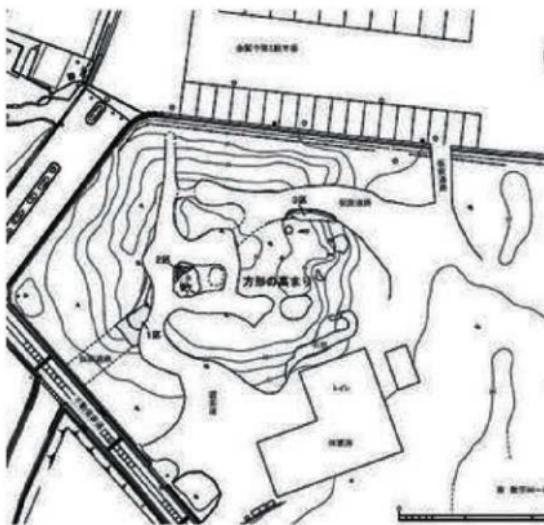


図6 『16次調査土壌略図』

である。

ところが驚くべきは土壌に毀損はなかったと結論づけている点である。若し毀損があったとすれば、昭和25年制定以来、今日まで罰金額も変わっていない文化財保護法第百九十六条。

「史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又は隠匿した者はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁固又は三十万以下の罰金に処する。

前項に規定する当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁固又は二十万円以下の罰金若しくは料科に処する。」の後者に該当する事になるので、重要である。

若し毀損が事実であったとすれば、文化庁・京都府・市文化財保護課は金閣寺に文化財保護法に抵触する行為への免罪符を与えたこととなり大問題であると考える。結論を先に述べておけば、私がここで主に問題にしているのは今回の報告書が問題にしている「仮設通路」部分だけではなく、申請前に既に舗設されていた通路・広場等も問題にしているのだと言うことを前もって述べておきたい。以下『25次調査報告書』の記述に沿って順次批判していく。

『25次調査報告書』は石垣部分を「第1トレンチ」とし、『16次調査報告書』の「第1区」を「第2トレンチ」と呼称しているので、混同しないように要注意である。また、『25次調査報告書』は最も毀損が酷い16次調査の「既存通路」が存在した「第3区」を最初から再調査対象から外している。これは金閣寺に対する忖度以外の何物でもないことが次第に明らかになると考える。

しかるに『25次調査報告書』は①に関しては写真(図7)の石垣をわざわざ「註10」として「通



**第34図 第1トレント区 調査着手前（南東
から・令和2年（2020）8月26日）**

図7 土壇石垣部

常、石材を積み上げて築造した工作物を『石積』あるいは『石垣』と称する（文化庁文化財記念物課2014）が、土壇南東部の構造物は、石材が積まれるのではなく、傾斜に敷き並べられる構造であった。したがって、上記の『石積』、『石垣』の定義には該当しないと判断される。むしろ、弥生時代の『貼石墓』と近い構造であるため、本稿ではこの遺構を『貼石』と称する（p 69）とする。即ち、文化庁の定義に反して、強引に定義を「貼石」に変更し、石垣・石積ではないとするのである。

しかし、（図7）を見ても分かるようにこれは石垣以外の何物でもなく、これは日本語の定義・常識を覆すものである。なぜなら石を並べたものが石列であり、その上に石を積み上げたものが石垣に他ならないからである。この写真にあるように天端の一部が下の石に荷負をかけない『貼石』になっているに過ぎない。従って、これは文化庁文化財記念物課の定義で十分なのである。何故このようなことを強引に定義替えるかと言えば、それは該当部分が毀損によって石垣にされたのではないとするための論理的強制によって、あくまでも構造に関係のない置き石や貼り石の類いにしたいためなのである。果たして施工業者は「弥生時代の『貼石墓』」を想定して施工したのだろうか。

しかも、本文では「石垣の築造とされた行為は、土壇東北部にある高さ約2m、延長約16mの範囲にわたって一抱えほどの石を敷並べた行為である。本来、石垣とは不同沈下を防ぐために基底部を揃え、崩壊しないように荷重のバランスを考えて石材を据え付け、積み上げていくものであり、石材の後方には排水や崩落防止のために裏込めを、石材相互の隙間には間詰石を詰めていく。」と知ったような説教が続く。しかも驚くべきは更に続けて「しかしながら、今回指摘された行為は、

基底部の不同沈下対策工事がなされているわけでもなく、荷重を考えて石材が据えられているわけでもなく、裏込めと呼べるほどのものも詰められておらず、後述する盛土の流出を抑えるために盛土の表面に石を貼り並べたものであり、土壇を削って据えたものでないことが明らかになった。」(p 66)とする。こんなことを報告書でくどくど書く必要があるのだろうか?換言すれば石垣の定義を自分勝手に作り出し、それに該当しないから石垣ではないと断言したいための不必要的記述である。なぜなら近世の城郭の石垣や「弥生時代の『貼石墓』」の概念を今回の石垣に当て嵌め「土壇を削って据えたものでない」ことに無理矢理したいための無意味な記述だからである。

「盛土の流出を抑えるために」石垣が築かれても何ら不都合はないはずである。これらの報告書に不必要的回りくどい文言は学問的調査を行ったように見せかけるレトリックであると私は考える。何故ならいざれにせよ毀損はあったのだし、無申請で石垣にせよ貼り石にせよを積み上げた事実が明るみに出されて、文化財保護法に抵触する可能性が明らかとなつたからである。

●盛土未完掘問題

図8は『25次調査報告書』の石垣部分の「図13第1トレント a区断面図(1:50)」(b区断面図もあるがa区で代表しておくp 53)である。ここで注目したいのは、「中世盛土層」直上が「※19・20【現代盛土施工時の表土層か】」と疑問符で書かれた「現代盛土層」であることがポイントとなる。ここでの問題は2つある。

第1に、これでは「※1~17【現代盛土層】」とする現代盛土層をそのまま掘りきらずに埋め戻したことになり、調査を完掘せず不完全に強制終了させたことになる。

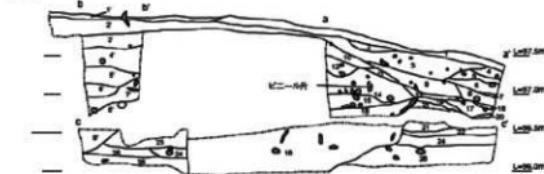
第2に図8にある「現代盛土施工時の表土層か」と疑問符で付けられた層が、果たして中世盛土層を削った直上に形成されたものなのか?それとも「現代盛土層」それ自体なのかを、曖昧にしたまま調査を終了した点にある。本来、現状復旧のためであるとするならば、これらの「現代盛土層」を全て撤去して初めて毀損があったのかなかつたのかが判明するはずである。また、それら現代層を撤去した後で復旧をどの様にするのかが問わなければならないはずである。

では聞くが、何故そこに流出する約2mの「現代盛土」が築かれたのか?その点についても沈黙する。これは例えで言えばプリンをスプーンで掬った後に掬っていないと言い張るようなものである。時系列的に整理して考えれば、後述するように戦前の測量図Cの段階で土壇南東部の凹み(報告書で「塩ビ管敷設以前の擾乱SX102」p 50)があり、昭和63年測量図B段階ではその凹みが埋められ(それが図8の「※18【SX102埋土】」に該当しよう。従つて、その埋土が形成されたのは戦前から昭和63年以前に埋められた可能性が高い)、更に今回の測量図A作成前にもう一度掘削されて、現代盛土で埋められ、更にその上に塩ビ管設置のため溝が掘られて北山大塔土壇裾部を毀損して、その上に石垣が積まれたという複雑な過程がこの図8から窺われるのである。だから毀損がなかつたかのように取り繕う『25次調査報告書』は謫弁以外の何物でもないのである。

●本質的議論がない無内容な報告書

とはいひ我々はこのような些末な点に関わっていては先に進めないので本質的な議論をここで行いたい。

【北側】



1. 2.5TY/2 斜面を走るびき割れゾルト(表土)
2. 10TY/3 に近い黄色系粘土シルト
3. 2.5TY/4 に近い黄色系粘土シルト
4. 10TY/6 硫酸溶出シルト質土
5. 10TY/6 に近い黄色系粘土シルト質土
6. 10TY/6 に近い黄色系粘土シルト
7. 10TY/6 に近い黄色系粘土シルト
8. 10TY/6 明礬溶出シルト質土
9. 2.5TY/3 黄褐色を帯び砂質シルト
10. 2.5TY/1 黄色系粘土シルト
11. 10TY/2 黄褐色シルト
12. 2.5TY/3 黄褐色を帯びシルト
13. 10TY/6 黄褐色シルト
14. 2.5TY/3 に近い黄色系粘土シルト
15. 2.5TY/3 黄褐色を帯びシルト
16. 5PWS/1 布岩色シルト(0~2リットル)
17. 5PWS/1 布岩色シルト質土
18. 2.5TY/4 黄褐色を帯びシルト(0~10センチ)
19. 2.5TY/4 黄褐色シルト
20. 10TY/2 水白い緑色を帯びシルト
21. 10TY/2 水白い緑色を帯びシルト
22. 2.5TY/5 黄褐色シルト(ブロック層に沿う)
23. 7.5TY/6 緑色を帯び砂質シルト
24. 10TY/6 黄褐色を帯び砂質シルト
25. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
26. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
- (1~20番地、21~22番地土壌は土壌土層。
23~26番地は地盤)
- 1'. 2.5TY/1 黄褐色シルト(表土)
2. 2.5TY/4 に近い黄色系粘土シルト
3. 2.5TY/1 黄褐色を帯び砂質シルト
4. 2.5TY/5 に近い黄色系粘土シルト
5. 2.5TY/3 に近い黄色系粘土シルト
6. 2.5TY/3 黄褐色を帯び砂質シルト
7. 2.5TY/3 黄褐色を帯び砂質シルト
8. 2.5TY/3 黄褐色を帯び砂質シルト
9. 2.5TY/6 黄褐色を帯び砂質シルト(0~白色、白色
角部をやや多く含む。土壌土)
10. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
11. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
12. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
13. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
14. 2.5TY/3 黄褐色を帯び砂質シルト
15. 2.5TY/3 黄褐色を帯びシルト
16. 5PWS/1 布岩色シルト(0~2リットル)
17. 5PWS/1 布岩色シルト質土
18. 2.5TY/4 黄褐色を帯びシルト(0~10センチ)
19. 2.5TY/4 黄褐色シルト
20. 10TY/2 水白い緑色を帯びシルト
21. 10TY/2 水白い緑色を帯びシルト
22. 2.5TY/5 黄褐色シルト(ブロック層に沿う)
23. 7.5TY/6 緑色を帯び砂質シルト
24. 10TY/6 黄褐色を帯び砂質シルト
25. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
26. 10TY/6 黄褐色を帯びシルト質土(跡り倒れ)
- (1~20番地、21~22番地土壌は土壌土層。
23~26番地は地盤)

図 8 土壌石垣部盛土断面図

京都市文化市民局から「令和3年3月31日」付京都市会議員井坂博文氏への『鹿苑寺（金閣寺）の発掘調査報告書について（報告）』がある。それによれば「本件調査は、鹿苑寺が行った現状変更による造構への影響の有無を確認することが目的であり、発掘箇所もその目的に沿って設定しました。そのため、土壌が何の造構であるかは判断できません」とあり、はじめから調査目的を毀損の少ない範囲に限定し、しかも「現状変更による造構への影響の有無を確認することが目的であり、「土壌が何の造構であるかは判断」しないという驚くべき既定方針だったと推測する。

もし本気で「鹿苑寺が行った現状変更による造構への影響の有無を確認することが目的であり、発掘箇所もその目的に沿って設定しました。」とするならば、そもそも何故、毀損が最も酷い『16次調査報告書』で「既に敷設され（て）いる仮設通路が切り通しとなっている」（p 9）「第3区」を殊更に再調査から外したのか？と問われるべきなのである。この点については後述するように、そこを再調査すれば毀損の現実が、あからさまになるからに他ならない。だからこそ最初から「第3区」を再調査から意識的に外したとしか考えられないのである。

また、16次調査で「第1区」とした今回の「第2トレーニング」と呼称した再調査区も「平成28年度に保存の対象とした造構面がその後、適切に保存されているかを確認することを主目的に調査を実施した」（p 59）と勝手に調査目的を設定する。しかし、本来の目的であるはずの「現状変更による造構への影響の有無を確認することが目的」ならば、毀損があったかどうか？調査が適切であったかどうか？の設問に答えずに、最初から問題にならないよう、わざと矮小化して16次調査の「第1区」、即ち25次調査の「第2トレーニング」が「適切に保存されているかを確認すること」に限定してしまうのである。その答えは「小結」にあるように「第2トレーニングの調査の結果、平成28年度第16次調査が終了した段階の状態を保ち、造構は保護されていたことを確認した」という同義反復だけなのである。これは本末転倒であり、何のための再調査なのであろうか？造構が調査後に適切に保護されていたかどうかは次の問題である。

そうではなくて16次調査で土壌を検出した第1面で保存されるべきであり、金閣寺に忖度してスロープが設置されることとなる、第2面まで深く掘り切って、土壌を毀損した16次調査方法自体が問題とされなければならないのであると考える。図9は『16次調査報告書』から作成された新出高久氏のFacebookに投稿された2020年10月19日『鹿苑寺境内黒門横土壙についての考察(5)』にある図である(<https://www.facebook.com/photo?fbid=2907611849344881&set=cb.2907612386011494>)。ここは特別史跡・特別名勝指定内であり、保護を前提に丁寧な調査が望まれるべきなのである。これは若し仮に土壙造構の断面を確認したいのならば、第1面で断ち割を入れれば済むことであり、全く不必要で必然性のない金閣寺が申請した「仮設通路」の為に切土が発生する第2面まで掘り下げたことは北山大塔土壙という重要造構を毀損したことになる。しかし、そのことについては今回の報告書では一言も触れないでのある。いつから我々の指摘に対して第2面が「適切に保存されているかを確認すること」が再調査の「主目的」になったのだろうか?論点のすり替えである。

この『25次調査報告書』の本文は毀損の事実と北山大塔土壙であることを巧みに避けて歪曲化して叙述をする。しかし、収録された図面は見事なものであり、図面を見てゆけば事の成否が不思議なことに判明するように構成されているのである。

この点については2020年10月6日に開催された現説資料である『令和2年度特別史跡・特別名勝鹿苑寺(金閣寺)庭園発掘調査 説明資料現地公開説明資料』公表段階で、本稿と重複するが、徹底的な見事な批判が鈴木徹氏によってなされている。鈴木氏のFacebook御投稿を²⁾として取り上げておきたい。是非参照頂きたい。



図9 16次調査第1区及び新出氏による解説

ここでは事実を語る図面から論を進めていきたい。というのも『25次調査報告書』収録の図面を取り上げると、彼らの正確な図面と、その解説との矛盾が、如実に現象してくるからに他ならない。

●図面と解説との矛盾問題

戦前の図2の土壇部分だけをクローズアップした報告書p64の図28（図10上）「土壇測量図C」（この図には丁寧にも「点線・・・現在の園路」が付加されている。読者には特に私がグレーに塗った「現在の園路」となる点線内と点線内部に出っ張った最高位の等高線に注目お願いする。そこが掘削された部分だからである）は、恐らく平板測量で土壇だけを測量したものを1:1,000の縮小図である金閣寺境内図に、縮小して移し替えて描かれたものと考えられる。但し、無理な縮小によって鉛筆による線が重複して見づらくなっている点が難点である。

報告書では「土壇測量図C」は「作図年代が古いため、当然、測量精度は近年作図された測量図A、Bよりは粗い。ただし、土壇地形を含む鹿苑寺境内の地形の特徴が丁寧かつ明確に表現されているのが特徴である」（p 47）とあり、更に「測量図Cの作成年代は測量図Aよりも90年以上遡るが、光波測距機による電子測量から作図した測量図Aに表現される微地形を正確に捉えて作図している」（P 65）とあるように、『25次調査報告書』で高く評価されている。

私も「土壇測量図C」についての評価は異論なく、本来は平板測量であり、原図はかなり精度が高かったものと思われる。勿論「測量図A」に描かれた地形が削平によって変化している園路・広場等を除いての話である。

この図は『25次調査報告書』で明らかにされたように「尺貫法」で描かれたとされており、「測量図C」の土壇部は土壇の周囲に6本～8本の等高線が巡るように描かれている（一部線が重複）。このことから等高線の間隔は尺貫法の1尺=30cmと考えられ、土壇の高さは2m以上(0.3m×6m=1.8m～0.3m×8m=2.4m)の範囲内であったと考えられる。

『25次調査報告書』では、現況を高さ「概ね2m」とされ、「一辺40m」の正方形だと正確に計測されている。また、『16次調査報告書』では一辺四方の長さを意図的に「小御堂」なるもの小さな基壇にするために「一辺約30m」としているが、高さについては「周囲より約2m高く」（p 5）とあり、現況の高さについてはほぼ一致している（従って、埋まっている室町時代整地層からの高さは概ね2.4m=8尺となる）。

従って、ここでこの巨大な土壇をどのように考えるべきかという問題に直面するが、この問題は遂に2012年に八木書店によって『経覚私要鈔』第8・史料纂集・古記録編として翻刻・活字化されて初めて一般の人の目に触れるようになった、興福寺別当経覚の日記『経覚私要鈔』にある記録をどのように考えるべきかという問題に通ずると考える。即ち、

「相國寺塔一昨日夜炎上云々、四々九間、雷五重目落焼失云々、希代事也」文明二年十月五日条（『経覚私要鈔』第8・史料纂集・古記録編、八木書店 2012年）がそれである。応仁の乱中の再々建の相國寺七重大塔の焼失を伝えるこの記事によれば九間四方であったという。北山大塔焼後、4代目將軍足利義持によって相國寺で再建された大塔は一辺9間。即ち一辺に10本（単純に40m

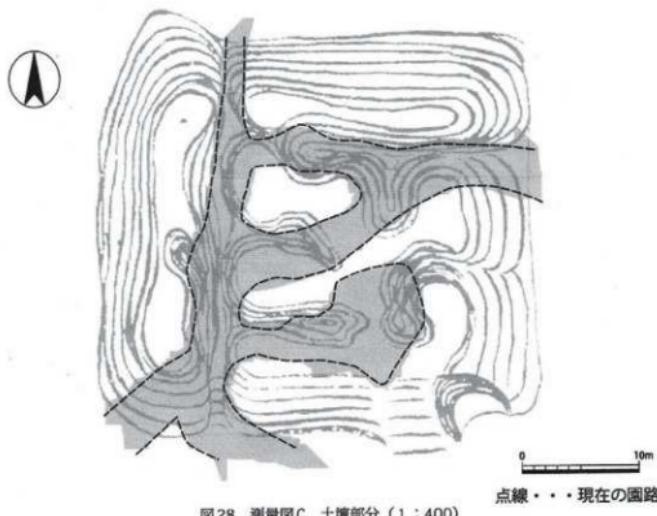


図28 測量図C 土壌部分 (1:400)

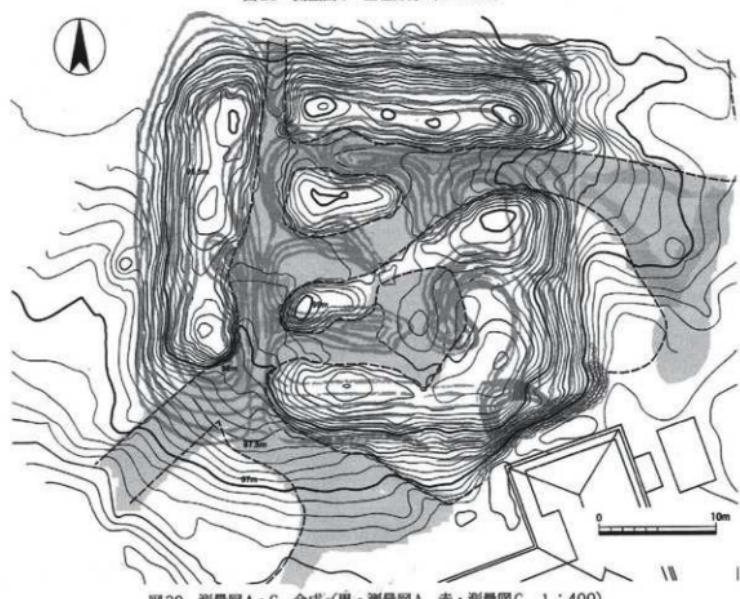


図29 測量図A・C 合成(黒)・測量図A 赤・測量図C、1:400

図10 土壌測量図 (トーンは筆者加筆)

÷10で大凡1間4mとなる。この値は建築学的に不可能な値ではないと考える）の側柱が立ち並んでいた可能性もあり、後世の天守閣のような大塔だったのかもしれないである。

そして若しその記述が正しいとするならば、一辺10本のかなり太い側柱が立ち並ぶ壮大な七重大塔となる。大塔の形式学的には五間か七間の可能性も残るが、一辆40m四方・高さ約2mの土壇は上記の記録に相応しい規模だといえよう。これを私は今日、日本で、遺構として残された日本一巨大な七重大塔土壇跡だと考える。

なお、相国寺大塔跡は現在、相国寺東に位置する「塔之段町」として町名としては残るが、市街化しており、その痕跡は見いだせない。それが故にこの金閣寺境内の土壇跡が相国寺大塔を考える上でも貴重なものとなるのである。

ここでついでながら一言付け加えれば、土壇の堅さが柔らかいか固いかは相対的な主観的な判断であり、それだけでは北山大塔土壇の必要十分条件を満たさないのである。そうではなくて、今回の再調査で床面の被熱層の堅さは「大規模建造物の火災と考えて矛盾はない」とあるように、16次調査が柱当たりに該当する礎石抜き取り穴（または壊掘りによる硬化層）を外しており、火が直接当たる床面を検出したことである。しかも土壇形成層が約10cmに分層でき、ほぼ水平に堆積する版築状の堆積土によって造成され、最上層の赤く被熱した分厚く平らな床面を16次調査で東西に離れた「第1区」と「第3区」で水平に検出した事が重要なのである。この事によって土壇が大陸様ではなく和様の亀腹であり、また、和様の大塔板張り床が焼け落ちて固く厚い被熱面が形成された必然性が看取できるのである。

本稿では「土壇」としたが、それは正確には和様基壇の「亀腹」のことである。亀腹は側面を漆喰か白土で塗り巡らす単純なものであり、和様木造建築特有のいわば基壇であって、16次調査はそこに大陸様の化粧石等がないと勝手に思い込んで大塔の性格を看取できなかつたのである（漆喰ならばこの600年の年月によってとっくに流されて痕跡を残さないであろう。亀腹にそもそも石組み等の痕跡を求める事自体がナンセンスな問いなのである。亀腹が和様で大塔形式であることは『東2019年』参照）。基壇化粧石が無いから塔基壇ではないと言った物言いがあつたことを付言しておく。

また、炭化した木片は亀腹上面から今回検出できたが、壁土等の焼土が検出されていないことは恐らく軽量化のために壁も板壁であり、屋根も軽量な檜皮葺きか柿葺きで、屋根に置き土を必要とする重い瓦葺きではないことも理解できる。これらのが16次調査の「第1区」第1面と、既に切り通しになっていた「第3区」断面調査で北山大塔亀腹であることを検出状況から十分判断出来る事柄だったのである。というのも、考古学も學問である以上、必然性の洞察が必要なのであって、『京都新聞』の記事にあるように未だに「市埋文研は『年代や建物を考古的に推定できる状況にはない』と慎重な見方を示す」という状況ではもはやないのである。

この点についても煩を厭わず言及すれば『京都新聞』2020年10月7日朝刊の「『北山大塔』結論出ず」という見出しの記事があり、その記事の中に「職員（東のこと引用者）は『大塔に相応しい規模感で焼土層も残り、可能性が高い』と訴える。対して、市埋文研は土壇上部の土が斜めに積ま

れた点などから『大重量を支える基壇とは考えにくい』と指摘する。塔基壇を囲うのが通例の雨落ち溝や石組みの痕跡も、今回の調査を含め見つかっていない。ある考古調査員は『土壇の外側が高く、内側がくぼむ形状から、大塔焼失後の応仁の乱に絡む土壇と見る向きもある』としつつ『そもそも土壇の年代や建物を考古的に推定できる状況はない』と強調する」とある。なぜなら同じ『京都新聞』2021年4月1日にも研究所を代表して全く同じ「年代や建物を考古的に推定できる状況はない」と言うコメントを再び繰り返しているからである。

しかし、今回の『25次調査報告書』と、その北西の14次調査で出土した日本一巨大な大塔九輪によって証拠は揃っているのである。亀腹の概念のない16次調査のように遺構である土壇を掘り下げてお宝探しをしてはいけない。それは石組みや塼のない和様の亀腹であり、大塔の焼失した被熱を受けた床面を検出したという認識無しに、プロクルスティスの寝台 (Procrustean bed ギリシア神話) に出てくるアッティカの強盗の話=自分の主觀に合わせて対象を殺戮するたとえ) のように貧弱な認識に囚われて無理矢理自分の主觀を巨大な対象に押しつけたのである。これでは日本一巨大な北山大塔土壇の評価は到底出来ないのであって、自分の貧弱な主觀を対象に押しつければいけない。そうではなくて対象から概念を導かなくてはならないのである。これは日本一巨大な土壇であり、通常の塔の概念を越えている。ここでは盛土と礎石以外何者も残らないという亀腹の概念のない欠けた概念によって作成された『16次調査報告書』とは逆に、日本一巨大な方形土壇に合わせた想像力と客観的な評価が必要とされるのである。以上の諸問題については『東2019年』で詳しく述じておいたので参照願いたい。

さて、本題に戻ろう。「測量図C」の最上級の等高線から等高線上面は平らに表現されていて、私が礎石抜き取り穴と考えている一定の規則性を持って穿たれた深い凹みや、それを縦横につないで礎石抜き取り穴に溜まった水を排水する深い谷状の溝が、平場を切って平坦部各所に描かれている。

このことから『25次調査報告書』は「測量図A、Cの比較から、土壇正面に現存する通路や広場の位置は測量図Cの段階に既に存在した起伏の凹部に形成されていたことも看取される」とし、「土壇上面の通路、広場は、基本的に土壇上面の起伏を利用して作られており、顕著な地形変改は受けていないようである」(P65)と断定し、さも戦前から現在までのこの間に変化がなく、毀損等が無かったかのように裝うのである。これは欺瞞以外の何物でもないのである。「ようである」は単なる感想に過ぎないのであって、これを結論に持ち込むこと自体ナンセンスであろう。

更に問題なのは本稿で図10上とした(図28)の解説である。「既存園路は、平成28年現状変更申請時に土壇上に存在した『既存広場』『既存通路』『既存園路』をまとめた申請図面上の呼称である。問題はこれが無許可で土壇を削って作られたものなのかどうかであるが、少なくとも昭和10年(1935年)以前で、大正11年(1922年)から昭和5年(1930年)の間におおむね限定することが可能である測量図Cに描かれた土壇部分の等高線の谷部分と、これらの施設の位置が概ね一致すること(図28)から、測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものと考える。」(p67)と勝手に総括して、毀損がさもなかったかのように平然と結論づける。しかし、それでは

設問に答えていないだけでなく、「申請図面上の呼称」の問題に矮小化し、最も重要な課題である毀損された時期の問題をはぐらかしており、詭弁である。なぜなら『既存広場』『既存通路』『既存園路』が、何時設置されたかの核心問題に何一つ触れないで、戦前の測量図C時代から何ら変わつていないう取り繕い論点をはぐらかすからである。

ここで問題なのは2016年の金閣寺による「仮設通路」現状変更だけではなく『既存広場』『既存通路』『既存園路』が、その申請以前に無申請で既成事実として舗設されていた点にある。ここに『25次調査報告書』による問題のはぐらかしの本質があるが、ここで再調査しなければいけなかつた点は測量図B・Cに描かれていた『既存広場』『既存通路』『既存園路』が設置された時期の答である。そこを『既存』として意図的にはぐらかして済ますのである。

折角「問題はこれが無許可で土壇を削って作られたものなのかどうかである」と問題を立てておきながら、「測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものと考える」と述べるだけで問題の核心に全く迫らないのである。p 38～69まで費やした本文の内、結論はたったこれだけである。何のための再調査だったのだろうか。何時舗設されたかは当事者の金閣寺に聞けば直ぐ解る問題であり、その聞き取りが調査なのである。文化庁・京都府・市文化財保護課としての職務を果たさなかったと言わざるを得ない。その職務を行っていない怠慢を言葉上ではぐらかそうとするのは悪質である。なぜならそれら通路や広場は永久施設であり、それらの舗設段階で文化財保護法に抵触すると考える。

●問題の核心

繰り返せば「測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものと考える。」というが、どのように「園路の体裁が整えられた」のだろうか？そのことに今回の報告書は一言も触れない。だからここでは逆に測量図B・Cと測量図Aとが「概ね一致」しない点を確認することが問題を解くカギとなる。

抑も、土壇上に園路や広場が無申請で設置されたのであれば、このこと自体が文化財保護法に抵触する可能性がある。「顕著な地形改変は受けていないようである」と想像で物事を言うが、図10「図28測量図C 土壇部分」を参照してみよう。そうすれば全く逆の答えが見事に返ってくるのである。これが弁証法の凄みである。

繰り返せば図10上はここで問題となる『25次調査報告書』(p 64)の「図28」である。そこにはご丁寧にも戦前の測量図にない現在の園路や広場が「点線・・・現在の園路」として新たに書き加えられている（私がグレーに塗った部分）。ここで見なければならないことは点線と測量図Cの等高線で谷状に描かれた部分が、「谷部分」と「一致」していない部分が多く、むしろ最高部の平坦部を示す等高線を切って「点線」が描かれていることである。しかも、「谷部分」と「一致」している部分でさえ、その点線部内側（私がグレーに塗った部分）を見ても判明するように、そのような断面V字もしくはU字形の谷状の起伏（私はそれを礎石抜き取り穴に溜まる水を捌かず溝であると考える）を切って、更に、そこを歩道や広場の機能を持たせるため横に拡幅して毀損しており、通路や広場として機能できるように、底を水平に平らにして「土壇上面の通路、広場」が形成

されているのである。即ち、測量図Cの等高線の平坦面を表現する一番高いところが、何カ所にも渡って削平されていることが判明するのである。

図11はFacebookに『足利義満の北山殿についての考察 ②～北山大塔の痕跡（1）～』として投稿された新出高久氏作成の図（2020年10月13日）である（<https://www.facebook.com/photo.php?fbid=298128710197735&set=a.248413781931381&type=3>）。これだけ見ても旧地形と新たに毀損された部分が明快に解るはずである。そして何故このような凹凸が生まれたのかについても一言も触れない。水路と観光客のための通路との機能上かつ形態的区別がついていないのである。この巨大な高まりは以前より、立入禁止地区となっており、通行は回みを利用する庭師か清掃員に限られており、獸道は存在したであろうが、観光客のための幅員5mの道がどうして以前から必要であったのか逆に聞きたいのである。

これが「25次調査報告書」が言う「測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたもの」と、毀損がさもなかつたかのように嘘の強弁をした実態なのである。問題はどの様にして「園路の体裁が整えられたもの」になったのかにある。谷状の溝を観光客用の幅5mの園路にすれば、測量図Aのように谷の両端を削って底部をフラットにするために垂直に——|——|——か、または法面を作つて——／＼——のように拡幅しなければならない。でなければ観光客が大勢通る園路としての機能を果たさないからである。そのような角張った底がフラットな凹みがあるのは測量図Aのみであつて、測量図B・Cにはそのように描かれていない。このことからも毀損を伴つていいとはいえないはずである（これらの園路・広場が、公文書公開条例によって請求したところ無申請であることも判明している）。園路は「測量図Cの段階に既に存在した起伏の間部

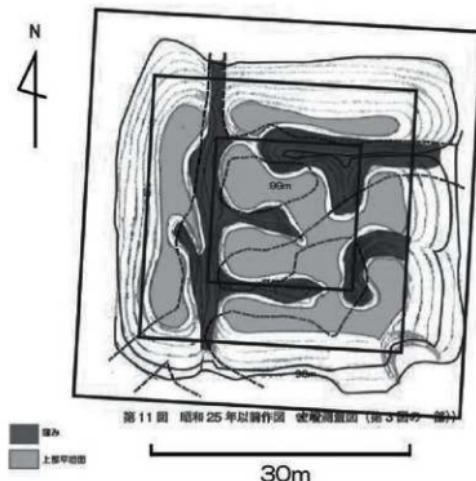
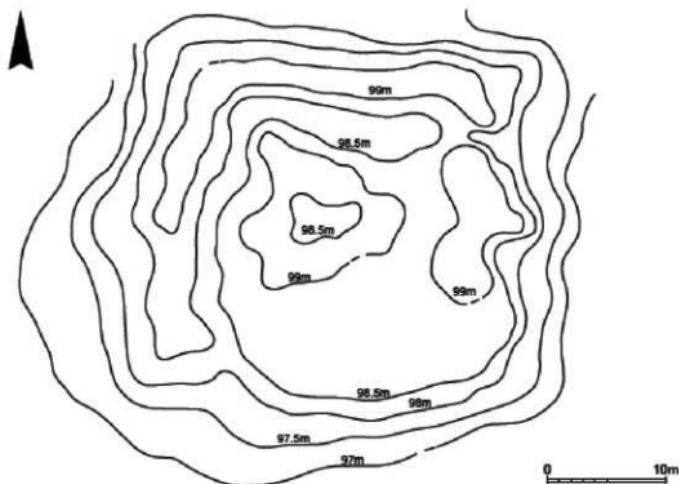


図11 新出氏作成土壤図

に形成されていた」とするが、そこは図10上から見ても理解できるように谷状に凹んでおり、そのままでは幅を広げてフラットにしない限り観光客のための通路機能を果たせないことは小学生でも分かることである。この点を無視して「測量図Cに描かれた土壇部分の等高線の谷部分と、これらの施設の位置が概ね一致すること（図28）から、測量図C時点の旧地形を利用して園路の体裁が整えられたものと考える。」と断定する。再び聞く。インバウンド以前にこれらの「既存通路」等が何の目的で設けられていたのかという問い合わせるべきである。

このことは『25次調査報告書』に収録された図10下「図29測量図A・C合成図」令和2年図29の点線内部の等高線の違いを見ても看取できるところである。この等高線の差が削平された土量である。これだけ明白な毀損の状態を示す図を私は知らない。ところが『25次調査報告書』では、「測量図Cの土壇上面には複数の起伏が存在し、起伏の形状は令和2年作図測量図Aと近似した地形であることが判明した」（p 65）ということで済ますのである。これは全くのすり替えである。この点を測量図Aと測量図Cとが「近似した地形」であると言いくるめて、戦前から「近似」であるから、毀損はなかったとする論法なのである。これは「近似」の意味を拡大解釈した論弁であり戦前の測量図と令和の測量図を「近似」であると言うことにして、近年の園路・広場による毀損を隠蔽するためである。これは論理の飛躍であり、毀損という事実を誤魔化すための無花果の葉でしかないものである。そのことは図10でも違いは誰にでも分かるであろう。読者を図面上で、さも客観的に論証したように見せかけているだけで、実は読者を煙に巻いているだけなのである。令和2年の測量図Aは道や広場になったところが等高線で平らに表現されているのであり、それが測量図B・Cのように高かったわけではない。問題は「近似」であるかどうかではなく毀損があったかなかったかが問題だった筈である。

『25次調査報告書』は一貫して金閣寺作成の「測量図Bは境内の建物や通路は詳細かつ正確に描写するものの、土壇の地形把握はやや粗く、微細な地形が表現されていない箇所があると考えられる」（p 65）として、測量図Bを考察対象から外そうとする。換言すれば測量図Bを意図的に無視して論が立てられていると言っても過言ではないのである。確かに測量図Bは50cm間隔の等高線で描かれており、30cm間隔の測量図Cや10cm間隔の測量図Aに較べて粗いのは分かりきったことである。むしろの「測量図A・B合成」を作成するのであれば、測量図B・Cの合成図を先に作成すべきだったのである。B・Cは図を見ても分かることだが、園路や広場が描かれていないという一番重要な要素が共通している。測量図Bが「微細な地形が表現されていない箇所がある」にしても、それほど違いがあるわけではない。問題を解く鍵は何故、園路や広場が描かれていない測量図B・Cの合成図を作成しなかったのかである。私は3点の実測図の違いは土地変遷の違いであり、実測図が粗いか細かいのかの差の問題ではないと考える。なぜならB・Cは「近似」であるが、測量図Aだけは園路や広場になった部分だけ掘り下げられており、とても「近似」とはいえないからである。測量図Bとの比較を避けるところに、この報告書の欺瞞と論弁があると考えている。3つの実測図を比較すれば、三種の図面の内令和2年の測量図Aが通路・広場等によって測量図B・Cより変化が一番多いことは明白である。この点を押さえることが、ここでの議論で肝要なことなの



第51図 測量図B 土壌部分 (S=1/400)



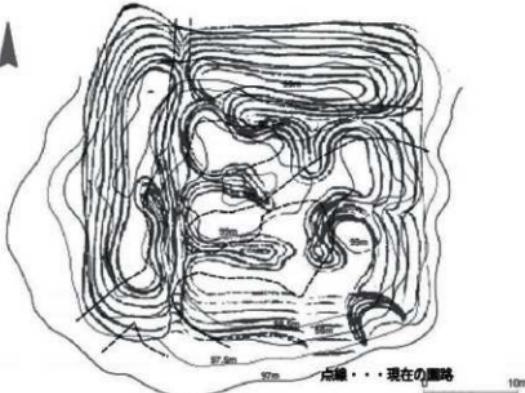
第52図 測量図A・B 合成 (黒・測量図A 赤・測量図B) (S=1/400)

图12 土壤测量图

である。又、そもそも「近似」というタームで報告書を書く事自体が問題である。なぜなら「近似」であるかどうかは主観的な要素を含み範囲が明確にできないからである。

その点、測量図Aを除いて、測量図B・Cとともに大きな違いはないのである。図13は2020年10月30日流山市立博物館の鈴木徹氏作成『推定北山大塔跡「昭和63年・昭和25年以前作図土壇測量図合成図』一上面中央部の「くぼみ」について』に収められた「昭和63年・昭和25年以前作図 土壇測量図 合成図（第9・11図）」である。鈴木氏によれば、その図の解説文にあるように「思う以上に近似していたことが解る」のである（<https://www.facebook.com/osumochan/posts/3274047486041157>）。

抑も「境内の建物や通路は詳細かつ正確に描写する」昭和63年（測量図B）に、なぜ通路や広場等が描かれていないのかという根本問題が、文化財保護法の観点から問題にされなければならない。何故ならその時代には作る必要がなかったからである。近年のオーパーツーリズムの時期に幅の広い通路はどうしても必要だったかもしれないが、それ以前にそのような通路・広場は必要とされなかつたのである。この点は文化庁に無申請でインバウンド後に舗設されたのであれば文化財保護法に抵触する大問題と考える。この事は20年以上金閣寺発掘に携わってきた私の記憶からもそう断言できることを附言しておく（嘗て私は土壇に礎石がないかくまなく調査した）。



昭和63年・昭和25年以前作図 土壇測量図 合成図（第9・11図）

京都府教育庁文化財保護課 2020『特別史跡・特別名勝 猿丸寺（金閣寺）庭園 第21次調査概要』所収の挿図を合成して作成。

それぞれ、令和2年9月測量の地形測量図との合わせ（第10-12図）を仲介して合成作業を行ったが、不一致が大きく、63年図を北へ0.54m、東へ1.78m平行移動して調整している。この結果、両図は思う以上に近似していることが解る。

なお、昭和63年図（第9図）には、原図に記されたレベリング値と当時の現地観察の証言から、土壇中央・最内の標高 98.5m コンターラインのやや外側に描かれるべき 99.0m コンターラインが欠落していることが判明した。

図13 鈴木氏作成測量図A・C合成

この測量図Bは株式会社菊池測量設計事務所によって昭和63年に実測され、平成元年に作図された1:200のスケールの巨大な図面である。25次調査報告書が有効性を認めないこの図面の信憑性を疑う前に、測量図C・B・Aはそれぞれの時代の変遷と捉えるべきである。そう考えると25次調査報告書で石垣部分に削平はなかったという、石垣部分の平面図もまた違った考え方方が出来るのである。即ち、報告書にある「図17測量図A・B・C」(p 56)の図14にあるとおり、削平を受けた実測図である測量図Aを除いて、測量図B・Cともに石垣を越えて南に張り出している部分が、少なくとも測量図A以前に数度にわたって削平を受けていた可能性をこの図14から指摘することができるのである。

そもそも文化庁へ提出した金閣寺の「今回申請仮設通路」の場所が短時間の間で異なっており、図15は平成28年6月29日、図16は同年10月18日提出図面である。後者では前者にあった東側等の「今回申請仮設通路」が既に通路として描かれている。10月18日の申請者宗教法人鹿苑寺代表有馬頼底氏の申請書『別紙』には「今回、対象となる築山については足利義満により建立された北山七重塔基壇の可能性が指摘される一方で、近年に盛土されたとも伝えられています。今回の計画では、切土が発生するため、事前の遺構確認調査を行い、重要遺構が検出された場合には設計変更等によって、保存の措置を行います。」と確約されている。しかも、「全体的には既存の通路や広場を利用し」とあるが、この文面は3ヶ月前の6月29日の申請書なく、また、同日添付の図14にも描かれていない。

これらの行為が金閣寺の文化庁許可前の先行開発工事(フライング)に該当するのであれば、文化財保護法に抵触すると考える。

文化庁主導の再調査なるものが、最も毀損が著しい部分を調査対象から除外したのは金閣寺への忖度であろう。図17は新出高久氏が『16次報告書』から作成された「第3区」毀損状況を示す2020年10月19日Facebookへの御投稿『鹿苑寺境内黒門横土壙についての考察(4)』からの図で

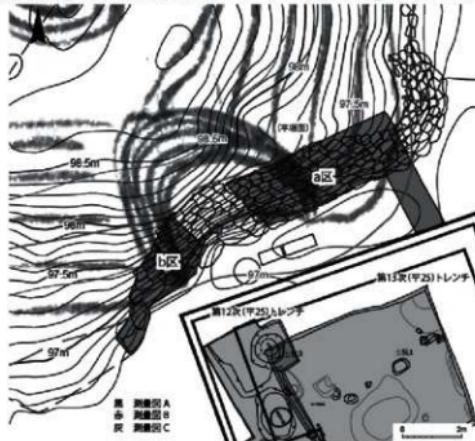


図14 石垣部測量図A・B・C合成



図15 仮設通路申請図面A

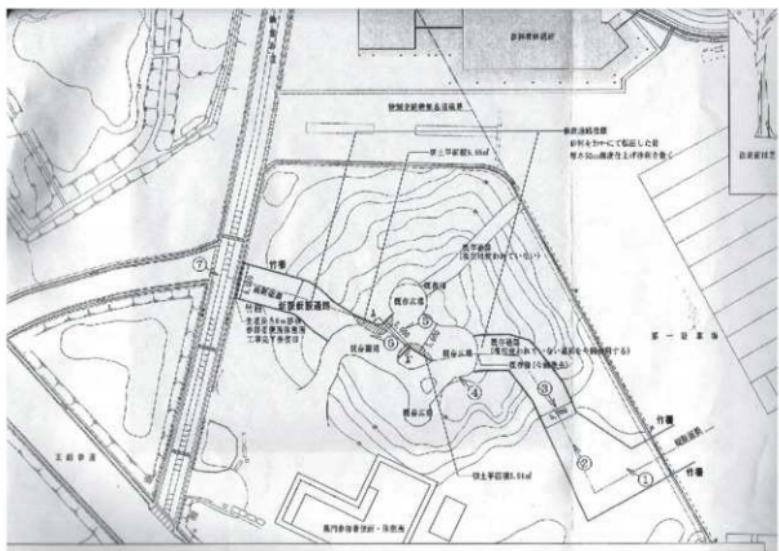


図16 仮設通路申請図面B



図5 3区調査前全貌（北から）



図17 新出氏作成第3区



図18 第3区園路（東から）

ある (<https://www.facebook.com/takahisa.shinde/posts/2907612386011494>)。

この点線で描かれた「土壇上面の通路、広場」が描かれたのは、図6が初見であり、それらの設置が2016年以前で、測量図Bが描かれた1988年以降であり、更に絞ればこの6月29日以降、10月18日以前という見方も出来るのである。そして、その間にそれがオーバーツーリズムが問題になってきた時期と重複するのである。

『16次調査報告書』で稚拙な表現であるが、「方形高まりには遊歩道があり、頂部では深さ約0.8m掘り込まれている遊歩道以外の頂部には平坦面が部分的に残されている」(p5)という「平坦面」と「深さ約0.8m掘り込まれている遊歩道」の記述が、25次調査報告書の「土壇上面の起伏」に該当する可能性が高いであろう。これらの設置は文化庁に無申

請で行われており、これだけでも十分に文化財保護法に抵触する可能性がある。それらが設置された時期について今回の報告書は一言も触れないでのある。これで客觀性を持った報告書といえるのであろうか？

抑も『16次調査報告書』刊行以前の京都市埋蔵文化財研究所内部資料である、2016年11月26日

付の「調査現場業務用報告」(図19)では、調査担当者は、「1区では硬化面（被火災層）、3区では被火災層を検出した。両者はほぼ同じ標高である。造成は版築が施されていないが、ある程度固められた土層で構築されている」としている。この段階で「固められた土層」としたものが、『16次調査報告書』では、逆に「密な堆積ではなく、締まった土質でもない」としたその間の不透明な過程が、厳しく問われる事となろう。また、この図19を見ても理解できるように、それは昭和63年測量図に園路・広場等を線で範囲を示しただけで、園路等線内の範囲内には旧等高線が残っており、「切り通し」等を描いた等高線等は表現されていない略図である。しかし、この略図からも前記と同じことがいえるのであって、この図の点線内は実際は園路等で掘り下げられているはずであるのに、旧等高線が点線内に描かれていることによって、逆に毀損された箇所が明白に示され

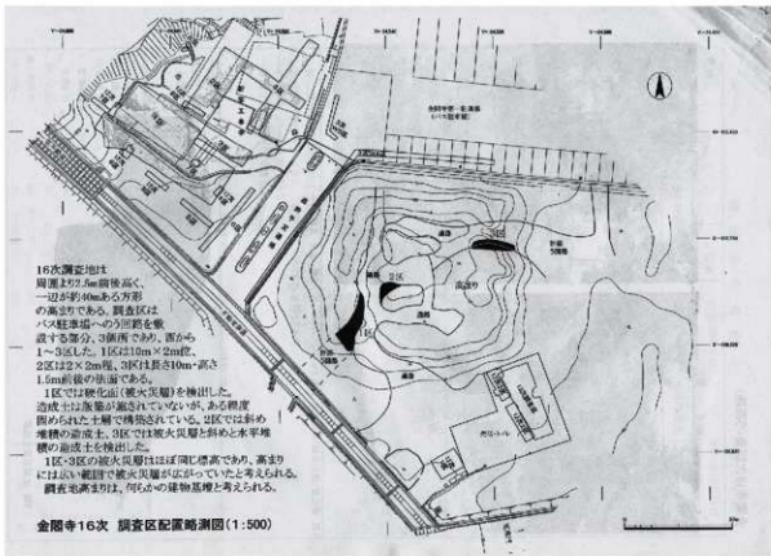


図19 調査部会議資料

ているのである。

なお、私の『東2019』年に記載した部分から引用された「中央部西寄りには98.5mの等高線があり、測量図B作図段階には凹みが存在したようである。この凹みについては、明治時代に考古学者某が発掘したようである」(p.62)とあるが、これは私の誤認であって、その後の聞き取り調査によってゴミ穴として掘削された可能性が高くなかった。従って、このゴミ穴は昭和63年以前で、そう遠からぬ時代に穿たれたようである。これもまた問題である。また、「中央部西寄りには98.5mの等高線があり」とあるが、それは等高線ではなく標高点で示されており、事実誤認である。

このことから、この中央部に穿たれた穴に関しては、測量図A段階では周囲より低い測量図B中央の凹み標高約98.5m付近まで全体に削平されたか、もしくは埋め戻されたかのいずれかであろうことが推測される。

抑も該当地は世界遺産・特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園内のことであり、これらの通路・広場を無申請で設置したのであれば、文化財保護法に抵触すると考える。それらの設置が、景観を損ね、北山大塔という最重要遺構を毀損したことにつながっており、しかも文化庁に無申請でなされたとすれば容認することは出来ない。

この点については既に2021年4月4日に新出高久氏が鈴木徹氏へのFacebookへの御投稿のコメントが参考になるので注に収めたい³¹⁾。図18は私が2017年撮影した「3区」の写真である。

4. まとめにかえて

今回の調査報告書の最後ページの「参考文献」には3本の文献が挙げられている。文化庁文化財部記念物課『石垣整備の手引き』2014年を除いて、東 洋一「西園寺四十五尺瀑布瀧と北山大塔（上）」『研究紀要第7号』財団法人京都市埋蔵文化財研究所2001年（この『下』が出版できなかつたのも、研究所が私の論考を「研究所の恥になる」として今日まで却下されたことを報告しておく。何故なら若しそれが出版されていたら今回のような事案は起こらなかつた可能性が高いからである）と東 洋一「北山七重大塔の所在について（上）」『洛史 研究紀要第11号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2017年がそれである。この点は私の議論を全く無視した『16次調査報告書』より良心的である。

しかしながら、最新の私の『16次調査報告書』批判の専論である東 洋一「北山七重大塔の所在について（下）」『洛史 研究紀要第12号』公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2019年を殊更除外していることは、学問的文献引用の仕方として恣意的である。「北山七重大塔の所在について（下）」を、十分参照できる余裕があったにもかかわらず「参考文献」入れなかつたことは、『25次調査報告書』作成にとって不都合な点が多々生じるからであろう。もし、私の『下』に批判があれば、それを記載すべきであり、学問的良心として問われなければならない。

以上見てきたように『16次調査報告書』で北山大塔土壇では無いとした根拠を、土壇の「各層は密な堆積では無く、締まった土質でもないことから大重量を支える基壇とは考えにくい」としたが、それが今回の「堅い」とする『25次調査報告書』によって覆された。但し、『25次調査報告書』ではこの「大型建物」の性格について一切黙秘する。一辺40m、高さ2mの方形土壇（私はそれを亀腹と考える）は、文献資料からも応永23年に焼亡した北山七重大塔しか該当しないのである。はじめから建物の性格については調査対象外というのであれば、それはアリバイ作りの再調査・報告書作成といわなければならぬ。これは思考停止であり、何のための再調査であったのか、何のための考古学なのか意図が疑われる。

歴史は隠滅・偽造・捏造してはいけないのであって、特に議論が未だに不十分で評価が確定していない、今谷明氏の言われる『室町の王権』（1990年 中央公論新書）の画期的シンボルとしての足利義満権力の力量を測ることが出来る、日本一巨大な北山大塔の有無が、歴史学会に問われているのである。

その物証としての北山大塔九輪断片は2019年に大ブレークした九州国立博物館『室町將軍 戦乱と美の足利十五代』展に「北山大塔九輪断片」を国宝扱いで出展されて衆目の注目を引いた。その図録のコラム『謎の塔 北山大塔』を書かれた今井良子氏は『16次調査報告書』と私の『東2017年』『東2016年』を並べて「引用・参考文献」に入れた公正な叙述をされた。そして最後に「北山大塔の謎が解ける日は、もう少し先のようである」（p 66・67）と論を結ばれた。しかし、この謎は土壇が北山大塔の可能性を著しく高めた再調査の結果である『25次調査報告書』発行時点で、今や解けたと言っても過言ではないであろう。

華奢な金閣をもって北山文化を代表して語ってはいけない。この場合、歴史的限界のため大塔建立を前提に書かれていない「足利義満の王権纂奪計画論」とされる今谷明氏の『室町の王権』の歴史的評価・当否が今日学会で揺れ動いており、「謎の塔」とも「幻の大塔」との言われてきた北山大塔土壇の実在と大塔九輪の出土によって180度変化する可能性があり、ハッキリと未完の王権（法皇）のシンボルである北山大塔土壇跡の可能性を指摘すべきだったのである（その一端は『東2017年』・『東2019年』で触れておいた）。そして特に「第1区」の場合、土壇遺構を検出した第1面で掘り下げを停止し、重要遺構として保存対策が行われるべきだったのである。

ともあれ『25次調査報告書』で外部識者の助言や出土した木片の化学分析を行うことによって北山大塔土壇の可能性を示唆した事は大いに評価に値しよう。

室町時代史をリードされてきた一人である早島大祐氏は北山大塔金銅製九輪断片出土を受けて、氏の著作『足利義満と京都』（2016年 吉川弘文堂）の結語の中で、今までの研究史を振り返って「大塔が幻だったのには、学問的裏付けが十分でなかったことも大きい。・・・大塔に注目していたのは、文化史や美術史研究が主であり、歴史学からの言及はほとんどなかった。大塔や義満の権力というものを、歴史研究の側が十分に位置づけられなかつたからである。」と総括された。しかし、「このようななか、京都市埋蔵文化財研究所の発掘調査を通じて、はじめて大塔のかけらと考えられる遺物がすがたをあらわしてくれたのである。発掘担当者の一人は、北山大塔の基壇跡などについて先頭に立って研究を進めてきた東洋一氏である。氏の執念のなせる業といえるかもしれない。」と評価を頂いた。汗顏の至りである。更に続けて早島氏の重要な提言がなされている。即ち「歴史とは、人や物事が失われる過程であり、歴史学とはその失われたものを残された事實をもとに復原する試みである。今回発掘された金属のかけらが、大塔の一部であるならば、小さいながらもこれは幻の大塔の存在を、はっきりとしたかたちで証明してくれるものであり、ひいてはいまから600年ほどまえの列島社会がどのようなものだったかを、確かな手触りをもって教えてくれる物証である。考古学と文献史学の成果があわさって、大塔は幻というヴェールから解き放たれ、室町時代史研究はここに、また一步、歩みを進めたわけである。」（p.152～153）。

私は『東2017年』に於いて北山大塔焼失を伝える『醍醐寺文書』を挙げた。即ち「九日、陰定遍溝、戌初刻雷電、驚聴、遂而北山大塔上雷落、懸火出來塔婆、片時其残焼失、塔本邊不斷言廣愛染王堂焼失、本尊奉出也、塔本之木屋已下悉無残、但北山御所無爲、此大塔御建立已及十四ヶ年、去年大略九輪等上之、當年可周備之處、凡無念、無力事歟、」（『醍醐寺文書・二百一函』東京大学史料編纂所『大日本史料』のデータベース (wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/db.html)）による。そして、図20を添えて「つまり、応永二十三年（1416）正月九日、北山大塔は落雷により大略九輪等上げて周備していたにもかかわらず片時其残焼失してしまったのである。また、『塔本邊不斷護摩愛染王堂焼失』とあるように、大塔に隣接して、ともに焼失した西園寺時代から存続していた『愛染王堂』の可能性が高い正方位の基壇を、大塔推定地の西側の調査で検出した。被熱のために赤く変色した火災痕を残す地山を削り出した基壇跡がそれに比定できるならば、近隣して焼亡した大塔位置の蓋然性は更に高まるであろう。以下に述べるように、北山大塔は、日本国王足利義満

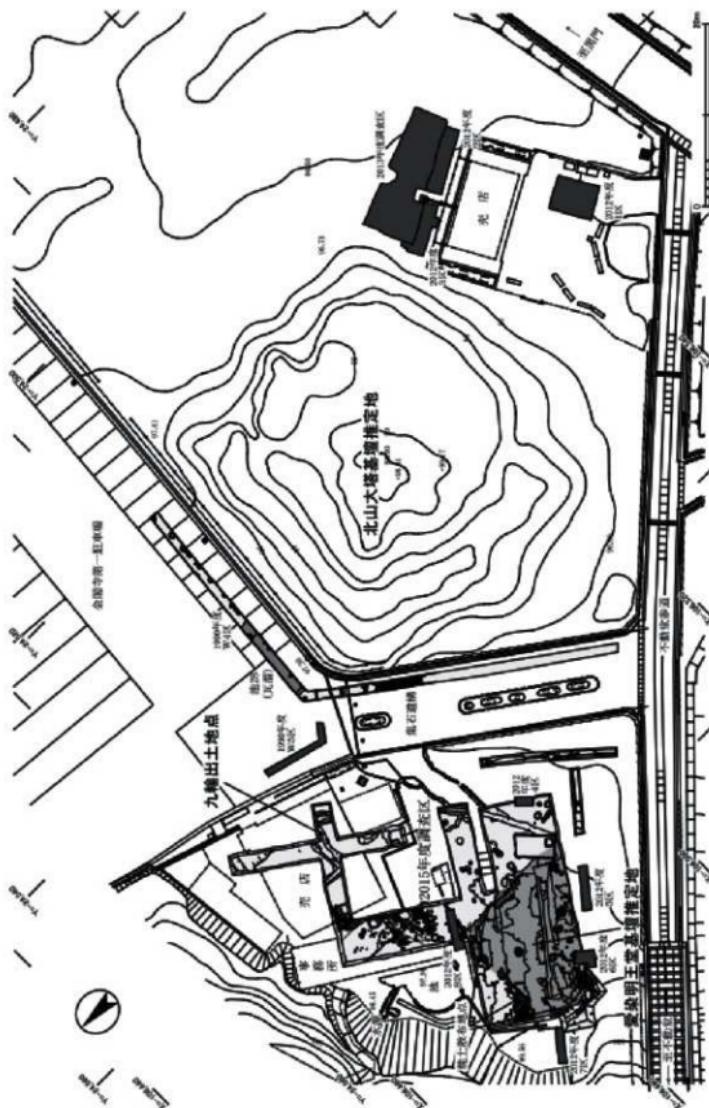


図1 金剛寺境内北東部調査区配置図 (1:500)

図20 北山大塔土壌と九輪出土地点

をして『此大塔御建立已及十四カ年』も費やして『當年可周備之處』が、遂に完成できなかつた『室町の王権』の院政的シンボルであり、未完のモニュメントだったのである。」(p 28~30)と述べた。

以上見てきたように、北山大塔は遺構・遺物・文献の三点セットで相互に実証できる希有な例として注目でき、從来「幻の大塔」とされてきた法皇として振る舞つた足利義満建立の大塔は今や現実のものとなつたと考える。

最後に、この5月現在、流石に石垣は撤去されたものの、依然としてその下の現代の盛土は残存したままであり、しかも、フラットで広い園路・広場には再調査前と同様に砂利が敷かれたままになつてゐる。また、園路等で底をフラットにするために切り広げられた法面には苔が貼られており、最も毀損が酷い東側の16次調査「第3区」の「切り通し」には、上記申請書「別紙」に記載された「切土の際に生じる法面は、芝を貼るなど景観上の配慮を行います」という「配慮」のままである。特に鈴木徹氏が述べられた¹⁾ような「北東部スロープ……この巨大なスロープは63年圧には描かれておらず、その後の盛土によって造られたものであることが明白」であるにもかかわらず、未だに現存していることは景観上も問題である。要するに土壇毀損問題が、未だ何一つ解決されていないのである。

今回の『25次調査報告書』の内容を真摯に受けて文化庁・京都府・市文化財保護課は直ちに①九輪が出土した北山大塔土壇北側の駐車場、および不動山を図1にあるような戦前の史跡・名勝範囲まで指定範囲を拡張すべき事。②土壇を特別史跡・特別名勝金閣寺庭園で無く、建物としての北山七重大塔土壇跡として別個に特別指定する事。③無指定のままである土壇北西脇から出土した九輪等を北山大塔九輪として国の文化財に指定する事。④文化庁への無申請で違法と考えられる土壇の園路・広場等を引き続き再調査し、北山大塔跡として保存・整備・掲示板設置等の積極的活用する事等を求めるものである。

註

- 1) 三田村雅子『記憶の中の源氏物語』新潮社 2008年
- 2) 流山市立博物館の鈴木徹氏による、この間の北山大塔関連に關してのfacebook投稿リストは次のとおりである。
 - 2020. 7. 19 「京都市埋蔵文化財研究所 東 洋一研究員による金閣寺境内における開発行為に対する是正要求の文化庁への申し立てについて」
https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2991067151005860&id=100003078126922
 - 2020. 7. 21 「金閣寺境内開発行為に対する是正要求の申し立て一関係基礎文献のまとめ」
https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2997570747022167&id=100003078126922
 - 2020. 10. 7 「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 推定『北山大塔』土壇破壊事件にかかる検証発掘調査の報道まとめ」
https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3236587549787151&id=100003078126922
 - 2020. 10. 11 「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査概要」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3247872091992030&id=100003078126922

- 2020.10.17 「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価 その01
—推定北山大塔跡の土壇造構の形状と規模について』

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3265089330270306&id=100003078126922

- 2020.10.19 「『推定北山大塔土壇の形状・規模検討図』二訂」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3271253549653884&id=100003078126922

- 2020.10.20 「推定北山大塔跡『昭和63年・昭和25年以前作図土壇測量図合成図』—上面中央部の“くぼみ”について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3274047486041157&id=100003078126922

- 2020.10.22 「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 推定『北山大塔』土壇造構破壊事件—東洋一さんによる文化庁に対する第2次申立」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3277717719007467&id=100003078126922

- 2020.10.25 【第2回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価
—土壇造構の南東隅部の状況について』

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3286272558151983&id=100003078126922

- 2020.10.30 【第3回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価
—土壇造構の上面の状況について』

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3300598203386085&id=100003078126922

特に、鈴木氏の 2020年10月30日投稿である【第3回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価—土壇造構の上面の状況について』は、2020年10月6日で配布された『令和2年度特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園発掘調査説明資料』を使用した徹底的な批判が既に見られる。やや長いがここに写し取っておく。

鈴木徹「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 “検証発掘” 第21次調査の評価—土壇造構の上面の状況について」

- 前回までの おさらい

さて、前回は第1 トレンチの調査成果を基に、土壇造構の南東隅部の状況を検討しました。すると、「貼石工事」が行われた箇所は既に大きく損なわれていて、大半は厚い現代の盛土で覆われていることが解りました。そのため、「貼石」の設置による土壇の“残存盛土”は“破壊”されていないことは間違いありませんでした。

しかし、「調査概要」で「貼石は平成25年12月～平成26年1月の盛土の上に施工されていることが明らかで、さらに下層にある中世の土壇盛土には影響を及ぼしていない。」と書かれた所見は問題をあまりにも矮小化した物言いであり、言及している「盛土」も含め、無届けの現状変更行為であったことは事実です。それどころか、今回の検証発掘によって度重なる掘削と盛土が繰り返されていることが明るみに出ました。隠しようのない塩ビ管の埋設だけが取り沙汰されたのです。

さらに、申立人の東 洋一さんが現況の比較材料として根拠とされた昭和63年測量図に対して「地形表現精度の信頼性は低く、発掘調査からも削平の事実は無いと判断される。」と切り捨てたことについても、測量図の比較や提示された現場写真の観察から、およそ科学的でない判断と考えられました。

今回は残りの土壇上面の状況について確認していきます。

- “検証調査” 第2 トレンチ

この調査は「平成28年度の発掘調査で検出された土壇盛土層及び上面の被熱面が保存されているかを確認するため」と書かれています。「平成28年度の発掘調査」とは京都市による第16次調査で、第2トレンチが設定されたのはその1区に当たります。

調査の結果、16次調査で残された被熱面とその下部の土壇盛土は、「平成28年度の発掘調査が終了した段階の状態を保ち、遺構は保護されていると考えられる。」との所見が示されました。

これで終わり？いや、少しお待ちください。“保護すべき遺構”は、被熱面と断ち割られたそのままの盛土だけなのでしょうか？そもそも、そもそも、この16次調査の在り方には問題があります。実は、このことは既に、新出高久さんが指摘されています（下記投稿）。

ここは大事なので、16次調査の報告書の「調査に至る経緯」の項を引用しておきます。

「本調査は、特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園の現状変更に伴って実施したものである。第1駐車場西隣の参拝者休憩所・便所新築工事に伴い、その南隣の参道を閉鎖する必要が生じた。そのため駐車場からの迂回路が必要となり、南側の方形高まりを通る仮設通路を敷設することになった。その敷設範囲内の調査である。」

調査は公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所が鹿苑寺（金閣寺）から委託をうけ、京都府教育庁指導部文化財保護課と京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の指導のもと実施した。」

さらに続く「調査の経過」では、「方形高まりには既設の遊歩道があり、それを外れる仮設通路範囲の工事掘削深まで掘り下げる調査である。」と説明されています。

今一度、確認しておきます。

ここは「特別史跡・特別名勝」の指定範囲内です。しかも、重要な「遺構の上」です。

そもそも、掘削が伴う工事が行われること、その掘削深さまで掘り下げる発掘調査が行われること自体が、私には理解できません。また、その理由が園路の確保です。事前協議の段階で京都市教委は鹿苑寺に対して工事の計画変更を求めるものではないのでしょうか？

いや、そもそも鹿苑寺がこうした工事を計画することが信じられません。工事によって、南西方向の参道が使用できなくなるのであれば、駐車場を南側出口から出て黒門をくぐる迂回路は考えられないのでしょうか？（写真4枚目）土壇南側隣接の売店トイレ棟（前回投稿）と同様、遺構を壊してまでするべきことなのでしょうか。

ところで……、この報告書では終始、土壇遺構のことを「（方形）高まり」と称し、その盛土を「造成土」と記述しています。

確かに、性格を付与できない起伏（自然地形を含む）の場合、このような“あいまいな”呼び方をすることがあります。間凸が逆の場合は「落ち込み」となるでしょう。これらは“遺構”とは言いにくいという判断も含まれています。

しかし、この場合、明らかに盛土（これを盛土と言わず「造成土」と言うことも理解できない）が確認されているのですから、少なくとも「盛土遺構」とか文化庁が作成した『発掘調査のてびき』で言えば「SM盛り土」（発掘編p.242表9遺構記号）とするべきではないのでしょうか。

●では、「第16次調査」とは？

……調査内容に戻ります。このような訳で、検証調査の第2トレンチは然【さ】したる成果は見られませんでしたので、ここでは検証の対象とされた第16次調査について評価することにします。

繰り返しになりますが、この調査は仮設通路敷設工事の“事前調査”です。

1区……写真2枚目は調査区配置図に昭和25年以前測量図を重ね合わせたもので、特に南西部の

「1区」の位置と状況を ご覧ください。同3枚目は その拡大図です。ここでは2枚の測量図に表されている土壇南西隅上部が確認されています（「第1面」。写真5枚目：図版1-1）。南東に屈曲する形状は測量図に よく対応します。

しかし、上面に確認された被熱面の残存範囲以外は「工事深まで掘り下げ」られました（「第2面」。同図版1-3。これは工事深という任意のレベルですので遺構面ではありません）。

2区……その北東の「2区」も近世層の下に盛土が確認されました、「工事掘削深まで」掘り下げられました（同6枚目：図版2-1）。

3区……北東部の「3区」は なんと、調査前に「既に仮設通路が敷設され、切り通しとなっていました」ということです。そのため、調査は削られた法面の清掃・実測と一部の断ち割り調査でした。つまり、通路敷設工事の事前調査であるべき発掘調査が行われる前に、すでに掘削工事が実施されていた（フライング）ということなのです。

このように、16次調査では、1・2区は保存すべき盛土遺構が確認されたにもかかわらず、保存（計画変更）の協議も行われず（記述がない）、工事掘削深さまでの完掘を前提とした“記録保存調査”（文化庁2010）が行われました。

いわゆる「発掘調査は一種の破壊である。」という言葉を よく耳にしますが、まさにこれです。3区は たまたまフライング工事であったようですが、例え そうでなかったとしても発掘調査により“破壊”されたのだと容易に想像されます。

●第16次調査前後の“破壊”？

ところで、土壇遺構上面の“破壊”は、これらに とどまりません。次には、報告された図面の検討作業によって気がついた点を列挙します（写真1枚目、青色表示）。

北東狭窄部……上記の3区のフライング工事には注意が必要です。3枚の土壇測量図の合成作業で気づいたことですが、それは2020.10.17投稿「その01」で指摘しました。3区の対面、北側の昭和63年測量図に描かれた南側への出っ張り部分が、令和2年測量図には見られないのです（写真1枚目）。

この北東部の狭窄部分については調査された南側だけでなく、北側も改変された恐れがあります。しかし、昭和25年以前測量図にも見られないで、現地における確認が必要です。

中央凸部……2区の北東側、土壇上面中央部です。ここは昭和63年図では大きな くぼみ周辺の一部で、平成25年以前図を見てもつながっています。これが、16次調査の調査区配置図（写真2枚目の黒線）を見ると、「破線」でつながれた通路が描かれています。しかし、南西側には抜け（切つ）ておらず、破線で表記されていることからも “凸部” として北西側の高い部分とつながっていたものと思われます。

ところが、ここも令和図では平坦な仮設通路敷として、幅もさらに広く描かれています。16次調査の前後に削られた、あるいは報告書に記された「既設の遊歩道」(p.1) の利用往来によって痩せ、のちに平坦化する掘削行為が行われたと考えられます。

南西コーナー……土壇南西隅部は1区の発掘調査による上部の削平にとどまらず、平成25年以前・昭和63年の両測量図に描かれていた南西コーナーの“棱線”が失われていることに気づきます。これは この上を通した仮設通路の平坦化工事によって失われたものとみられます。

令和図のコンターラインの流れを見ると、仮設通路のスロープは盛土ではなく、掘削を伴うものであったことが想像されます。

北東部スロープ……この巨大なスロープは昭和63年図には描かれておらず、その後の盛土によって

造られたものであることが明白です。

その用土は、上記の推測が正しければ、北東狭窄部と中央凸部、およびその他部分の通路敷の平坦化によって発生した土をここへはき出したものと考えられます。あるいは、第2回投稿で指摘した南東隅部への盛土用土とともに外から持ち込まれたものと思われます。

これらの“大幅な”現状変更は、私の“妄想”でしょうか？妥当かと考えるのでですが。また、事前調査（16次）の箇所・範囲を見ると、逐一、届け出がなされたとは到底、思われないので……

さて、毎週、3回に渡って投稿してきました“検証調査”的評価は今回で終わりです。

次回は少し頭を冷やしてから、これらの評価とこれまでの投稿、また、皆さんのご意見を見返して総括、これから展望ができればと考えています。（つづく）

※ 第2回の追補

南東隅部は『調査概要』の写真を見比べると、明らかに土壇上の植生が変化していて、樹木の伐採、低木の植樹などの造園行為が推察されます。これも現状変更に当たることは言うまでもありません。

【関連投稿】

• Takahisa Shinde 2020.9.18投稿「鹿苑寺境内黒門横土壇についての考察（4）」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2907612386011494&id=100002882828622

• Takahisa Shinde 2020.9.19投稿「鹿苑寺境内黒門横土壇についての考察（5）」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=2908702229235843&id=100002882828622

• 鈴木 敬 2020.10.17投稿「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園“検証発掘”第21次調査の評価 その01—推定北山大塔跡の土壇遺構の形状と規模について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3265089330270306&id=100003078126922

• 鈴木 敬 2020.10.25投稿「【第2回】特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園“検証発掘”第21次調査の評価—土壇遺構の南東隅部の状況について」

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=3286272558151983&id=100003078126922

【参考文献】

文化庁文化財部記念物課 2010『発掘調査のてびき』—集落遺跡発掘編—

▼第16次調査報告書

布川豊治 2017『特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-13（公財）京都市埋蔵文化財研究所

公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所HP

研究所紹介>発掘調査報告書（シリーズ）

「京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書（シリーズ）」

<https://www.kyoto-arc.or.jp/news/chousahoukoku.html>

▼“検証調査”概要

京都府教育庁文化財保護課 2020「特別史跡・特別名勝 鹿苑寺（金閣寺）庭園 第21次調査概要」

下記リンク先からダウンロード可能。

京都府教育庁指導部文化財保護課HP>発掘調査関連イベント情報>鹿苑寺（金閣寺）庭園発掘調査資料の公開について

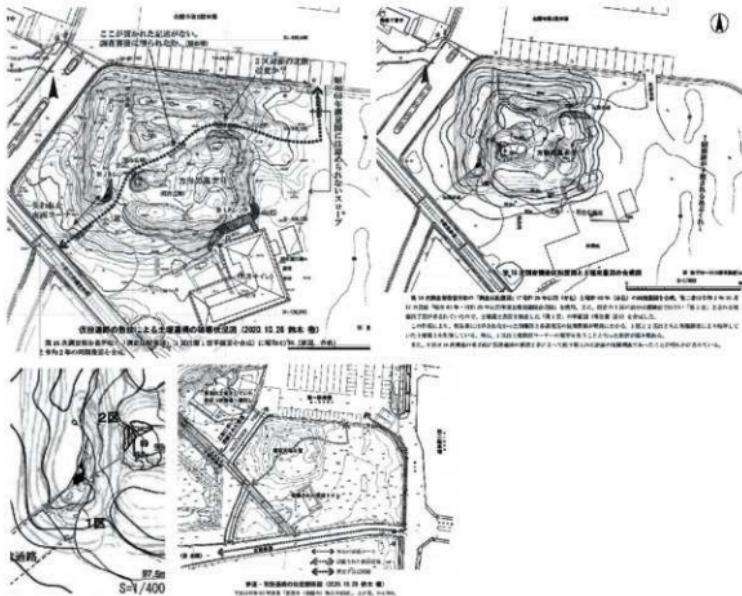


図21 鈴木徹氏作成諸図

3) 新出高久氏も『京都新聞』記事に関して注目すべき事を述べておられる。

「Takahisa Shinde

土壇南西の部分から採取したとありますが、場所は通路脇の記事写真に写る調査1区なのでしょうね。中世の建物が建っていて、それが焼け落ちたことははっきりしたのではないでしょか。また、土壇の堅さが再評価されたのは、これまで大重量を支えられないというのが大塔説否定の最大の根拠でしたから、それが覆ったという点で今回の報告書の意義は大きいと思います。①十分な堅さのある大規模方形土壇の存在、②歩道となってしまうほどの大きな礎石抜き取り穴の存在、③焼土と木炭片が中世のものであることが確実になったこと、以上のことから北山大塔遺構である蓋然性は限りなく高まったと思います。

なお、記事中では大塔焼亡は1416年としてあり正確です。応仁の乱の件は埋文研が土壇が柔らかいことから大塔説を否定した際に、応仁の乱の時の建物の可能性にこだわったことを匂わせているのでしょうか。なので、今回、土壇が十分に大塔基壇として耐えうることが公認されたことの方が意味は大きいでしょうね。これまで文献史学の先生は考古学の専門家集団である埋文研の土壇評価を無視できなかったからでしょうね。

今後、この知見の上で大勢で大塔基壇と想定されるようになれば、現代の改变がいかにすさまじきものであったかが再認識されるでしょうね。土壇を削ったかどうかどころか、その掘にかかる形でトイレが建設されたということ自体が問いただされるでしょうね。

報告書文中にあったという「今後は、所有者だけでは無く維持管理に携わる様々な事業者に対して、史跡・名勝の重要性と現状変更に必要な手続き等の周知をしていかなければならない」というのが全てを語っています。手続きが柱撰で、破壊が進行してしまいました。その柱撰さがケアレスミスではなく、文化財軽視、観光重視に由来しているならなおさら徹底して監督・周知しなければなりません。」と述べられている。

また、続けて【土壇上面について～上面の起伏は単なる改変ではなく立派な中世遺構ではないか～】においても的確な評論がなされている。即ち、「報告書は戦前の測量図Cと今回測量した測量図Aが近似していることをもって通路はすでに改変されていた部分を利用してつくられたものであるので現状変更にはあたらないとの結論でした。報告書p65には以下のように結論されています。

『測量図Cの土壇上面には複数の起伏が存在し、起伏の形状は令和2年作図の測量図Aと近似した地形であったことが判明した。測量図Cが作図された段階で、すでに土壇上面は大規模な改変を受けていたと考えられる。測量図Cから測量図Aまで90年以上の年代差があるため、その間、自然崩落等により起伏が変形している可能性はあるが、土壇上面の通路、広場は、基本的に土壇上面の起伏を利用して作られており、顕著な地形改変は受けていないようである』

土壇には現状では石材らしきものは何ものこっていません。大塔は義満の死後、落雷で焼失してから義持が再び相国寺東に再建します。この土壇が大塔のものであるなら、その礎石は転用のために抜き取られた可能性があります。測量図Cはその礎石抜き取り穴そのものではなかったのかと考えられます。これはこれで立派な中世の遺構としてとらえることができる、単なる大規模な改変とは言えないのではないかと想定します。

通路や広場の必要性はごく最近のことでしょう。おそらく、通路として使えない部分を広げるとか、段差のある部分は平坦にならす、根石かも知れない石を取り除くなどの改変が行われたことが容易に想像できます。その結果、この起伏が礎石抜き取り穴であったかどうか知るすべの多くが失われてしまつたのではないかと想定します。通路、広場としてたとえ小規模な造成であってもそれ自体、現状変更といわざるをえません。

実際、16次調査の1区については検出された中世盛り土部を一部立ち割ってしまっていることが、16次報告書からうかがえますし、3区については土壇のてっぺりが調査の直前に削られてしまっていたことが正直に報告されています。もっともこの部分は調査者の配慮で断面の分層図と被覆面の検出が行われていますが、今回の報告書では一切触れられていません。これらのことをもってしても、起伏を利用した遊歩道の設置が立派な現状変更であったことを物語っています。』

Facebook <https://www.facebook.com/osumo.chan/posts/3715624131883488>

以上の引用は私のFacebook、<https://www.facebook.com/yoichi.azuma.9847/>で検索して頂ければ全て閲覧できるようになっているので、活用をお願いしたい。また新出氏は鈴木氏の註1に掲載された投稿の他に、新たに西園寺時代境内配置から戦国時代山城までの研究を始められている。新出高久氏のフェースブック <https://www.facebook.com/takahisa.shinde>を参照されたい。

- 4) 市会議員富樫豊議員の『金閣寺・北山大塔基壇推定地の保全、気候変動を議論～2019.12.24 京都市会文化環境委員会②』によれば 「堀議員と私から金閣寺・北山大塔基壇推定地における「現状変更」に関して、文化財保護を所管する文化市民局に対して質疑を行いました。

これに対して、京都市は台風による倒木の処理で、原状回復まで手が回っていないとして、今後なるべく早い時期に回復される見込みであると答弁しました。

また、出土した九輪（くりん）の一部については、複数の破片が見つかっていないことから、現地付近にあったものか持ち込まれたもののかの判断がつきにくいことから重要文化財として認定するのは難しいと答弁しました。ただし、重要文化財になりうる重要度の高い出土品であることからAランクとして保管していると答えました。

京都市考古学資料館では、ノーベル賞を受賞した吉野彰さんが発掘にかかわった西京区権原に所在する古代寺院跡に関する特別展示が行われています。「1966年の緊急発掘調査により、国内では極めて例の少ない八角形の瓦積み基壇の塔のほか、中門、回廊や築地の跡が確認されるなど貴重な成果が挙がりました。この後、保存要望の署名活動などを経て、1971年には国史跡に指定され、現在では史跡公園として市民の憩いの場」となっていることが紹介されています。金閣寺の北山大塔基壇推定地について、金閣寺ともよく相談して本格的な検討と保存方法について検討すべきと求めました。」とある。

ここにある京都市の「出土した九輪（くりん）の一部については、複数の破片が見つかっていないことから、現地付近にあったものか持ち込まれたもののかの判断がつきにくいことから重要文化財として認定するのは難しい」という答弁は大塔基壇ではないという以前の16次調査報告書を受けての答弁であり、発見者の私を侮辱するものであり、即刻『25次調査報告書』に基づいた新たな見解に基づいた見直しを要請するものである。この京都市の発言が今日までの金閣寺北山大塔問題を一歩も進展させない元凶なのである。京都市の撤回をお願いする。なお、九輪片が1点検出できただけでなく、塔の存在を示す風鐸も2点検出しており、この段階で文化財保護課の答弁は根拠が崩れている。直ちに撤回すべきである。

5) 註2に同じ。

(追記)

本校提出後に新たで重要な動きが京都市議会で京都市も大塔の「可能性を否定できない」という答弁をおこなった。以下の『京都民報』2021年6月20日付の記事がそれである。ここに一連の問題点の集約が認められるので、その切抜を載せておく。また、2月17日衆議院予算委員会でも穀田恵二日本共産党議員が冒頭から、北山大塔問題を取り上げて質疑を行ったことを、ここで報告しておく。

<https://youtu.be/10jozp4ghsj4>

京都市も「可能性否定できない」

京都市も「可能性否定」できない



市議会で担当部長が答弁

東氏は「北山大名祭壇、
道標を九輪といふ道標、
『龍藏寺文書』の道標、
古くすぐてある」道標
は北山大名跡であると
が確定して、「九輪」の文
化をして道標を、基
壇部分が九輪が出たした
地盤を併せ、北山大名の
跡地として史跡指定すべ
く進めていたのです。

立大学教授や京都市化財保護課などから
壇だった可能性はある
とコメントしている
とをあげ、市の認識
をたどりました。
担当部長は「総合
に見たら、北山大塔
可能性は否定でき
い」「今後の調査につ
いて、誰もが市は
して協力していく
し」と答えた。

い。北山駒場があつたから今後の検証が必要だつて間接説する旨意だつたものの、今回の発掘では「盛土調査報告書」では「盛土に変わらじよに付帯する都市推進至文化財担当部長は「調査の結果、戻りが変わり、説明は違ってきた」と名井坂園は、さらに井坂園は

年での発熱調査報告書で、は密な堆積ではなく、は堅い単位で密に施工されている。施工させられた段階には堅固な地盤であった可能性が大きい。
（ある）レジリエンス内閣

図22 『京都民報』2021年6月20日掲載記事



京都市埋蔵文化財研究所で、「九輪」の説明を聞く鶴田氏（左）と日本共産党の井坂博文市議（右）

「北山大塔」裏付ける「九輪」 鶴田氏質問に文科相明言
（つづき）をめぐら、
日本共産党の鶴田恵二
衆院予算委員会分科会
で、国的重要文化財に
指定するよう要求しま
した。これに未松文部
科学相は、その価値を
認め、職員を現地に派
遣する」とを約束しま
した。

「九輪は寺の塔の頂
上部にある九つの輪轂
です。金閣寺境内で出土
から発見されたのは
埋蔵文化財研究所の保
管庫を訪問し、「九輪」
を手に取ったことに喜
び、文化財研究所の発
表会で出土し、20
16年に発表されました。
（つづき）

衆院予算委

な輪で表面には金メッ
キが施された、まろび
やかなものだった。北
山大塔が存在した物的
な歴史と歴史的・学
問的価値を認めるよ
う求めました。

末松文部科学相は「北山

大塔がある可能性は
高まっていますが、

鶴田氏は「文化財」と
京都府・市が許可を行つ
た。これで金閣寺は、
大塔がある可能性は
高まっていますが、

末松文部科学相は「北山

大塔がある可能性は
高まっていますが、

図23 『京都民報』2022年3月6日掲載記事

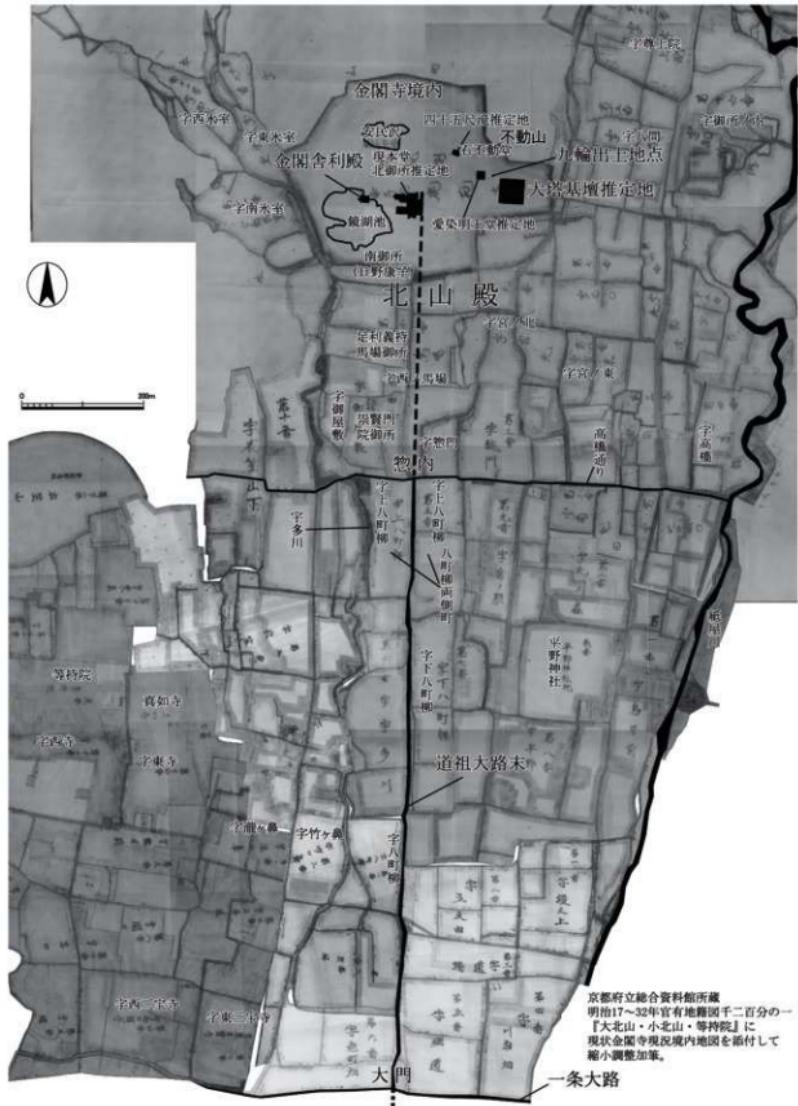


図24 北山大塔位置図（東北山七重大塔の所在について（上）『洛史』第11号2017に新知見を加筆）

《資料紹介》

一乗寺向畠町遺跡出土、縄文時代後期の土偶

高橋 潔

1. はじめに

一乗寺向畠町遺跡は、京都市左京区修学院にある縄文時代から平安時代に至る遺物散布地として、京都市文化市民局都市芸術推進室文化財保護課が京都市の遺跡地図として公開している『京都市遺跡地図提供システム』(<http://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/kyotogis/iseki/main>)に登録されており、遺跡は図1に斜線で示した範囲とされている。

1986（昭和61）年に建物の新築に伴い、図1に示した調査地点において、財団法人京都市埋蔵文化財研究所が発掘調査を行った¹⁾。この調査では、墳丘が削平された古墳時代後期の円墳（向畠古墳）が1基検出され、横穴式石室および周溝の一部が確認された。また、平安時代前期の土器類を多く含む土坑なども検出された。縄文時代の遺構は検出されなかったが、それら後世の遺構の埋土に混入して、一定量の縄文土器や石器類とともに、土偶と考えられる土製品が出土した。

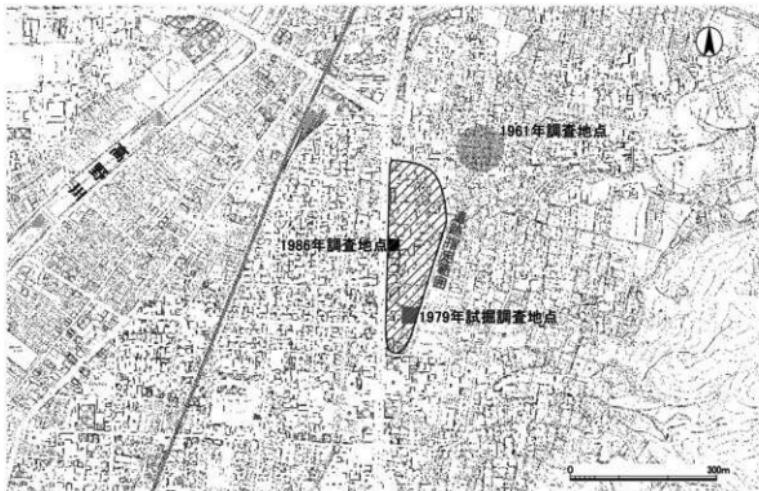


図1 一乗寺向畠町遺跡位置図（1：10,000）

2. 一乗寺向畠町遺跡

一乗寺向畠町遺跡は京都盆地北東部、高野川の東岸、音羽川・一乗寺川・白川などの河川によって形成された、比叡山の南西麓に沿って南北に広域に広がる複合扇状地上に立地している。同じ扇状地上の南方には京都大学が位置しており、北白川追分町遺跡をはじめとする縄文時代遺跡群が展開する。一乗寺向畠町遺跡はそれらからはやや北に離れて位置する。

一乗寺向畠町遺跡が認識されたのは、1961（昭和36）年当地域において実施された区画整理事業に伴う道路工事時に、工事掘削土中から縄文土器が見つかったことによる（図1網掛部分）。この時、京都府教育委員会により約1か月間にわたって緊急調査が実施された²⁾。遺構は検出されなかつたが、遺物包含層から大量の土器類が出土した。1978～1979（昭和53～54）年には遺跡範囲を含む周辺地域一帯において実施された下水道工事に伴う立会調査で、標高80m前後で遺物包含層が確認され、縄文時代後期の土器類が多量に出土した³⁾。また、遺跡範囲内の南東部で1979年試掘調査が実施されたが、顕著な成果はなかった⁴⁾。

1961年の調査で出土した遺物は、現在京都大学考古学研究室で保管されており、2010～2012年にかけて整理作業が行われ、詳細な報告書が刊行されている⁵⁾。ただし、これら遺物が出土したとされている地点は図1に示した通り、京都市遺跡地図が示す遺跡範囲外の北東部住宅街に当たるとみられ、遺跡範囲については早急に見直しが必要だと考えられる。

3. 1986年調査出土資料

本稿では、1986年の発掘調査報告書に掲載されず、これまで一部文章⁶⁾にてその存在が知られていた縄文時代後期の土偶と思われる土製品破片について紹介する。なお、報告書に掲載された縄文土器についても、実測し直したものをあわせてここに掲載する。

先にも触れたが、1986年調査では古墳時代後期の古墳と平安時代前期の土坑などが調査されたものの、縄文時代の遺構は皆無で、すべて後世の遺構の埋土から出土したものである。出土したものは縄文土器・石器類と土偶と考えられる土製品破片である。土器類は混入品であるとはいえ、比較的時期差のない、まとまりのある一群であると考えている。

（1）土偶と考えられる土製品（図2、写真1）

『リーフレット京都』No.19「日野の土偶」⁷⁾では、伏見区日野谷寺町遺跡における1984（昭和59）年の調査において出土したいわゆる「分銅形土偶」が取り上げられた。その文中に、当時知られていた京都府下における土偶出土例の一つとして以下のように紹介されている。

「京都市左京区一乗寺向畠町遺跡からも出土している。土偶片は脚部の破片である。やや内股で太腿が太く、立体的な土偶である。縄文時代の遺構は発見されなかつたが、新しい時代の土層より縄文時代後期の土器片と共に出土している。」

当時、土偶の脚部片と認識されていたものの、1986年度の報告書には記述も図・写真の掲載もされなかつた。おそらく『リーフレット京都』の記述が、唯一の公表資料となっている。今回当資料



写真1 土製品展開写真

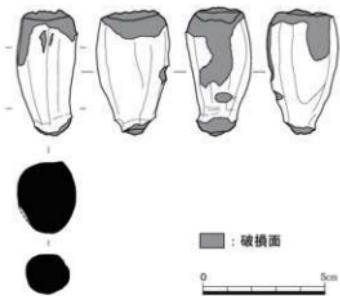


図2 土製品実測図 (1:2)

を実際に検討し、元大阪府教育委員会の大野薰氏、京都大学文学研究科准教授の千葉豊氏に実見していた機会を得て、土偶の脚部の破片で間違いないとの結論に至り、公表することとした。

この破片は土偶の右足の破片とみられ、上端・下端ともに破損している。縦5.1cm、最大径は2.4×2.9cmの楕円形、上端は脛部との接合部で、下端は足首に当たる部分で折れて、足先は欠損している。下端近くは断面がほぼ円形で、径は1.8cm前後である。足は上端が太く、下端の足首部分が強く狭まった形

態をしており、『リーフレット』京都の記述にあるように「やや内股で太腿が太」い印象の脚部である。胎土は緻密で金雲母を多く含み、在地系の土器の胎土とは異なって見える。

(2) 縄文土器

縄文土器は、28点を掲載する。いずれも1986年度の報告書の図3に拓本・断面図、および図版7に写真が掲載されているものである。また、同時期と考えられている石器類（石鏃・石斧・石鍬）も図4・5、図版13に掲載されている。

出土した縄文土器はいずれも破片であり、全形が判明するものではなく、便宜的に浅鉢（図3）、鉢（図4）、注口土器と底部（図5）にわけて図示した。

浅鉢（図3）では、胎土が比較的精製なもの（1～4・6・7）と粗製なもの（5・8～10）に大別できる。口縁部の形状は、水平のもの（1・2・6・8・10）と波状と思われるもの（3～5・7・9）とがあり、器形は屈曲するものと直口のものがある。調整は条痕のものが多く、ナデて仕上げるものもある。文様帶を持つものは少なく、1は外面口縁部と屈曲部に縄文、3は櫛状工具による刺突列を並行して2条施し、その下部に縄文を施している。4は波頂部に粘土を足して上面に円形凹みのある突起を作り出し、この突起の両側の面は薄く黒色に着色している（図の灰

色塗布部分)。10は口縁部内面側の先端にヘラ状工具による刻み目を施す。

鉢(図4)はいずれも粗製のもので、調整は内外面とも条痕による。口縁部の形状は、水平のもの(13・14)と波状と思われるもの(11・12・15)とがあり、器形はいずれも直口のものである。文様を施すのは11のみで、口縁部内面の先端にヘラ状工具による刻み目、その直下に沈線が施される。

注口土器(図5-20~24)はいずれも胎土が精製であるが、全形のわかるものはない。体部外面上には文様帯を持ち、縄文や擬縄文と沈線を組み合わせる。底部(図5-25~28)は浅鉢・鉢のものと考えられ、底部径の復元できるもののみを図化した。いずれも回底である。

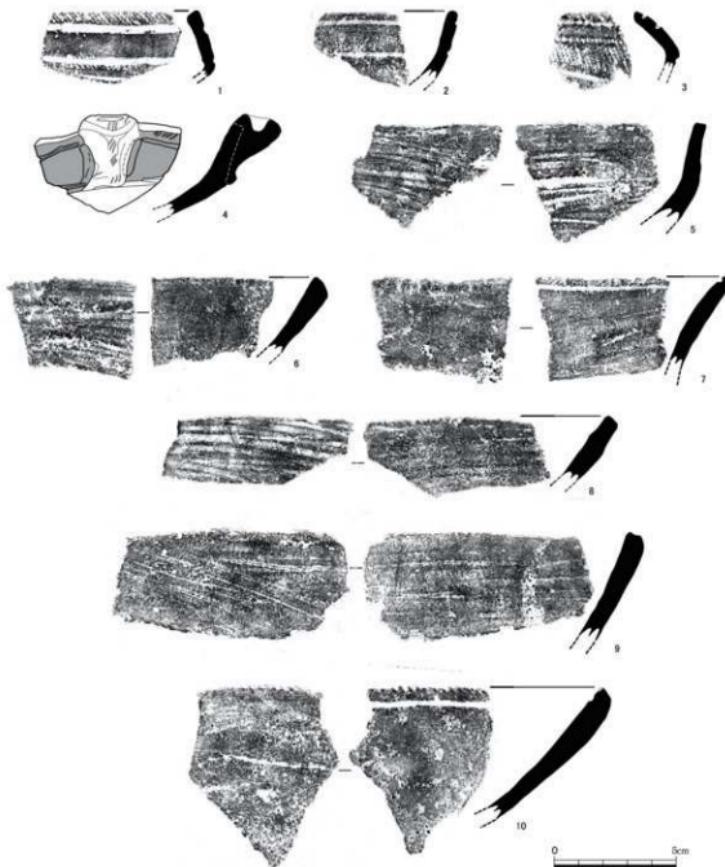


図3 出土土器実測図 (1 : 2)

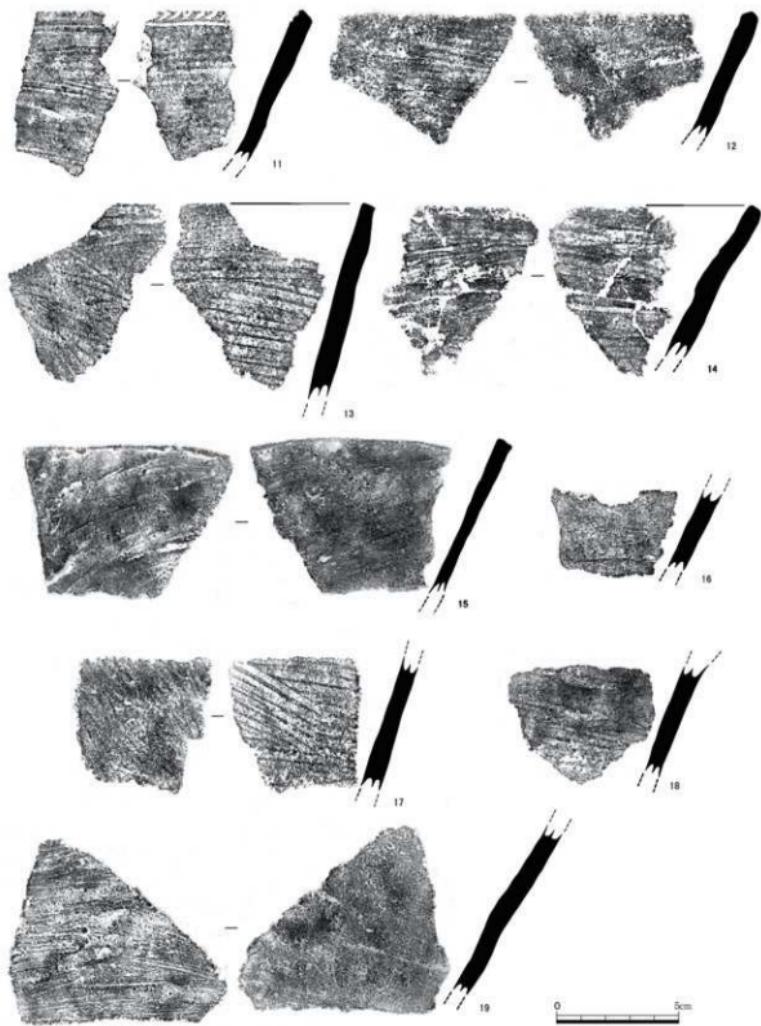


図4 出土土器実測図2 (1 : 2)

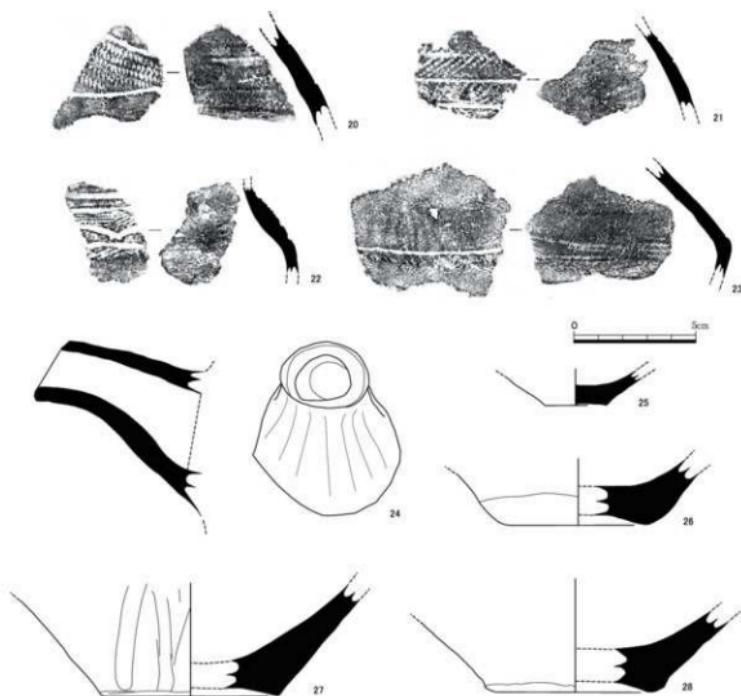


図5 出土器実測図3 (1:2)

これら土器群の胎土は大半が在地系のものと判断されるが、10・15は角閃石を含まず、27は角閃石を含んでおり、いわゆる生駒西麓産土器の胎土に類似する。また、5・8・20には金雲母が胎土に含まれており、在地系の胎土とは異なっている。

4. おわりに

以上のように、土器群はいずれも破片ばかりで全形の知れるものはないが、器種や施文などの特徴から、縄文時代後期の中でも「元住吉山I式期」⁸⁾の範疇で捉えられる一群とみられる。後世の遺構埋土などに混入した形での出土にもかかわらず、一定時期的なまとまりがみられる資料として評価したい。許されるのであれば、同様に出土した土偶と考えられる土製品についても、同時期の所産と評価したい。

この土偶の右足とみる破片については、先述のように内股で太腿が太い特徴的な形態のものである。実見していただいた大野・千葉両氏のご指摘により、東海地方で同時期にみられる「今朝平タイプ」土偶の特徴と一致することがわかった。

今朝平タイプの土偶は縄文時代後期中葉から後葉、東海地方（伊勢湾周辺）を中心に分布する頃

表現のない伸身像とされるもので⁹⁾、妊娠した豊満な女性像であるが、頭部が小さく目・鼻・口などの表現を省略しており、自立機能も退化するとされている。それまでの西日本では分銅形土偶はみられるものの、人形の土偶はみられなかつた。東日本で発達した人形の土偶（山形土偶）およびその祭式が西に伝播する過程で、この今朝平タイプの土偶が成立し、近畿地方にも人形の土偶が受け入れられるに至つたとされる。現在最も西端の出土例と認められているのは、兵庫県淡路市佃遺跡出土例¹⁰⁾とされ、このタイプの土偶の分布・受容範囲の西限とされている。

本例は、右足の破片のみであるが、形態的にみて今朝平タイプの特徴を持っており、出土土器の年代観とも矛盾はなく、また分布・受容範囲からみても近畿地方においては主要分布域である東海地方により近いことなどから、「今朝平タイプ」の一例とみてよいと考えている。

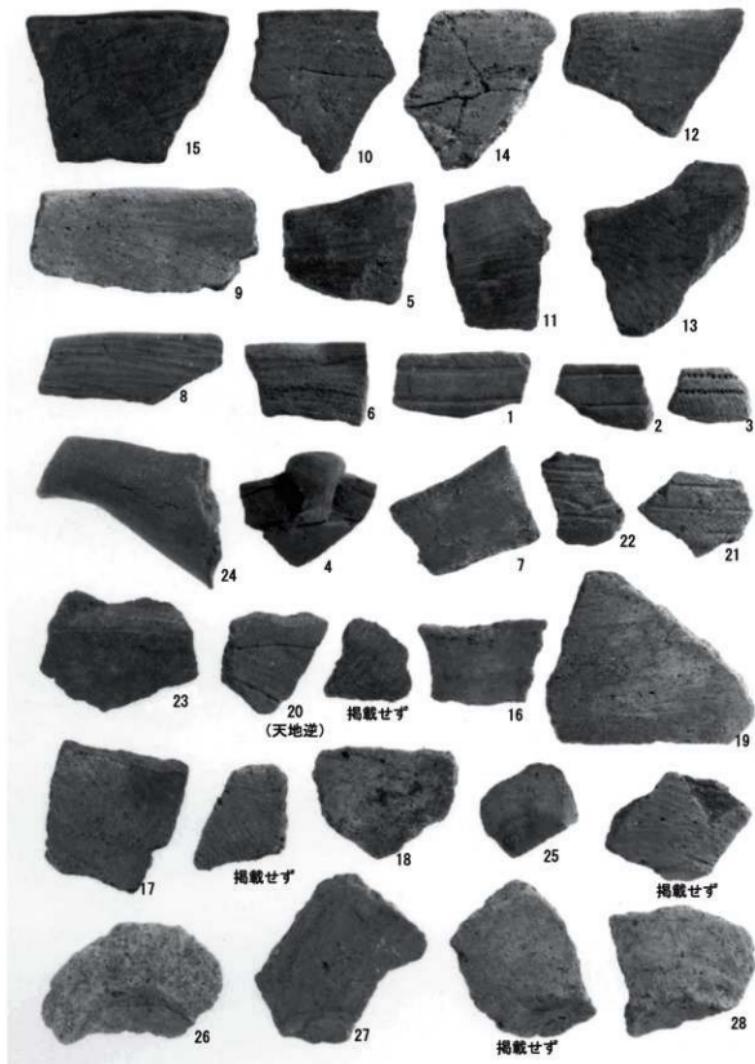
最後に本稿をなすにあたつて、当該資料実見していただき、種々のご教示を頂きました大野薫氏、千葉豊氏に感謝の意を表して、擱筆することとする。(2021年6月28日了)

註

- 1)『一乗寺向畠町遺跡発掘調査概報』昭和61年度 京都市文化観光局・財團法人京都市埋蔵文化財研究所
1987年 平尾政幸・本弥八郎『一乗寺向畠町遺跡』『京都市埋蔵文化財調査概要 昭和61年度』財團
法人京都市埋蔵文化財研究所 1989年
- 2) 佐原真「京都市一乗寺繩文文化遺跡の調査」『古代文化』7-2 古代学協会 1961年
- 3) 昭和52年度の試掘・立会調査概要『昭和52年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財團法人京都市埋蔵文
化財研究所 2011年 これら出土遺物の一部は、『史料 京都の歴史 2 考古』(京都市・平凡社
1983年) に写真や実測図が掲載されている。
- 4) 一覧表に、「遺構はなし、遺物に土器類・須恵器」と記載(Na254)。『京都市内遺跡試掘・立会調査報
告 国庫補助による試掘・立会調査報告 昭和54年度』京都市文化観光局文化財保護課 1980年
- 5)『一乗寺向畠町遺跡出土 繩文時代資料 一資料編』京都大学大学院文学研究科 考古学教室 2013
年 『一乗寺向畠町遺跡出土 繩文時代資料 一考察編』京都大学大学院文学研究科 考古学教室
2014年
- 6) 菅田薫「日野の土偶」『リーフレット京都』No.19 (財) 京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館
1990年 (発行者ホームページでPDFが公開されている。<https://www.kyoto-arc.or.jp/news/leaflet/019.pdf>)
- 7) 註6と同じ
- 8) 玉田芳英・岡田憲一「近畿」千葉豊編『西日本の縄文土器 後期』真陽社 2010年など
- 9) 原田昌幸「縄文世界の主な土偶型式とその分布」『土偶』(『日本の美術』第345号) 至文堂 1995年
伊藤正人「今朝平タイプ土偶覚書」『三河考古』第11号 三河考古刊行会 1998年 大野薫「顔のない
土偶」『立命館大学考古学論集 III』立命館大学考古学論集刊行会 2003年 大野薫「列島西部における
縄文後期土偶の重層的展開」『第10回土偶研究会奈良県大会資料』土偶研究会 2013年 伊藤正人
「顔を消された土偶たち—今朝平タイプの出現と波及—」『東海縄文論文集 II』東海縄文研究会 2017
年 大野薫「西日本の土偶研究」『特集 今日の土偶研究』(『考古学ジャーナル』第745号) 2020年

10)『佃遺跡』兵庫県文化財調査報告第176冊 兵庫県教育委員会 1998年

付図として、『一乗寺向畠町遺跡発掘調査概報』昭和61年度掲載の図版7を利用して、今回掲載した土器との対照関係を示す。各土器の右下の番号は、今回掲載の土器の番号と一致している。なお、図版7には32点が掲載されていたが、今回そのうちの4点は掲載しなかった。



付図 掲載土器対象図 (『一乗寺向畠遺跡発掘調査概報』昭和61年度 図版7に加筆)

《資料紹介》

最勝寺推定地出土瓦の再検討

上村 和直

1. はじめに

平安京及び周辺から出土した瓦類の研究は、今まで徐々にではあるが着実に進められている。ただ、既往の調査の中には、資料報告が十分でないものが多く、研究を進める上で支障となっている。このような資料については、調査状況などを知りうるものが報告する事は研究上の責務と言えよう。

最勝寺推定地出土瓦もその一つであり、六勝寺所用瓦の使用状況や平安時代の瓦を検討する上で貴重な資料であるにもかかわらず、出土瓦類の一部しか報告されておらず、全容が明らかであるとは言い難い。

最勝寺推定地の発掘調査は、京都市岡崎グラウンド整備に伴うもので、1991年9月30日～1992年9月17日に、京都市埋蔵文化財研究所が実施した。調査概要は、1995年に『最勝寺跡・岡崎遺跡』『平成3年度 京都市埋蔵文化財調査概要』で報告された〔内田ほか1995〕。

本稿は、本資料の重要性に鑑み、軒瓦の基礎的な整理を行った上で、報告することを目的とした。

なお、資料再整理にあたっては、資料を保管されている京都市埋蔵文化財研究所に便宜をはかつて頂いた。また、調査所見・瓦類出土状況等については、丸川義広氏にご教示を受けた。記して感謝致します。

2. 検出遺構の概要

(1) 検出遺構の概要〔図1、表1〕

調査地は推定最勝寺域の東部に位置し、南北道路（推定法勝寺西大路）を挟んで法勝寺域に接する。発掘調査では、平安時代後期の遺構と平安時代以降・以前の遺構を検出した。平安時代後期の遺構には、調査区南辺（南区）で推定二条大路末路面（地業100）、その北側で大路北側溝（東西溝16）と東西築地（地業111）がある。二条大路末路面の下層で東西溝35を検出した。これらの遺構の北側では平安時代の遺構は全く確認していない。また、南西区では南北溝（南北溝130）を検出した。

その他、調査区全域で平安時代後期以降の瓦溜・東西溝群・南北溝群・擾乱を多数検出した。

遺構別の軒瓦出土数は、南区地業100から10点、南区東西溝16から331点、南区地業111関連遺構から15点、南区東西溝35から17点出土した。

それ以外の遺構では、南区・北区の擾乱から92点、南区瓦溜から71点、南区平安時代整地層か

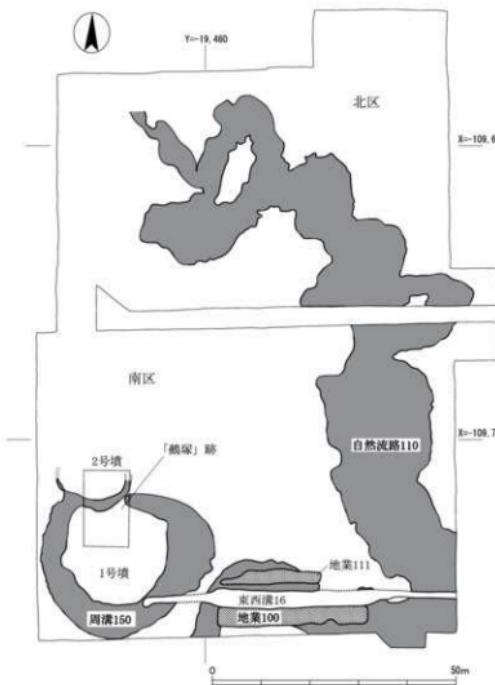


図1 主要遺構配置図（内田ほか1995一部改変）

産地毎の内訳は表2に示した。個々の瓦類の詳細については、遺物観察表に掲載した〔表3・4〕。

4. 軒瓦の分類

(1) 軒丸瓦

軒丸瓦は、瓦当紋様から分類すると88種374点で、小片又は紋様が不明瞭なため型式が認定できないものが83点ある。瓦当紋様は、蓮華紋・蓮華巴紋・巴紋・文字紋・唐草紋に大別できる。

蓮華紋は72種275点出土し、複弁蓮華紋・単弁蓮華紋・単復混合蓮華紋に大別でき、さらに、中房・蓮弁・間弁の形状及び外区の有無などにより細分できる。複弁蓮華紋34種113点・単弁蓮華紋34種136点・単復混合蓮華紋4種7点、その他の蓮華紋19点である。

蓮華巴紋は3種19点出土し、外区紋様の形状により細分できる

巴紋は11種67点出土し、巴の巻き込み方向により右巻き・左巻きに分かれ、巴紋の単位数、頭部・尾部の接続方法、及び外区の有無などにより細分できる。

文字紋は1種1点出土した。唐草紋は1種1点出土した。

各種類毎の点数は、軒丸瓦112が24点、138が21点、175が15点、130が14点、115が11点、

ら37点、南区南部落込から24点出土した。

以上のように、二条大路末北築地側溝（東西溝16）出土軒瓦数が最も多くて40%を占め、他の平安時代の遺構からの出土量は限局的である。

遺構別の軒瓦の出土数は、表1の通りである。

3. 出土瓦類の概要

調査で出土した瓦類は、遺物整理箱52箱分である。瓦類の種類には、軒丸瓦・軒平瓦などがある。軒瓦の出土点数は、軒丸瓦374点・軒平瓦340点、総数714点である。その他の瓦の出土点数は、道具瓦1点、丸瓦2点、平瓦1点、埠1点である。

出土軒瓦の数量及び時期・

表1 遺構別瓦類出土数量表

遺構名	9~11中葉		11世紀後葉		11後葉~12世紀		12世紀		13世紀		16世紀以降		時期不明		計	
	軒丸	軒丸	軒平	軒丸	軒平	軒丸	軒平	軒丸	軒平	軒丸	軒平	軒丸	軒平	軒丸	軒平	
南区地蔵100 (推定二条大路末路面)						6	4									10
南区東西溝16 (推定二条大路末北側溝)		31	11	13	22	132	114	5	2				1			331
南区地蔵111(推定二条大路末北側溝) 閑連遺構		1	2	2		6	3		1							15
南区東西溝35(推定二条大路路面下層溝)		1			1	9	6									17
南区攢乱	1	2	2	4	3	33	29	2	5	2	2	1				86
南区瓦溜		2	1	1	6	19	40					1	1			71
南区近世遺構		1	1			3	5									10
南区斜行溝群		1				3	8	1								13
南区清掃中		1		1	1	8	6		1			1				19
南区東西瓦溝群		1	1			5										7
南区東西溝群	1		1			12	10		1							25
南区土坑群						5	2		1		1					9
南区南部落込						15	8				1					24
南区南北溝群						1	4									5
南区平安時代整地層		1				17	16	2				1				37
南区自然流路110		1				3	1									5
北区攢乱						1	5									6
南西区諸遺構				1		10	10									21
南区・北区不明			1			1				1						3
計	2	43	20	22	33	289	271	10	11	3	4	5	1			714

149・167が10点、126・164が9点、137が8点、133・165が7点、170が6点、119・123・166・178・187が5点とやや多いが、他は1種4点以下と少ない。

型式としては、大和產複弁蓮華紋軒丸瓦112が24点、備前產複弁蓮華紋軒丸瓦115～117が15点、山城產復弁蓮華紋軒丸瓦126が9点、山城產單弁蓮華紋軒丸瓦130が14点、山城產單弁蓮華紋軒丸瓦138～140が29点、播磨產複弁蓮華紋軒丸瓦149～151が12点、丹波產單弁蓮華紋軒丸瓦164・165が16点、丹波產單弁蓮華紋軒丸瓦166・167が15点、山城產巴蓮華紋軒丸瓦174・175が17点とまとまる。

(2) 軒平瓦

軒平瓦は、瓦当紋様から分類すると60種340点で、小片又は紋様が不明瞭なため型式が認定できないものが98点ある。瓦当紋様は、唐草紋・半裁花紋・劍頭紋・劍巴紋・連巴紋・幾何学紋・連珠紋・文字紋に大別できる。

唐草紋は49種291点出土し、外行唐草紋・内行唐草紋・偏行唐草紋に分類できる。さらに、中心紋の形・有無、唐草の形状及び外区の有無・形状などにより細分できる。外行唐草紋は41種225点、内行唐草紋は3種7点、偏行唐草紋は4種17点、その他の唐草紋は42点出土した。

半裁花紋は2種5点出土し、花紋の形状によって細分できる。劍頭紋は2種19点出土し、陰刻で形状により細分できる。劍巴紋は2種5点出土し、陽刻・陰刻で細分できる。連巴紋は4種12点出土し、形状により細分できる。幾何学紋は1種3点出土した。連珠紋は1種1点出土した。文字紋は1種1点出土した。

各種類毎の点数は、軒平瓦225が28点、229が25点、237が14点、204・206が13点、227が10点、220が8点、211・222が7点、230・231・234・256が6点、207・233が5点とやや多いが、他は1種4点以下と少ない。

型式としては、丹波產外行唐草紋軒平瓦203・204が16点、讃岐產外行唐草紋軒平瓦206～208が22点、山城產唐草紋軒平瓦211が7点、山城產偏行唐草紋軒平瓦220が8点、丹波產外行唐草紋軒平瓦225・226が30点、丹波產外行唐草紋軒平瓦227・228が12点、丹波產外行唐草紋軒平瓦229が25点、丹波產外行唐草紋軒平瓦230・231が12点、丹波產外行唐草紋軒平瓦233～236が14点、丹波產外行唐草紋軒平瓦237が14点とまとまる。

5. 軒瓦の時期

軒瓦の時期は、瓦当紋様系譜や成形技法の特徴、及び同范・同紋瓦の出土した遺跡の造営・再建年代などから判断した。時期は、①平安時代前期～中期（9世紀～11世紀中葉）、②平安時代後期初葉（11世紀後葉）、③平安時代後期前葉（11世紀～12世紀）、④平安時代後期中葉・後葉（12世紀）、⑤鎌倉時代以降（13世紀以降）に分けられるが、時期が不明なものも少なくない。

(1) 平安時代前期～中期（9世紀～11世紀中葉）

平安時代前期～中期（9世紀～11世紀中葉）と推定した軒瓦は、軒丸瓦2点出土した。

当該期の同范・同紋瓦は、西寺・平安宮（1072年頃再建）・法勝寺金堂回廊下層（白河殿関係遺

表2 軒瓦分類別出土表

時期	種類	紋様	山城	播磨	丹波	大和	讃岐	河内	和泉	備前	產地不明	計
9~11世紀中葉	軒丸瓦	複弁蓮華紋						1				1
		單弁蓮華紋	1									1
11世紀後葉	軒丸瓦	複弁蓮華紋		5		33						38
		單弁蓮華紋				3					1	4
		梵字紋				1						1
	軒平瓦	外行唐草紋		2	18							20
11世紀後葉~12世紀	軒丸瓦	複弁蓮華紋					2			15	5	22
		外行唐草紋			6		22			2		30
	軒平瓦	内行唐草紋	3									3
12世紀	軒丸瓦	複弁蓮華紋	19	21	4						2	46
		單弁蓮華紋	78	12	31	2					8	131
		單複混合弁	7									7
		蓮華紋	9								9	18
		蓮華巴紋	17	2								19
		巴紋	56	1							4	61
		唐草紋									1	1
		紋様不明	2								4	6
	軒平瓦	外行唐草紋	17	9	136	1		1	3	5		172
		内行唐草紋	1		1					2		4
		偏行唐草紋	12	1	4							17
		唐草紋	21	1	7					9		38
		半截花紋	5									5
		劍頭紋	16									16
		劍巴紋	4									4
		連巴紋	7									7
		幾何学紋	3									3
		紋様不明	1		1						3	5
13世紀	軒丸瓦	複弁蓮華紋	6									6
		巴紋	2								1	3
		紋様不明									1	1
		外行唐草紋									3	3
	軒平瓦	唐草紋									1	1
		劍巴紋	1									1
		劍頭紋	2								1	3
		文字紋						1				1
16世紀以降	軒丸瓦	連珠紋						1				1
		不明									1	1
	軒平瓦	蓮華紋									1	1
		巴紋									2	2
時期不明	軒丸瓦	唐草紋									3	3
		不明									1	1
	軒平瓦	巴紋									1	1
	紋様不明									4	4	
	軒平瓦	紋様不明									1	1
計			290	54	208	40	24	1	3	20	74	714

構、1075年以前)などで確認した。

(2) 平安時代後期初葉(11世紀後葉)

平安時代後期初葉(11世紀後葉)と推定した軒瓦は、軒丸瓦43点・軒平瓦20点、計63点出土した。

当該期の同范・同紋瓦は、平安宮朝堂院(1072年頃再建)・平安宮真言院(1066年頃再建)・平安宮会昌門(1072年頃再建)・法成寺(1065年再建)・円宗寺(1070年頃造営)・平等院(1076年供養)・法勝寺金堂(1077年供養)・法勝寺阿弥陀堂(1077年供養)・法勝寺塔(1083年供養)・薬師寺(1077~1081年再建)・興福寺(VI期、1078~1103年再建)などで確認した。

(3) 平安時代後期前葉(11世紀後葉~12世紀)

平安時代後期前葉(11世紀後葉~12世紀)と推定した軒瓦は、軒丸瓦22点・軒平瓦33点、計55点出土した。

当該期の同范・同紋瓦は、平安宮内裏(1098年頃再建)・平安宮朝堂院(1072年頃再建)・広隆寺(1165年再建)・法勝寺(1077年供養)・尊勝寺(1102年供養)などで確認した。

(4) 平安時代後期中葉・後葉(12世紀)

平安時代後期中葉・後葉(12世紀)と推定した軒瓦は、軒丸瓦289点・軒平瓦271点、計560点出土した。

当該期の同范・同紋瓦は、平安宮(1157年頃再建)・法勝寺(1077年供養)・尊勝寺(1102年供養)・尊勝寺阿弥陀堂(1105年供養)・円勝寺(1126年供養)・成勝寺(1139年供養)・仁和寺(1120年頃再建)・法金剛院(1129年供養)・東寺・醍醐悟杜堂(八角円堂、1155年供養)・興福寺(VII期、1130~1180年再建)などで確認した。これらの瓦の時期を各寺院等の出土瓦と比較し、12世紀前葉・中葉・後葉に特定できるものもあるが、現段階では詳細な時期は区分し難い。

(5) 鎌倉時代以降(13世紀以降)

鎌倉時代以降と推定した軒瓦は、軒丸瓦10点・軒平瓦11点、計21点出土した。

当該期の同范・同紋瓦は、最勝光院(1228年再建)・龜山殿(1255年造営)などで確認した。

16世紀以降と推定した軒瓦は、軒丸瓦3点・軒平瓦4点、計7点出土した。

6. 軒瓦の産地

出土軒瓦の生産地は、同范瓦・同紋瓦の出土した生産遺跡・周辺遺跡、及び瓦当紋様系譜や成形技法の特徴などから判断した。産地は、山城・播磨・丹波・大和・讃岐・河内・和泉・備前などと推定できるが、産地が不明なものも少なくない。

(1) 山城国

山城産と推定した軒瓦は、軒丸瓦197点・軒平瓦93点、計290点出土した。

軒丸瓦102は森ヶ東瓦窯・池田瓦窯などで同紋瓦を確認した。軒丸瓦121・122・128・129・151は栗栖野窯で同紋瓦を確認した。軒平瓦211・220は栗栖野窯で同范瓦を確認した。軒丸瓦129、軒平瓦211・251は南ノ庄田瓦窯で同紋瓦を確認した。

この他、瓦当紋様系譜・成形技法などから、軒丸瓦123～128・130～144・174・175・177～185・187・188、軒平瓦201・202・212～219・221・250・252～258は山城産と推定した。

(2) 播磨国

播磨産と推定した軒瓦は、軒丸瓦41点・軒平瓦13点、計54点出土した。

軒丸瓦103・106・153・154・157、軒平瓦223は神出窯で同紋瓦を確認した。軒丸瓦145～147・152・158・159・161・186、軒平瓦223・224は林崎三本松窯で同紋瓦を確認した。軒丸瓦154は久留美平井窯、軒平瓦224は久留美柳谷窯で同紋瓦を確認した。

この他、瓦当紋様系譜・成形技法などから、軒丸瓦104・105・148～151・155・156・160・176、軒平瓦209・222は播磨産と推定した。

(3) 丹波国

丹波産と推定した軒瓦は、軒丸瓦35点・軒平瓦173点、計208点出土した。

軒丸瓦164・166、軒平瓦225は出雲神社境内遺跡で同紋瓦を確認した。軒平瓦205は篠三軒屋南窯、軒平瓦226・227・228は篠窯で同紋瓦を確認した。

この他、瓦当紋様系譜・成形技法などから、軒丸瓦162・163・165・167、軒平瓦203・204・229～241は丹波産と推定した。

(4) 大和国

大和産と推定した軒瓦は、軒丸瓦39点・軒平瓦1点、計40点出土した。

大和産と推定した軒瓦の生産窯は明らかでないが、瓦当紋様系譜・成形技法などから軒丸瓦107～114・168、軒平瓦242・246は大和産と推定した。

(5) 講岐国

讃岐産と推定した軒瓦は、軒丸瓦2点・軒平瓦22点、計24点出土した。

軒丸瓦120は北条池南岸窯・庄屋原窯、軒平瓦206は西村窯で同紋瓦を確認した。

この他、瓦当紋様系譜・成形技法などから、軒平瓦207・208は讃岐産と推定した。

(6) 河内国

河内産と推定した軒瓦は、軒丸瓦1点出土した。

軒丸瓦101は牧野阪瓦窯で同范耳を確認した。

(7) 和泉国

和泉産と推定した軒瓦は、軒平瓦3点出土した。

和泉産と推定した軒瓦の生産窯は明らかでないが、瓦当紋様系譜・成形技法などから軒平瓦243・259・260は和泉産と推定した。

(8) 備前国

備前産と推定した軒瓦は、軒丸瓦15点・軒平瓦5、計20点出土した。

備前産と推定した軒瓦の生産窯は明らかでないが、瓦当紋様系譜・成形技法などから軒丸瓦115～117、軒平瓦210・244・245は備前産と推定した。

7. 軒瓦の分析

(1) 平安時代後期初葉・前葉(11世紀後葉～12世紀)

平安時代後期初葉・前葉と推定した軒瓦は、軒丸瓦65点・軒平瓦53点、計118点で、全出土軒瓦の17%を占める。

産地別の割合は、山城3点(3%)、播磨7点(6%)、丹波24点(20%)、大和37点(31%)、讃岐24点(20%)、備前17点(14%)、不明6点である。大和産が約3割と最も多く、次いで丹波産・讃岐産が約2割、備前が1.5割と続き、他の山城・播磨は少ないと。

当該期の軒瓦の内、播磨産軒丸瓦103～105(神出窯丸2401型式・円勝寺ER001型式)・軒平瓦209と、大和産軒丸瓦208・209(興福寺IV丸E型式)、111・112(興福寺IV丸A型式)のグループがまとまる。備前産軒丸瓦115～117と、丹波産軒平瓦203・204、讃岐産軒平瓦206～208のグループがやまとまる。

(2) 平安時代後期中葉・後葉(12世紀)

平安時代後期中葉・後葉(12世紀)と推定した軒瓦は、軒丸瓦289点・軒平瓦271点、計560点で、全出土軒瓦の78%を占める。

産地別の割合は、山城275点(49%)、播磨47点(8%)、丹波184点(33%)、大和3点(0.5%)、和泉1点(0.2%)、備前3点(0.5%)、不明47点である。山城産が約5割を占め、続いて丹波産が約3割、播磨が約1割、他の大和・和泉・備前は極少量である。

山城産軒瓦では、単弁蓮華紋軒丸瓦126(尊勝寺23A型式)・130(尊勝寺63型式・円勝寺ER032型式)、単弁蓮華紋軒丸瓦137～140(尊勝寺86型式)、蓮華巴紋軒丸瓦174・175(尊勝寺101型式)がまとまる。唐草紋軒平瓦211(尊勝寺174型式)がまとまる。

播磨産軒瓦では、播磨産複弁蓮華紋軒丸瓦149～151(円勝寺ER004型式)と、播磨産外行唐草紋軒平瓦222(円勝寺ER113型式)がまとまる。

丹波産軒瓦では、単弁蓮華紋軒丸瓦164・165(尊勝寺65型式・円勝寺ER030型式)・166・167(円勝寺ER029型式)がまとまる。外行唐草紋軒平瓦225・226(円勝寺ER117型式)、227・228(円勝寺ER118型式)、229(円勝寺ER108型式)、230・231(円勝寺ER123型式)がまとまる。

(3) 鎌倉時代以降(13世紀以降)

鎌倉時代以降と推定した軒瓦は、軒丸瓦10点・軒平瓦11点、計21点で、全出土軒瓦の3%を占める。山城産が11点で、他は産地不明である。

(4) 平安時代後期前葉軒瓦の出土状況

最勝寺推定地の南側に位置する円勝寺推定地第1次調査で出土した軒瓦は、その一部が法勝寺域で出土した軒瓦と共に通る。さらに法成寺・平等院と共に通るものもある。また、丹波系軒瓦・南都系軒瓦は、紋様系譜などから考え、円勝寺が造営・供養された大治元年(1126)～大治5年(1130)より以前のものも含まれると理解できる。

以上のことから、上原真人は、円勝寺推定地出土軒瓦の一部については、法勝寺で不要となった

瓦を荒廃していた円勝寺城東端に廃棄したと想定され、法勝寺所用瓦であると判断された〔上原1987〕。

最勝寺推定地で出土した軒瓦の中には、最勝寺創建よりも以前と推定できる平安時代後期前葉の軒瓦が約17%含まれる。これらの瓦は、法勝寺金堂・阿弥陀堂・塔・園池などで出土した軒瓦と同範・同紋関係が確認でき、法勝寺隣接地以外の白河地域ではほとんど見られない。このことから、当調査地出土の平安時代後期前葉についても、円勝寺城出土瓦と同様の状況である可能性が高い。

さらに、当地域の発掘調査では二条大路末より北側の地域では平安時代の遺構は確認されておらず、瓦溜が多く見られことから考え、瓦の投棄場所となっていた状況が伺える。

次に最勝寺推定地と円勝寺推定地出土の平安時代後期前葉の瓦を比較しておく。円勝寺推定地の軒瓦全体の出土数量は、軒丸瓦195点・軒平瓦125点で、計320点である。この内、当該期の軒瓦は、軒丸瓦44点・軒平瓦16点、計60点で、全体の19%を占める。産地別の割合は、山城4点(7%)、播磨15点(25%)、大和21点(35%)、備前2点(4%)、不明18点(30%)である〔上原1972〕。

最勝寺推定地に比べ、出土数量は約半数であるが、出土比率は約2割とほぼ同比率である。産地別では、山城産軒瓦は両地域共に数点と少ない。播磨産軒瓦は両地域で出土したが、円勝寺域の方がやや多い。丹波・讃岐産軒瓦は最勝寺推定地では多いが、円勝寺域では見られない。大和産軒瓦は両地域で出土したが、最勝寺推定地が多い。備前産軒瓦は最勝寺推定地では多いが、円勝寺域では少ない。

以上のように、同じ法勝寺隣接地でも、調査地によって出土数量・状況は異なる。さらに、軒瓦当紋様は、共通した型式のものも見られるが、異なるものもある。

引用・参考文献（引用文献は観察表と共通）

- 網ほか1989：網 伸也・鈴木久男「平安宮内裏」『平安京跡発掘調査概報 昭和63年度』京都市文化観光局
1989年
- 網ほか1995：網 伸也・会下和宏・桜井みどり「成勝寺跡」『平成4年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都
市埋蔵文化財研究所 1995年
- 網ほか1996：網 伸也・東 洋一・南 孝雄・百瀬正恒・清藤玲子・櫻井みどり・真喜志悦子「左京八条
三坊2」『平成6年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 1996年
- 網2002：網 伸也「瓦類」『平安京右京三条二坊十五・十六町一「齋宮」の邸宅跡-』京都市埋蔵文化財研究
所調査報告第21冊 同研究所 2002年
- 網2008：網 伸也「瓦類」『平安京左京五条三坊九町跡・烏丸綾小路遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調
査概報2008-10 同研究所 2008年
- 安藤1967：安藤文良「讃岐古瓦図録」『文化財協会年報』特別号8 香川県文化財保護協会・香川県教育委
員会 1967年
- 家崎ほか1984：家崎孝治・伊藤 潔・吉村正親「瓦類、平安京左京二条三坊」『京都市内遺跡試掘立会調査

- 概報』昭和58年度 京都市文化観光局・京都市埋蔵文化財研究所 1984年
- 家崎1987：家崎孝治「軒瓦類」『京都市内遺跡試掘立会調査概報』昭和61年度 京都市文化観光局・京都市埋蔵文化財研究所 1987年
- 池田1998：池田征弘「瓦」『神出窯跡群』兵庫県文化財調査報告第171冊 兵庫県教育委員会 1998年
- 池田ほか1999：池田征弘・森内秀造『久留美・跡部窯跡群一山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告XX X』兵庫県文化財調査報告第186冊 兵庫県教育委員会 1999年
- 池田2017：池田征弘「瓦」『林崎三本松瓦窯跡群発掘調査報告書』明石市文化財調査報告書第6冊 明石市教育委員会 2017年
- 石井2015：石井明日香「瓦類」『白河街区・尊勝寺跡・岡崎遺跡-集合住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』イビソク京都市内遺跡調査報告第12輯 イビソク 2015年
- 石田1947：石田修一「法勝寺瓦に就いて」『日本史研究』第4号 同研究会 1947年
- 五十川1981：五十川伸矢「瓦類」『京都大学埋蔵文化財調査報告II -白河北殿北辺の調査-』京都大学埋蔵文化財研究センター 1981年
- 市本2001：市本芳三「大阪地域の平安時代後期瓦の様相」『第4回攝河泉古代寺院フォーラム 中世寺院の幕開け-11-12世紀の寺院の考古学的研究-』攝河泉古代寺院研究会 2001年
- 伊藤2013：伊藤潔『平安京左京一条三坊十町跡・旧二条城跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2012-13 同研究所 2031年
- 上原1972：上原真人「瓦類」・円勝寺発掘調査団：円勝寺の発掘調査(下)』『佛教藝術84号』毎日新聞社 1972年
- 上原1976：上原真人「京都市動物園爬虫類館建設に伴う法勝寺発掘調査報告・出土遺物」『京都市埋蔵文化財年次報告1974-1』京都市文化観光局文化財保護課 1976年
- 上原1978：上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』13-14号 元興寺文化財研究所 1978年
- 上原1987：上原真人「瀬戸内海を渡ってきた瓦」『大阪湾をめぐる文化の流れ-もの・ひと・みち-』帝塚山考古学研究所 1987年
- 上村1981：上村和直「六勝寺跡、A・B調査区」『六勝寺跡発掘調査概要 昭和55年度』京都市埋蔵文化財調査センター・京都市埋蔵文化財研究所 1981年
- 上村ほか1987：上村和直・辻裕司「法勝寺跡発掘調査概報 昭和61年度』 京都市文化観光局・京都市埋蔵文化財研究所 1987年
- 上村1989：上村和直・辻裕司「尊勝寺跡」『昭和61年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 1989年
- 上村1990：上村和直「尊勝寺跡」『平成元年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 1990年
- 上村1993：上村和直「平安京左京九条一坊・東寺旧境内I」『昭和63年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 1993年
- 上村ほか1996：上村和直・堀内明博・吉村正規「尊勝寺跡・最勝寺跡・岡崎遺跡」『京都市内遺跡立会調査概報』平成7年度 京都市文化市民局 1996年
- 上村2001：上村和直「瓦類」『仁和寺院家跡(花園宮ノ上町遺跡)』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-1 同研究所 2001年

- 上村ほか2002：平尾政幸・山口 真・上村和直『平安京右京三条一坊三町（右京職）跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-3 同研究所 2002年
- 上村2012：上村和直「瓦類」『法住寺殿跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2012-10 同研究所 2012年
- 上村2015：上村和直「瓦類」『平安京左京九条三坊十町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2013-15 同研究所 2015年
- 上村ほか2015：上村和直・李 銀眞「瓦類」『円勝寺跡・成勝寺跡・白河街区跡・岡崎遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2014-13 同研究所 2015年
- 上村ほか2016：上村和直・松吉祐希「瓦類」『円勝寺跡・成勝寺跡・白河街区跡・岡崎遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-17 同研究所 2016年
- 上村2018：上村和直「西寺・東寺の造営と瓦生産」『古代』第141号 早稲田大学考古学会 2018年
- 植山ほか1983：植山 茂・下條信行・定森秀夫・鰐谷 寿『三條西殿跡 平安京跡研究調査報告第7輯』古代學協会 1983年
- 植山1983：植山 茂「瓦類」『平安京左京八条三坊二町』平安京跡研究調査報告第6輯（財）古代學協会 1983年
- 植山1985：植山 茂「瓦類」『平安京左京七条三坊五町』平安京跡研究調査報告第15輯（財）古代學協会 1985年
- 宇垣2009：宇垣匡雅「瓦」『備前国分寺』赤磐市文化財調査報告第3集 岡山県赤磐市教育委員会 2009年
- 内田ほか1995：内田好昭・丸川義広・平方幸雄「最勝寺跡・岡崎遺跡」『平成3年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 1995年
- 内田2004：内田好昭「史跡・名勝 嵐山』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2004-7 同研究所 2004年
- 梅原1925：梅原末治「南桑田郡千歳村出雲神社境内發見ノ古瓦」『京都府史跡勝地調査会報告』第6冊 京都府 1925年
- 大矢ほか1981：大矢義明・小森俊寛・永田信一・原山充志『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報II』1976年度 京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会 1981年
- 大矢ほか1983：大矢義明・吉川義彦「内裏外郭跡」『平安京跡調査概報 昭和57年度』京都市文化観光局・京都市埋蔵文化財研究所 1983年
- 小川1923：小川白楊「法勝寺」『古瓦譜』文星堂 1922年
- 香川県1983：香川県「歴史時代・古瓦」『香川県史』13考古 資料編 香川県 1983年
- 梶川ほか1977：梶川敏夫・木村捷三郎・渡辺和子『六勝寺跡 六盛西店新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』六勝寺研究会 1977年
- 柏田2011：柏田由香「法勝寺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成22年度』京都市文化市民局 2011年
- 柏田2013：柏田由香「平安宮朝堂院跡・聚楽遺跡」『京都市内遺跡詳細分布調査報告 平成24年度』京都市文化市民局 2013年
- 柏田2014：柏田由香「1・2区瓦類」『平安京左京二条四坊十五町跡・東京極大路跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-5 同研究所 2015年
- 加納2004：加納敬二「瓦類」『平安京左京北辺四坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第22冊 同研究所 2004年

- 加納2008：加納敬二「瓦類」『平安京左京三条二坊十町（堀河院）跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告
2007-17 同研究所 2008年
- 亀岡市1994：亀岡市文化資料館『丹波国と平安京～都を支えた篠窯跡群～』 同資料館 1994年
- 河野2004：河野凡洋「瓦類」『平安京左京二条三坊一町』京都文化博物館調査研究報告第16集 同博物館
2004年
- 木村1976：木村捷三郎「法勝寺金堂跡発掘調査概要・出土遺物」『京都市埋蔵文化財年次報告1974-II』
京都市文化観光局文化財保護課 1976年
- 木村1990：木村捷三郎「瓦」『仁和寺境内発掘調査報告』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第9冊 同研究
所 1990年
- 桐山2005：桐山秀徳『六角堂第3次・第4次調査』平安京跡発掘調査報告第21輯 （財）古代学協会 2005
年
- 高1998：高 正龍『南／庄田瓦窯跡』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第18冊 同研究所 1998年
- 繙羅2018：繙羅文住「瓦類」『神出窯跡群発掘調査報告書』 神戸市教育委員会 2018年
- 小松ほか1998：小松武彦・吉村正親・小樽山一貞「平安京右京一条四坊・法金剛院境内」『平成8年度京都市
埋蔵文化財調査概要』 京都市埋蔵文化財研究所 1998年
- 小森ほか1982：小森俊寛・原山充志『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報III』1977～1981年度 京都市
高速鉄道烏丸線内遺跡調査会 1982年
- 近藤2014：近藤章子『白河街区・法勝寺跡・岡崎遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2014-6 同
研究所 2014年
- 近藤ほか2005：近藤奈央・木下保明『白河街区跡・岡崎遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2005-
4 同研究所 2005年
- 佐々木1981：佐々木英夫「瓦類」『平安京左京五条三坊十五町』平安京跡研究調査報告第5輯 （財）古代學
協会 1981年
- 定森1995：定森秀夫『平安京左京六条三坊七町』京都文化博物館研究調査報告第11集 京都文化博物館
1995年
- 市文觀1976 a：京都市文化観光局文化財保護課「法勝寺金堂跡第II次発掘調査概要」『京都市埋蔵文化財年
次報告-1975』 同保護課 1976年
- 市文觀1976 b：京都市文化観光局文化財保護課「平安宮真言院跡推定地発掘調査概要」『京都市埋蔵文化財
年次報告-1975』 同保護課 1976年
- 市文觀1976 c：京都市文化観光局文化財保護課「平安宮会昌門跡発掘調査概要」『京都市埋蔵文化財年次報
告-1975』 同保護課 1976年
- 市埋文1980：京都市埋蔵文化財研究所編『板東善平収蔵品目録』 同研究所 1980年
- 市埋文1996：京都市埋蔵文化財研究所編『木村捷三郎収集瓦図録』 同研究所 1996年
- 市埋文1997：京都市埋蔵文化財研究所編『京都嵯峨野の遺跡-広域立会調査による遺跡調査報告-』 京都
市埋蔵文化財研究所調査報告第14冊 同研究所 1997年
- 鈴木2016：鈴木久史「岡崎遺跡・法勝寺跡」『京都市内遺跡実証調査報告 平成27年度』 京都市文化市民局
2016年
- 清野1975：清野紀子「瓦」『桜社遺跡調査概報』 鳥羽離宮跡調査研究所1975年
- 高橋ほか2012：高橋 肇・家原圭太「法勝寺跡・岡崎遺跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成23年度』 京

都市文化市民局 2012年

- たなか1966：たなかしげひさ「教王護国寺の影刻群の研究－付「左寺」の字瓦を出土するひがし寺の瓦窯－」『日本歴史考古学論叢』 1966年
- 田中2003：田中利津子『白河街区・岡崎遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2002-17 同研究所 2003年
- 辻1990：辻 裕司「平安宮中務省（2）」『平安京跡発掘調査概報 平成元年度』 京都市文化観光局 1990年
- 辻2007：辻 裕司「法勝寺跡」『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2007-9』 同研究所 2007年
- 出宮1975：出宮徳尚「瓦」「幡多磨寺発掘調査報告」岡山市遺跡調査団・岡山市教育委員会文化課 1975年
- 常磐井1980：常磐井智行「瓦、平安京跡（左京内膳町）昭和54年度 発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1980第3分冊 京都府教育委員会 1980年
- 長戸ほか2000：長戸満男・小檜山一良「平安京左京六条三坊」『平成10年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 2000年
- 中村1990：中村 浩『久留美毛谷-古窯跡群等の発掘調査報告-』 久留美毛谷古窯跡群埋蔵文化財調査会 1990年
- 奈文研1959：奈良國立文化財研究所編『興福寺食堂発掘調査報告』 同研究所學報第七冊 1959年
- 奈文研1961：奈良國立文化財研究所編「尊勝寺発掘調査報告-京都会館建設地の調査-」『平城宮跡第一次伝飛鳥板葺宮跡発掘調査報告』 同研究所學報第十冊 同研究所 1961年
- 布川2009：布川豊治「瓦類」『平安京左京八条三坊四・五町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2009-7 同研究所 2009年
- 浜中ほか2003：浜中邦弘・西田倫子「軒瓦」『史跡及び名勝 平等院庭園保存整備報告書』 平等院 2003年
- 尾藤ほか1995：尾藤徳行・吉村正親「最勝寺跡・岡崎遺跡」『京都市内遺跡立会調査概報 平成6年度』 京都市文化観光局 1995年
- 尾藤2005：尾藤徳行「瓦類」『平安京左京六条三坊五町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2005-8 同研究所 2005年
- 平尾ほか1982：平尾政幸・辻 純一「左京二条二坊（2）高陽院跡」『平安京跡発掘調査概報 昭和56年度』 京都市文化観光局・京都市埋蔵文化財研究所 1982年
- 平尾ほか2002：平尾政幸・山口 真『平安京右京六条一坊・左京右京六条一坊跡』京都市埋蔵文化財研究所 発掘調査概報2002-6 同研究所 2002年
- 平尾ほか2003：平尾政幸・山口 真『平安京左京四条二坊十四町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2003-5 同研究所 2003年
- 枚方ほか1991：平方幸雄・菅田 薫・高橋 潔「勧修寺旧境内」『昭和62年度 京都市埋蔵文化財調査概要』 京都市埋蔵文化財研究所 1991年
- 平博1977：平安博物館編『平安京古瓦図録』 雄山閣 1977年
- 堀内2008：堀内明博「平安京左京九条三坊一町跡」『平安京跡研究調査報告第22輯』（財）古代學協會 2008年
- 松井1984：松井忠春「押小路殿跡第2次調査」『平安京跡研究調査報告第12輯 押小路殿跡・平安京左京三条三坊十一町』（財）古代學協會 1984年
- 松本1986：松本敏三『講岐陶邑古窯址群の瓦窯址について』第24回帝塚山大学考古学研究会発表資料 1986年

- 南1983：南 博史「出土瓦」『平安京土御門烏丸内裏—左京一条三坊九町—』平安京跡研究調査報告第10輯
(財)古代學協會 1983年
- 南出ほか2002：南出俊彦・吉村正親・尾藤徳行「平安宮朝堂院・農楽院跡」『平成11年度 京都市埋蔵文化財調査概要』 京都市埋蔵文化財研究所 2002年
- 森ほか1995：森 郁夫・鈴木久男・上村和直・前田義明「瓦」『新東寶記 東寺の歴史と美術』 東寺 1995年
- 安井1960：安井良三「篠町A號瓦窯址」『亀岡市史』上巻 亀岡市 1960年
- 藪中1991：藪中五百樹「平安時代における興福寺の造営と瓦」『佛教藝術』第194号 每日新聞社 1991年
- 山崎1987：山崎信二「瓦塼」『栗栖寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第45冊 同研究所 1987年
- 山崎1999：山崎信二「瓦」『興福寺 第1期境内整備にともなう発掘調査概報 I』 興福寺 1999年
- 吉川2007：吉川義彦『平安京跡発掘調査報告書 左京二条四坊七町』 関西文化財調査会 2007年
- 吉村1993：吉村正親「栗栖野瓦窯跡の調査(その2)」『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報 平成4年度』 京都市文化観光局 1993年

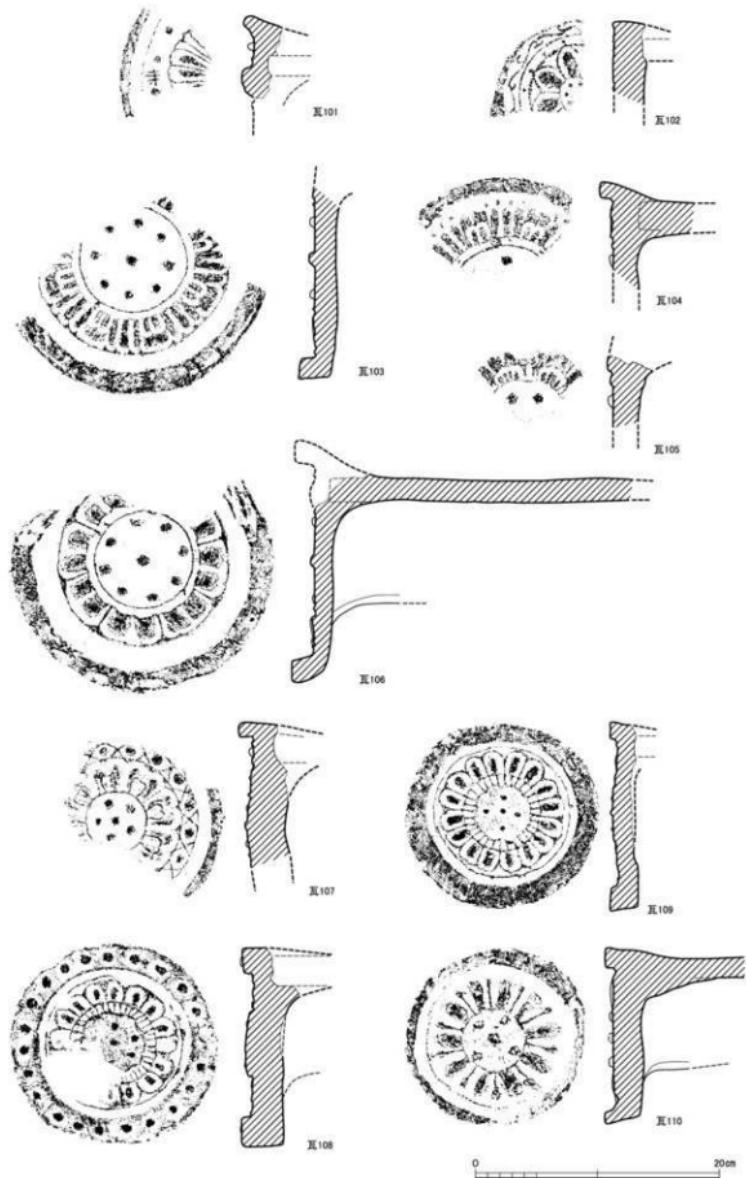


図2 軒丸瓦拓及び実測図（1：4）

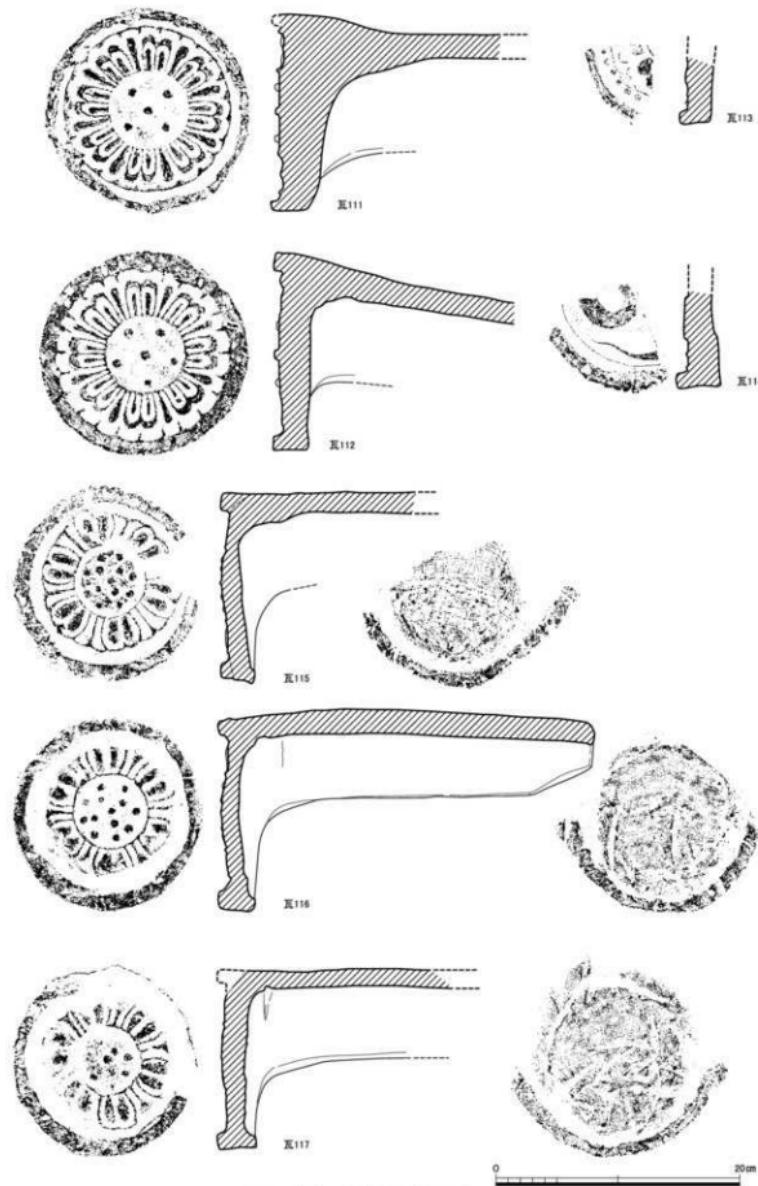


図3 軒丸瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

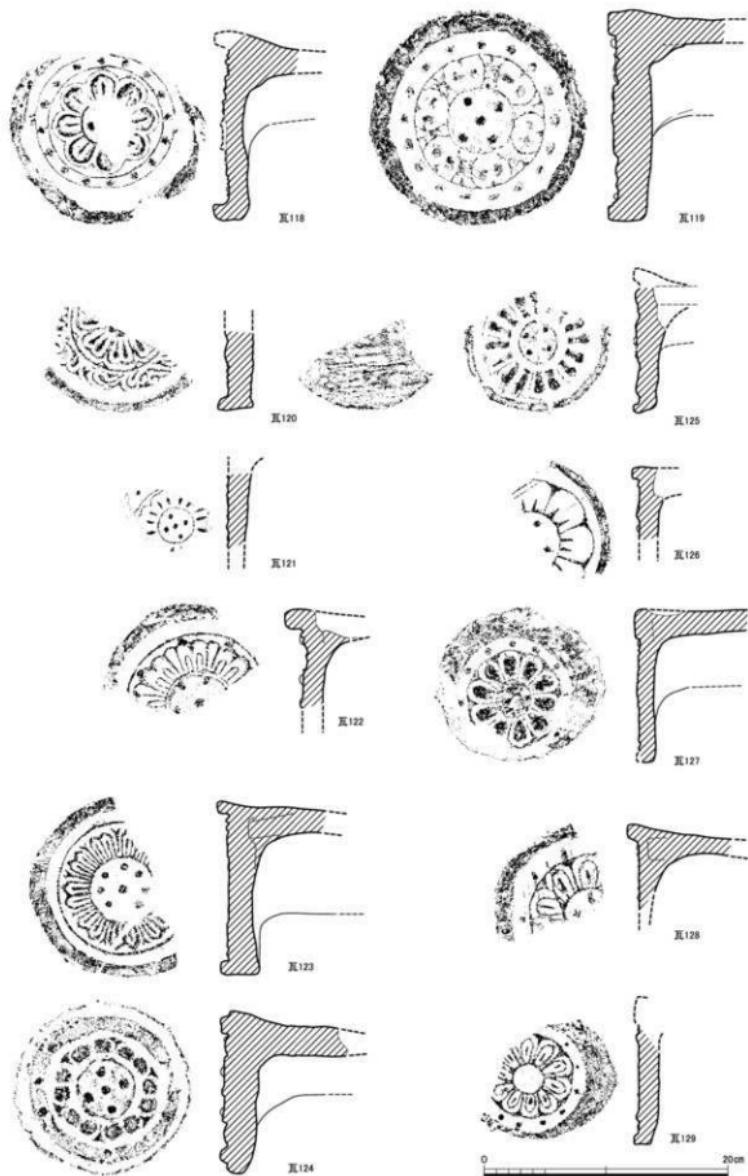


図4 軒丸瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

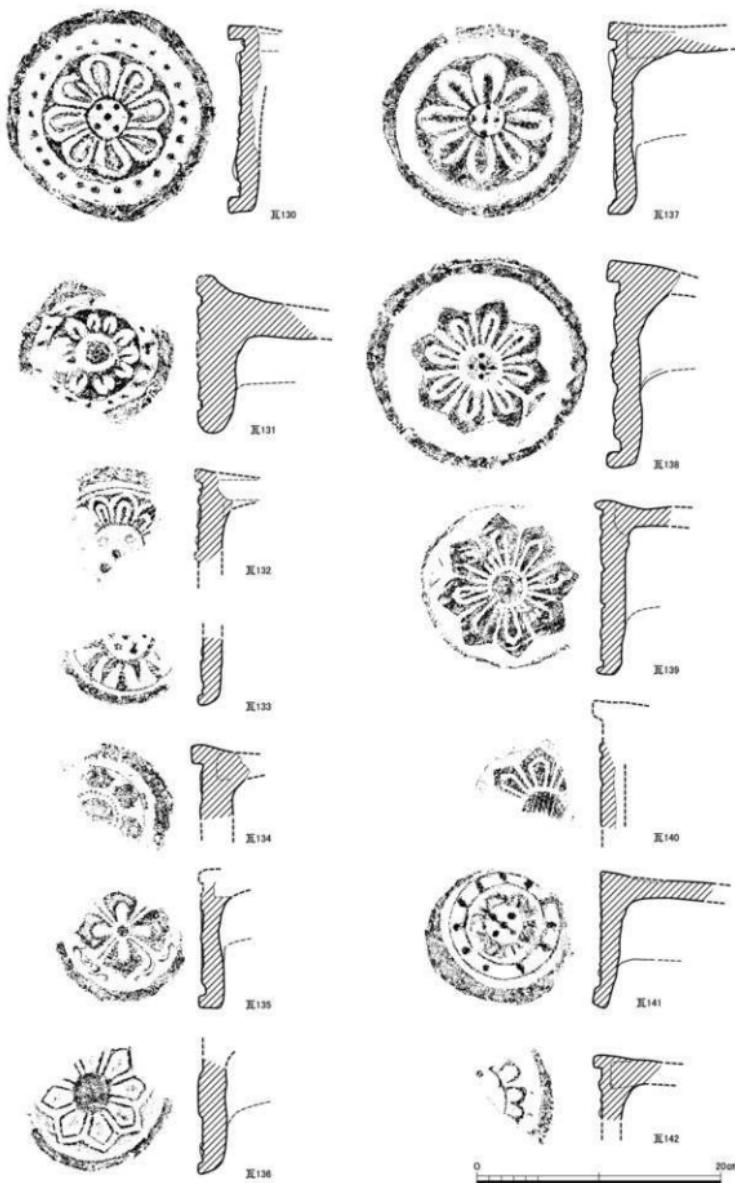


図5 軒丸瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

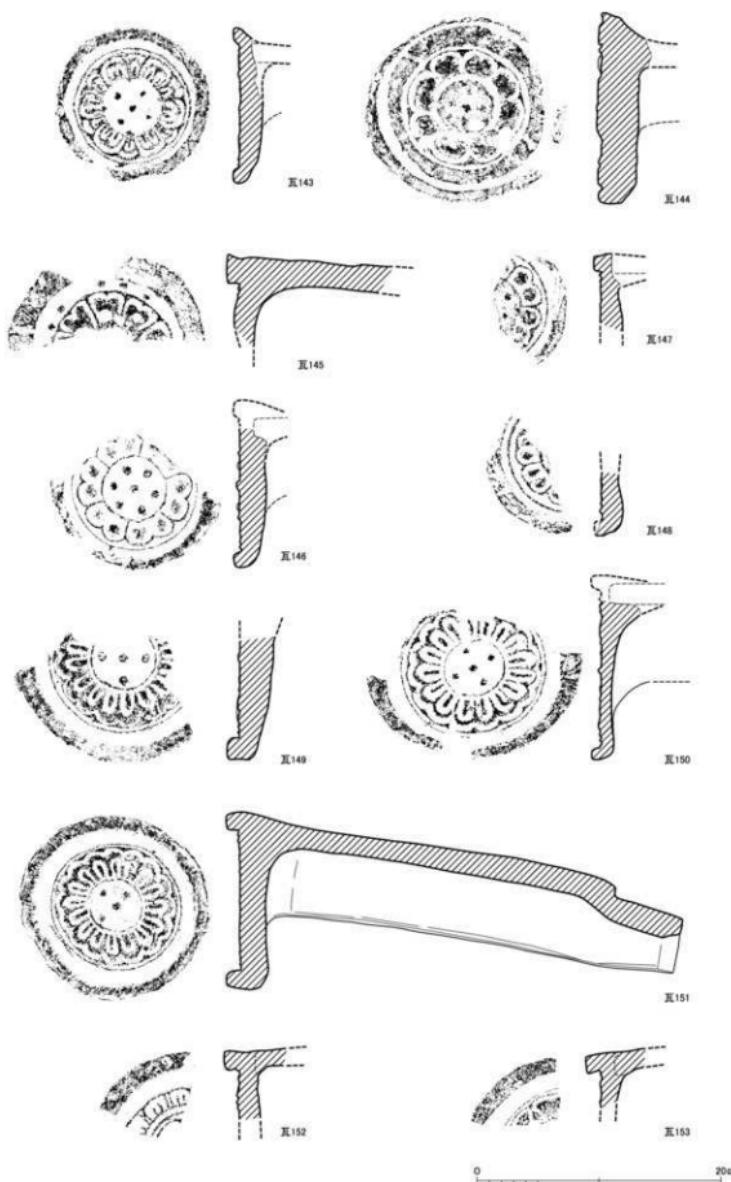


図6 軒丸瓦拓影及び実測図（1：4）

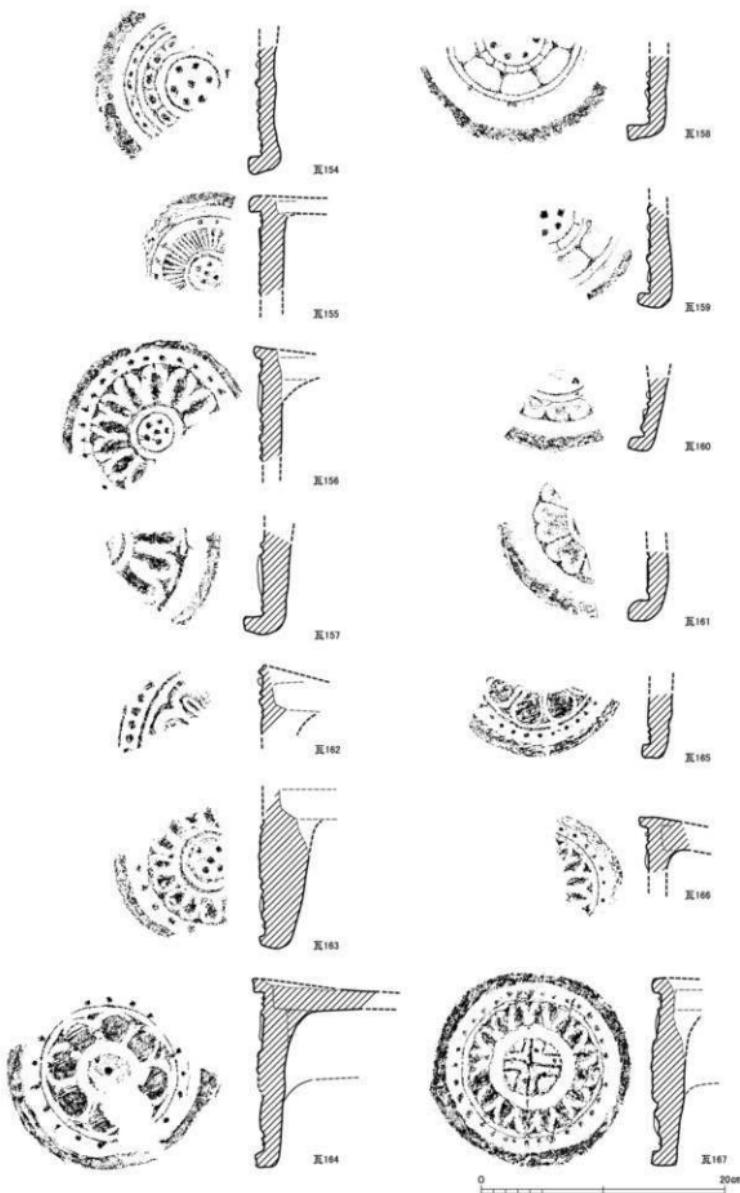


図7 軒丸瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

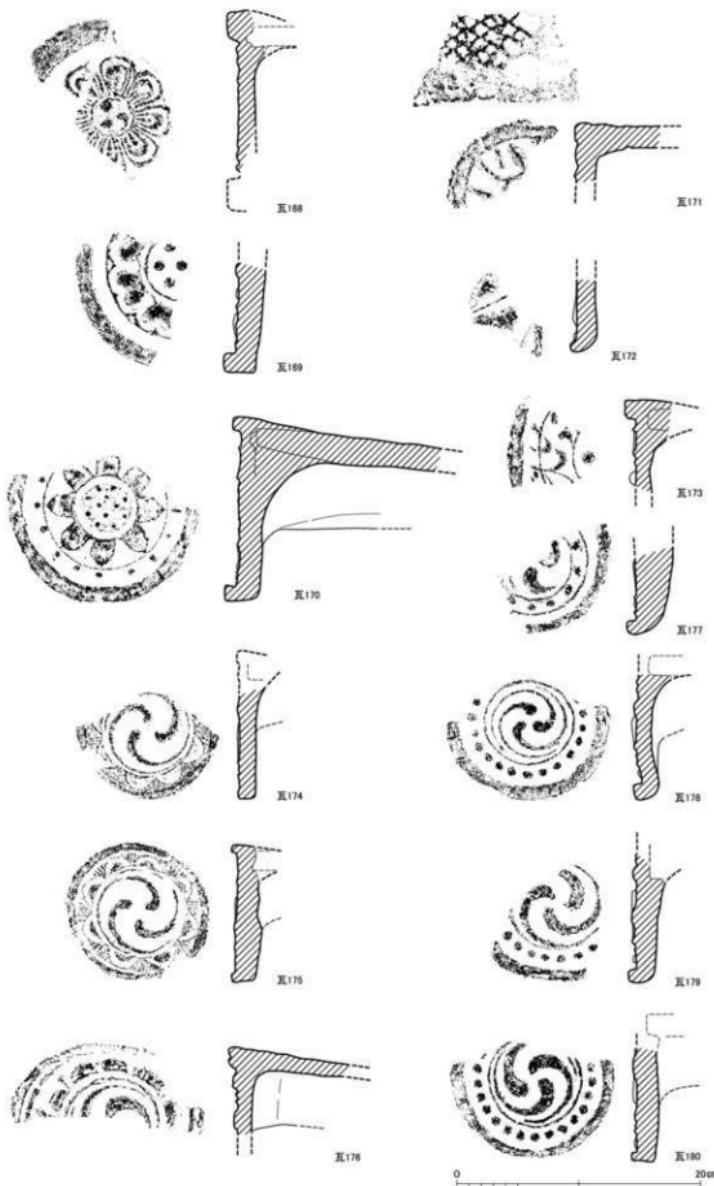


図8 軒丸瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

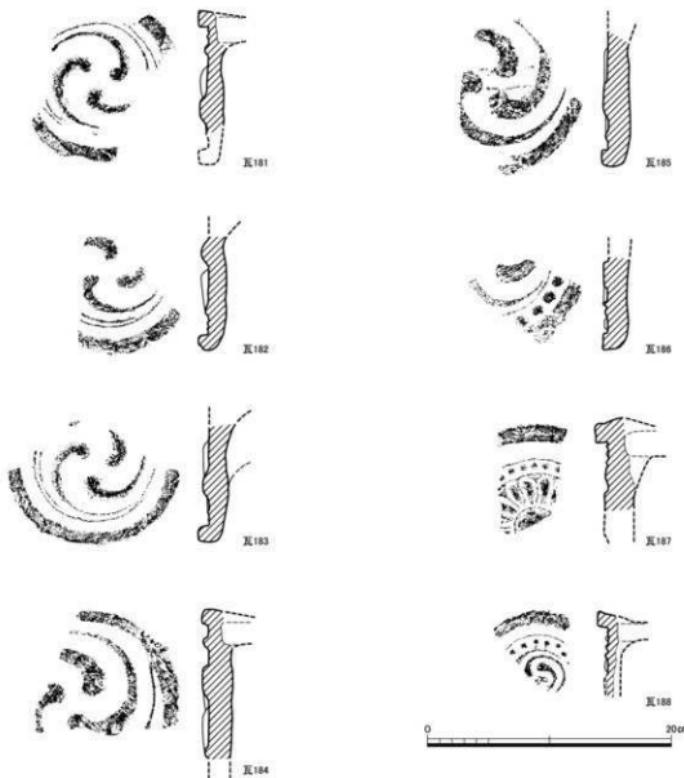


図9 軒丸瓦拓影及び実測図（1：4）

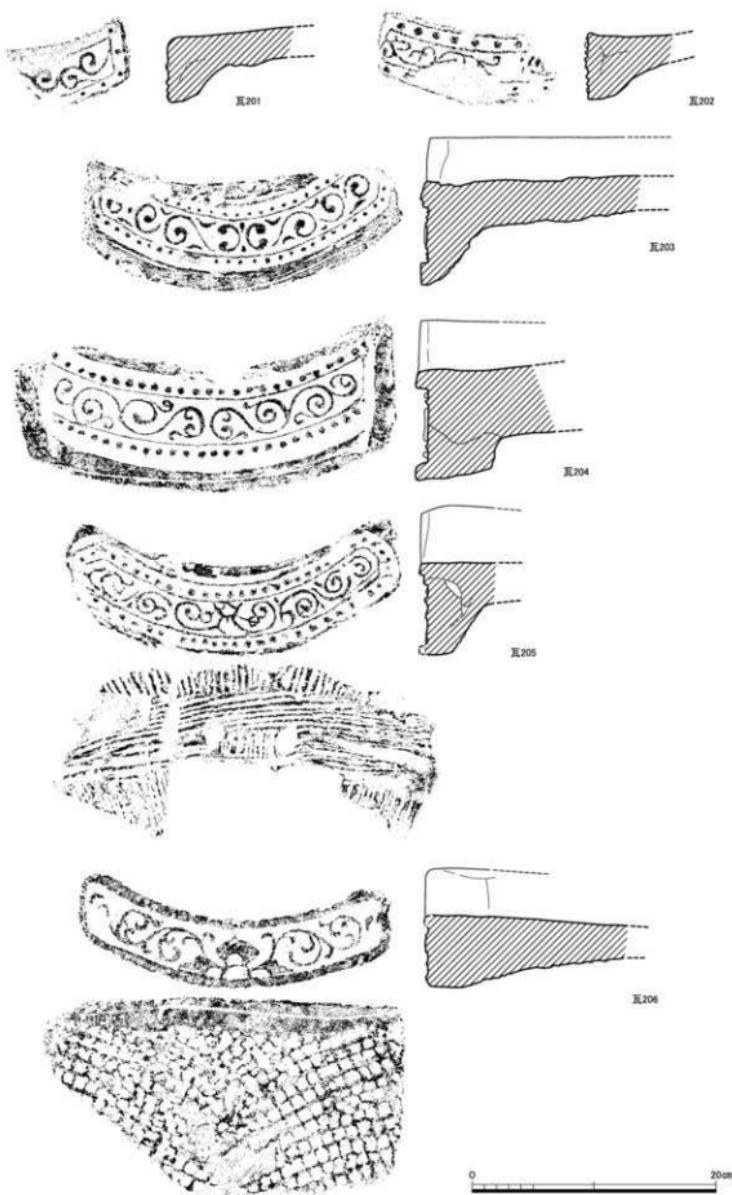


図10 軒平瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

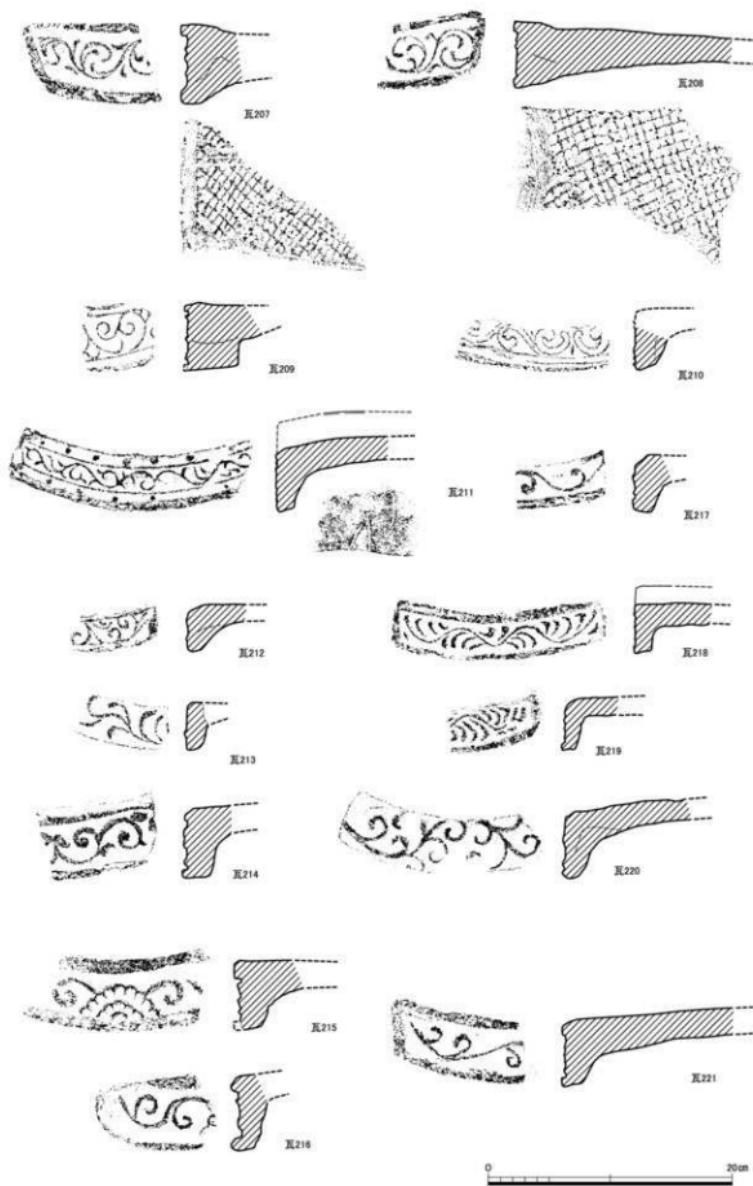


図11 軒平瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

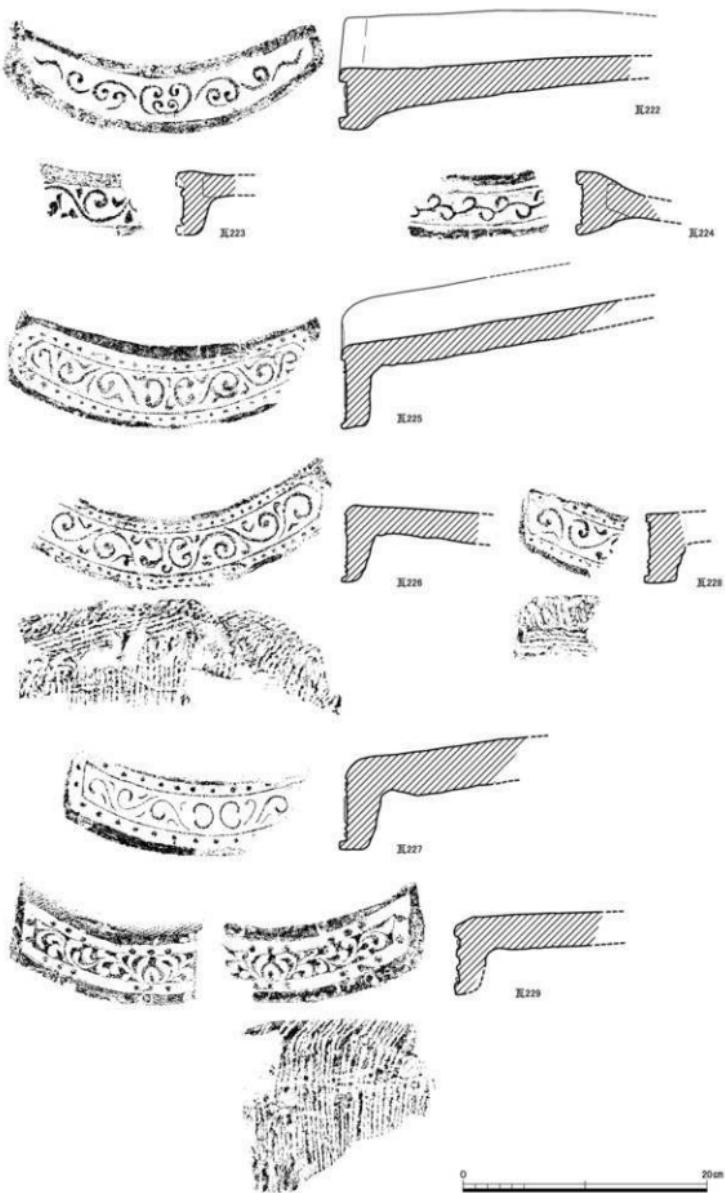


図12 軒平瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

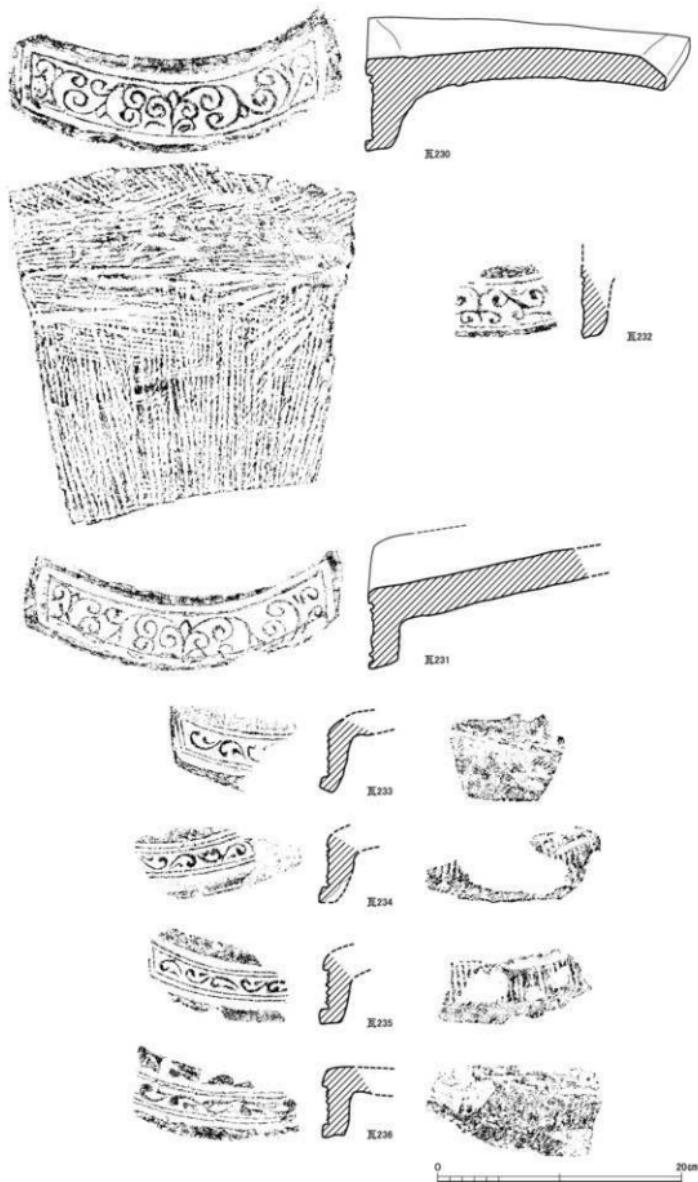


図13 軒平瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

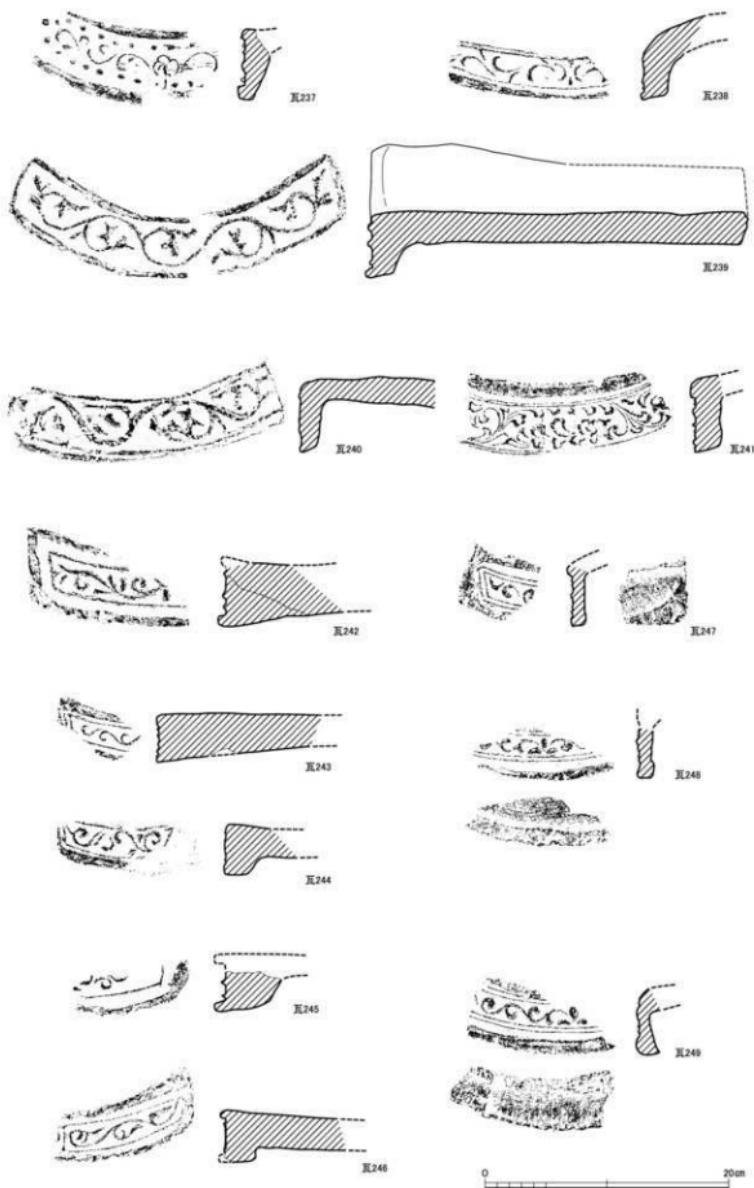


図14 軒平瓦拓影及び実測図（1：4）

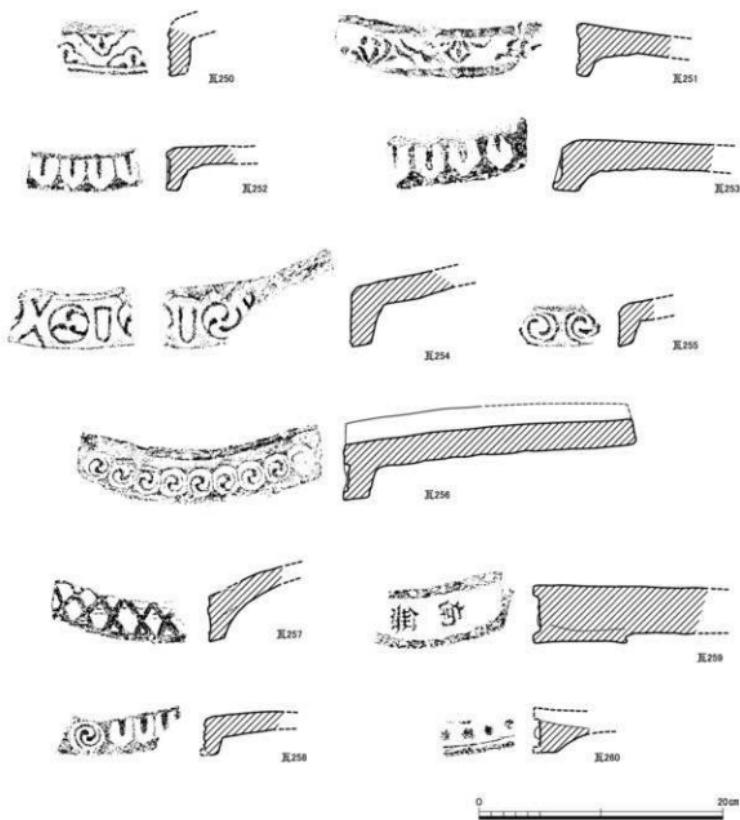


図15 軒平瓦拓影及び実測図 (1 : 4)

表3 軒丸瓦観察表

瓦番号	瓦当絵様	成形技法	同范・同紋	備考
101	複弁8弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は1+6。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁はT字形で弁端に接する。外区に珠紋16、珠紋間の左右に「西」・「寺」銘配す。周縁は素紋直立縁で、内側は傾斜し、下縁に段あり。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ。范はA型。	9世紀後葉。河内牧野阪瓦窯産。 西寺(平博1977)20、西寺(上村2018)SJ103と同范。 牧野阪瓦窯(たなかが1966)第7図と同范。	計1点出土。
102	單弁8弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は1+8。蓮弁は互いに接し、子葉盛り上がる。外区に界線、珠紋16、圓線。外側に左回り唐草紋を配す。周縁は素紋直立縁で、部分的に残存。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半ナデ、下裏面ナデ。裏面平坦。	11世紀中葉。山城產。 平安宮朝堂院(平博1977)236、平安京左京三条三坊十町(松井ほか1984)14-3と同紋。 法勝寺金堂回廊(上村ほか1987)瓦4と同范。	計1点出土。
103	複弁8弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は1+8。蓮弁は分離し、弁端は山形。蓮弁内には凹み、子葉配す。間弁は棒状で单独。蓮弁・子葉・間弁は盛り上がる。蓮弁・間弁の外側に輪郭線あり。外区なし。周縁は素紋直立縁。範キズ少しあり。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面横方向ナデで糸切痕跡残存。裏面平坦。范はB型。	11世紀後葉。播磨產。 法勝寺池(上原1976)図20-1と同紋。円勝寺(上原1972)ER001A型式・円勝寺(上村ほか2015)瓦3と同紋。神出窯(細瀬2018)丸2401型式と同紋。	計2点出土。
104	103と同范で、外区を縮む。周縁内側に蓮弁・間弁の輪郭線の端部が残存。周縁は素紋直立縁。外区を縮む。輪郭線の端部のみ周縁内側に残存。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ、裏面平坦。丸瓦凸面ナデ、凹面横ナデ。	11世紀後葉。播磨產。 法勝寺池(近藤2014)瓦4と同紋。円勝寺(上原1972)ER001C型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦4と同范。	計1点出土。
105	複弁8弁蓮華紋。凹中房。蓮子は1+8。蓮弁は分離し、弁端は山形。蓮弁内には凹み、子葉を配し、端部山形。間弁は单独。蓮弁・間弁上面は盛り上がる。瓦当面離れ砂付着。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当裏面ナデ。裏面平坦。	11世紀後葉。播磨產。 法勝寺金堂(木村1976)図7-3と同紋。円勝寺(上原1972)ER016型式と類似。	計1点出土。
106	複弁8弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は1+8。蓮弁は分離し、子葉は盛り上がる。間弁は連続。外区なし。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面横方向ナデ。丸瓦凸面綫平行タタキ後ナデ、凹面凸目、側面綫ナデ。裏面平坦。范はB型。	11世紀後葉。播磨產。 円勝寺(上原1972)ER017型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦63と同紋。 神出窯(細瀬2018)丸2001と同紋。	計1点出土。
107	複弁8弁蓮華文。圓線中房、蓮子は1+5。蓮弁は分離し、子葉は凸線でハート形。間弁は三角形で、界線に接する。外区に界線、珠紋・圓線。珠紋間にX字形配し、間弁と連結する。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半ナデ、下半横ナデ、裏面ナデ。裏面平坦。	11世紀後葉。大和產。 平安宮(市埋文1980)143と同紋。 円勝寺(上原1972)ER008型式と同范。 興福寺(敷中1991)VIJJC5、粟師寺(山崎1987)77と同紋。	計1点出土。
108	複弁8弁蓮華文。凸中房で花形、周囲に蓋あり。蓮子は1+8。蓮弁は幅広く互いに接し、子葉あり。外区に界線。周縁は直立縁で、上面に密な珠紋22。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ、下半ナデ、裏面横方向ナデ。裏面平坦。范はB型。	11世紀後葉。大和產。 平安宮真言院(市文觀1976)22-4・平安宮会昌門(市文觀1976)26-2と同紋。法成寺(市埋文1996)873と同紋。 法勝寺池(近藤2014)瓦10と同紋。円勝寺(上原1972)ER006型式と同紋。 平等院(浜中ほか2003)N4024と同紋。 興福寺(敷中1991)IV丸E6、粟師寺(山崎1987)36-65と同紋。	計4点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
109	内区は108と同紋で、蓮子は1+4。外区に界線。周縁は直立縁で、上面は素紋。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。 瓦当側面上半横ナデ、下半横ナデ、裏面下半横方向ナデ。裏面中央回む。范はB型。	11世紀後葉。大和産。 平安宮真言院(市文規1976b)22-14、円宗寺(市理文1997)72と同紋。 法勝寺阿弥陀堂(高橋ほか2012)26、尊勝寺(奈文研1961)29型式と同紋。圓勝寺(上原1972)ER046型式と同形。 興福寺(載中1991)IV丸E5と同紋。	計3点出土。 1995年報告、図46-2。
110	單弁10弁蓮華紋。圓輪中房。蓮子は1+4で、圓線に接する。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁は単独。外区なし。周縁は素紋直立縁で、内側に段あります。瓦当面范キズ多い。	瓦当成形不明。瓦当側面上半綻ナデ、下半横ナデ、裏面下半横方向ナデ、上半綻ナデ。裏面平坦。丸瓦凸面綻ナデ、凹面布目、側面綻ナデ。	11世紀後葉。大和産。 興福寺(載中1991)VI丸D3と同紋。	計2点出土。 1995年報告、図46-4。
111	複弁8弁蓮華紋。凸中房で、周囲が高くなる。蓮子は1+4。蓮弁は分離し、弁回み、子葉あります。間弁は棒状で単独。蓮弁・間弁上面盛り上がる。蓮弁輪郭線は連続。外区なし。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面上半綻ナデ、下半横ナデ、裏面横方向ナデ。裏面平坦。丸瓦凸面綻ナデ、凹面布目、側面綻ケズリ。范はB型。	11世紀後葉。大和産。 平安宮朝堂院(南出ほか2002)16、平安京右京三条二坊十六町(網2002)30と同紋。 平等院(浜中ほか2003)NM17と同紋。 興福寺(載中1991)VI丸A5・薬師寺(山崎1987)57と同紋。	計1点出土。 1995年報告、図46-6。
112	複弁8弁蓮華紋。凸中房で、蓮子は1+5。蓮弁は分離し、子葉あります。間弁は棒状で単独。蓮弁・間弁上面盛り上がる。周縁は素紋直立縁で、周縁内側が蓮弁輪郭線となる。	瓦当成形不明。瓦当側面上半綻ナデ、下半横ナデ、裏面不定方向ナデ。裏面平坦。丸瓦凸面綻ナデ、凹面布目、側面綻ナデ。范はB型。	11世紀後葉。大和産。 平安宮真言院(市文規1976b)22-5と同紋。平安京左京二条二坊九町(平尾ほか1982)26と同紋。 円勝寺(上原ほか2016)瓦6、平等院(浜中ほか2003)NM018Aと同紋。 興福寺食堂(奈文研1959)35と同紋。	計24点出土。
113	單弁4弁蓮華紋。圓輪中房。蓮子は1+8。蓮弁は山形で分離する。間弁はV形で単独。外区に界線・密な筋紋帯。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ。裏面平坦。	11世紀後葉。大和産。 平安京左京西条二坊十四町(平尾ほか2003)瓦12、円宗寺(市理文1997)73、平等院(浜中ほか2003)NM041と同紋。 興福寺(載中1991)VI丸J2・薬師寺(山崎1987)89と同紋。	計1点出土。
114	内区に梵字「アーケ」配す。文字は細字体、上面は平坦。外区に界線。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側下面下半横ナデ。裏面周縁は高く、中央回む。中央はナデ、縁部はケズリ平坦。	11世紀後葉。大和産。 法勝寺塔(柏田2011)瓦1～9と類似。 興福寺(載中1991)VI丸K1・薬師寺(山崎1987)94と類似。	計1点出土。
115	複弁6弁蓮華紋。半球状中房で、圓輪巡る。蓮子は1+4+8。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁はT形で、弁端に接する。外区なし。周縁は素紋直立縁。瓦当裏面下半に低い土堤あり。	瓦当部图形一本造り。瓦当部と筒部は共土。周縁は貼り付け。瓦当側面上半ナデ、下半横ナデ、裏面周縁ナデ。土堤上面横ケズリ後横ナデ。丸瓦凸面ナデ、凹面裏面から連続した布目。	11～12世紀。備前産。 広隆寺(平博1977)149と同紋。圓勝寺(上村ほか2015)瓦8と同紋。 備前国分寺(宇垣2009)図154-87・88と同紋。	計11点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
116	115と同范。内区蓮弁・間弁の周間にナデを施し、円周状に回む。瓦当裏面下半に低い土堤あり。	115と同様の成形・調整技法。瓦当裏面下端の土堤は低く、上面横ケズリ。丸瓦凸面綻ナデ、凹面裏面から連続した布目、狹縫面ナデ。狭端部内側をケズリ、面取りを施す。	11～12世紀。備前産。	計2点出土。
117	115と同范。瓦当裏面下半土堤が、高く残存する。	瓦当部成形は115と同様。瓦当側面上半綻ナデ、下半横ナデ。裏面布目、絞りなし、布折り目痕跡あり。土堤上面横ケズリ。丸瓦凸面不定方向ナデ、凹面裏面から連続した布目、側面綻ケズリ。裏面と丸瓦との境界に一条の隙間あり。	11～12世紀。備前産。	計2点出土。
118	單弁8弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+6。蓮弁は分離し、盛り上がる。子葉は棒状。蓮弁周間に輪郭線あり。外区に界線・珠紋16・團線。周線は素紋直立線。	瓦当成形不明。瓦当側面上半綻ナデ、下半横ナデ、裏面オサエナデ。丸瓦凸面綻ナデ、凹面ナデ、側面綻ナデ。	11世紀後葉。产地不明。 平安京左京北足四坊(加納2004)93-2、左京二条三坊一町(河野2004)B105と同紋。円勝寺(上原1972)ER031型式と同紋。	計1点出土。
119	複弁6弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+6。蓮弁は上下2重で、下の蓮弁は間弁状となる。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。蓮弁は界線と接する。外区に珠紋17。周線は素紋直立線。	瓦当成形不明。瓦当側面上半・下半横ナデ、裏面不定方向ナデのナデ。裏面平坦。丸瓦凸面ナデ、凹面布目、側面綻ケズリ。范はB型。	11～12世紀。产地不明。 広隆寺(市埋文1997)135と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)40型式と類似	計5点出土。
120	複弁6弁蓮華文。凸中房、蓮子は1+6。蓮弁は互いに接し、子葉あり。間弁はY字形で、界線に接する。外区に界線、外側に左回り陰刻唐草巻る。周線は素紋直立線。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ。裏面上半ナデ、下半横方向向鰐タキ。裏面平坦。范はA型。	11～12世紀。讃岐產。 平安京左京五条三坊十五町(佐々木1981)23-1と同紋。 白河(田中2003)65と同紋。 北条寺南岸窯(香川県1983)154・庄屋原窯(安藤1967)135と同紋。	計2点出土。
121	複弁8弁蓮華文。團線中房、蓮子は1+4。蓮弁は互いに接し、子葉あり。外区に界線・珠紋16・團線。周線は素紋直立線。	瓦当成形不明。瓦当裏面ナデ。裏面平坦。	12世紀前葉。山城產。 平安京左京一条三坊九町(南1983)2、左京二条三坊(家崎ほか1984)59と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)8型式と同紋。円勝寺(上村ほか2015)瓦14と同紋。 栗栖野窯(市埋文1996)56と同紋。	計1点出土。
122	複弁8弁蓮華紋。凸中房で、縁部に團線あり。蓮子は1+5。蓮弁は分離。蓮弁は圓形で子葉は凸縫。間弁は弧線で、弁端に連鉤。弁端と界線間に珠紋9を配す。外区に界線。周線は素紋直立線。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ。	12世紀前葉。山城產。 円勝寺(上原1972)ER002型式と同紋。 栗栖野窯(市埋文1996)57と同紋。	計1点出土。
123	複弁8弁蓮華紋。團線中房、蓮子は1+8。蓮弁は劍頭状で、分離。間弁はY字形で單独。蓮弁・子葉・間弁は凸縫。外区に界線。周線は素紋直立線。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半・下半横ナデ、裏面ナデ。裏面若干凹む。丸瓦凸面綻ナデ、凹面ナデ、側面綻ナデ。范はB型。	12世紀前葉。山城產。 平安京左京二条二坊九町(平尾ほか1982)25、東寺(森ほか1995)53と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)20型式と同紋。円勝寺(上原1972)ER019型式と同紋。 円勝寺(上村ほか2015)瓦29と同紋。	計5点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
124	複弁6弁蓮華紋。凸中房で中央やや凹む。蓮子は1+4。蓮弁は分離し、盛り上がる。間弁は三角形で単独。周縁は直立縁で上面に珠紋配す。瓦当径が周縁より大きい。	瓦当成形不明。瓦当側面上半縱ナゲ、下半ナゲ、裏面オサエナゲ。裏面盛り上がる。丸瓦凸面縱襯タキ後縱ナゲ、凹面布目、側面縱ナゲ。范はA型。	12世紀。山城産。 円勝寺(上原1972)ER025型式と類似。	計1点出土。
125	複弁8弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+4。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁は単独。外区に界線。周縁は素紋直立縁。范キズ多い。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面下半横ナゲ、裏面ナゲ。范はB型。	12世紀。山城産。 法勝寺池(近藤2014)瓦1と同紋。	計1点出土。
126	複弁8弁蓮華紋。圓錐中房。蓮子は1+4。蓮弁は互いに接し、子葉は3角形。間弁は連続。外区なし。周縁は素紋直立縁。内区蓮弁に2本線の范キズあり。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナゲ、裏面ナゲ。	12世紀。山城産。 白河(市理文1996)545、 尊勝寺(奈文研1961)23A型式と同紋。円勝寺(上村ほか2015)瓦24と同范。	計9点出土。
127	單弁10弁蓮華紋。凸中房、蓮子は0+3。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁は連続。外区に粗い珠紋12。周縁は素紋直立縁で、幅広い。瓦当面は梢円形。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナゲ、下半横ケズリ。裏面縱ナゲ、下縁横ケズリ。丸瓦凸面縱ナゲ、凹面布目、側面縱ナゲ。范はB型。	12世紀。山城産。 平安京左京二条四坊七町(吉川2007)446、左京六条三坊十二町(大矢ほか1981)No61-81左京八条三坊四町(布川2009)瓦11と同紋。 法勝寺塔(柏田2011)瓦28と同紋。	計1点出土。
128	單弁9弁蓮華紋。圓錐中房。蓮子は1+4。蓮弁は分離し、子葉あり。間弁は連続。外区に珠紋、上半大7個。下半2個。周縁は素紋直立縁。瓦当面は梢円形。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半ナゲ、裏面ナゲ。丸瓦凸面縱ナゲ、凹面ナゲ。	12世紀前葉。山城産。 平安宮内膳司(市理文1980)17、平安京左京一条三坊十町(伊藤2013)瓦4、總山遺跡(市理文1996)878と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)64型式と同紋。円勝寺(上村ほか2015)瓦18と同紋。 栗栖野窯(吉村1993)14と同紋。	計2点出土。
129	單弁10弁蓮華紋。圓錐中房。中央に突起あり。蓮弁は分離し、子葉あり。間弁は連続。外区に珠紋、上半大7個。下半2個。周縁は素紋直立縁。瓦当面は梢円形。	裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ケズリ、裏面下端横ケズリ。上半ナゲ。裏面平坦。	12世紀。山城産。 平安京左京北辺三坊六町(常磐井1980)NM01、左京八条三坊二町(植山1983)3と同紋。円勝寺(上原1972)ER038型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦21と同范。 南ノ庄田窯(高1998)16、栗栖野窯(市理文1996)122と同紋。	計3点出土。
130	單弁8弁蓮華紋。圓錐中房で、歪む。蓮子は1+4。蓮弁は分離し、中央部凹む。間弁は連続。外区は一段凹み、密な珠紋24。周縁は素紋直立縁。瓦当面范キズあり。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半・下半横ナゲ、裏面ナゲ。裏面平坦。范はB型。	12世紀前葉。山城産。 東寺(森ほか1995)30と同紋。白河(市理文1996)550、尊勝寺(奈文研1961)63型式と同紋、円勝寺(上原1972)ER032型式・円勝寺(上村ほか2015)瓦20と同范。	計14点出土。
131	單弁10弁蓮華紋。凸中房、蓮子は不明。蓮弁は互いに接し、子葉あり。間弁は連続。外区に珠紋。周縁は素紋直立縁。范キズ多い。	瓦当成形不明。瓦当側面上半ナゲ、下半横ナゲ、裏面ナゲ。裏面盛り上がる。丸瓦凸面縱襯タキ、凹面布目。	12世紀。山城産。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
132	単弁12弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は1+4。蓮弁は分離し、子葉あり。間弁は三角形で単純。外区に界線。周縁は素紋直立線。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半縦ナデ、裏面ナデ。	12世紀前葉。山城產。 仁和寺(市埋文1996)783、 御室淨光院(上村2001)67 と同紋。 法勝寺池(近藤2014)瓦7、 尊勝寺阿弥陀堂(石井 2015)148、円勝寺(上村ほ か2015)瓦28と同紋。	計1点出土。
133	単弁8弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は1+7。蓮弁は分離し、子葉は三角形で不揃い。間弁は棒状で単純、界線に接する。外区に界線。周縁は素紋直立線。瓦当面范キズ多い。	瓦当成形不明。瓦当側面下半ナ デ、裏面オサエ。	12世紀。山城產。 円勝寺(上村ほか2015) 瓦33と同范。	計7点出土。
134	単弁6弁蓮華紋。凸中房、周間に密な縫あり。蓮弁は分離し、上面は平坦。外区は1段下がる。周縁は素紋直立線。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。 瓦当側面上半オサエナデ、裏面 ナデ。	12世紀。山城產。	計1点出土。
135	単弁4弁蓮華紋。半球状中房。蓮弁は宝珠形で分離する。間弁は独立し、先端から唐草が両側に展開する。周縁は素紋直立線。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。 瓦当側面下半縦ナデ、裏面ナデ。 裏面中央凹む。	12世紀。山城產。 平安京右京六条一坊(平尾 ほか2002)瓦23、左京九条 三坊1-町(上村2015)瓦9 と同紋。 白河(五十川1981)34-8と 同紋。円勝寺(上村ほか 2016)瓦44と同范。	計2点出土。
136	単弁8弁蓮華紋。凸中房、蓮子無し。蓮弁は劍頭形で分離し、輪郭線のみ、内面平坦。蓮弁の間は一段上がる。外区なし。周縁は素紋直立線。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横 ナデ、裏面ナデ、裏面平坦。	12世紀。山城產。	計4点出土。
137	単弁8弁蓮華紋。圓中房、蓮子は1+1。蓮弁は互いに後し、やや盛り上がる。間弁は連続。外区なし。周縁は素紋直立線。瓦当面范キズ多い。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦 当側面上半横ナデ、下半横ケズ リ、裏面オサエナデ。裏面平坦。 丸瓦凸面縦ナデ、凹面布目。范 はB型。	12世紀前葉。山城產。 法勝寺(市埋文1996)389と 同紋。円勝寺(上原 1972)ER033型式と同范。	計8点出土。
138	単弁8弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+4。蓮弁は劍頭形で分離。子葉あり。間弁は三角形で、1ヶ所配す。蓮弁・間弁上面平坦。外区一段下がる。周縁は素紋直立線。	瓦当成形不明。瓦当側面上半縦 ナデ、下半横ナデ、裏面ナデ。 裏面やや盛り上がる。范はB型。	12世紀前葉。山城產。 法勝寺池(上原1976)3、 尊勝寺(奈文研1961)86型 式と同紋。円勝寺(上原 1972)SR086型式と同范。	計21点出土。 1995年報告、 図46-3。
139	138と同紋。蓮弁は幅広い。間弁なし。周縁内側に1ヶ所線脚 留紋配す。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。 瓦当側面上半縦ナデ、下半横 ケズリ、裏面ナデ後平行タタキ。 裏面平坦。丸瓦凸面縦タタキ後 縦ナデ、凹面布目、側面縦ナデ。	12世紀前葉。山城產。 円勝寺(上村ほか2015) 瓦36と同范。	計4点出土。
140	138と同紋。中房大きく、上面 盛り上がる。蓮子なし。蓮弁・ 子葉は幅広く、短い。蓮弁・子 葉上面は平坦。	瓦当成形不明。調整不明。	12世紀前葉。山城產。 法勝寺金堂回廊(上村ほか 1987)14と同紋。円勝寺 (上原1972)ER044型式・ 円勝寺(上村ほか2015) 瓦35と同范。	計4点出土。
141	単複交又蓮華紋。複弁5弁+單 弁5弁で交互に配する。圓線中 房、蓮子は1+4。蓮弁は分離し、 子葉あり。間弁は独立。連 弁・間弁は凸線。外区に界線、 珠紋11、圓線。周縁は素紋直立 線。瓦当面梢円形。瓦当面磨滅、 范キズ多い。	瓦当成形不明。瓦当側面上半ナ デ、下半横ケズリ、裏面上半ナ デ、裏面下端横ケズリ後ナデ。 丸瓦凸面ナデ、凹面縦ナデ、側 面縦ナデ。	12世紀。山城產。 下鶴神社(市埋文1996)665、 仁和寺金堂院(市埋文1990) 42と同范。円勝寺(上村ほ か2015) 瓦46と同范。	計2点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
142	単複混合蓮華文。複弁 7弁+單弁 2弁。圓線中房で内向突起あり。蓮子は1+4。蓮弁は分離し、不揃い。蓮弁は凸線。外区なし。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半縦ナゲ、下半ナゲ、裏面ナゲ。範はB型。	12世紀。山城産。平安京左京八条三坊十四町(網はか1996)と同紋。尊勝寺(奈文研1961)41型式と同紋。円勝寺(上原1972)SR041型式と同紋。	計3点出土。
143	単複交互蓮華紋。複弁 6弁+單弁 6弁で、上下2重で交互に配する。凹中房、4ヶ所内向突起あり、蓮子は1+4。蓮弁は互いに接し、子葉あり。外区に界線。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半縦ナゲ、下半横ナゲ、裏面オサエナゲ。裏面盛り上がる。	12世紀前葉。山城産。仁和寺金剛院(市理文1990)61、法金剛院(市理文1997)26、平安京左京二条四坊十五町(柏田2014)瓦5、東寺八幡社(上村1993)13と同紋。尊勝寺(奈文研1961)18型式と同紋。円勝寺(上原1972)SR018型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦44と同范。	計1点出土。
144	単複混合蓮華紋。単弁 2弁+複弁 6弁。凸中房で、蓮子は1+4。蓮弁は分離し、盛り上がる。複弁は中央凹む。間弁は三角形で連続。周縁は素紋直立縁。瓦当面が周縁より大きく、梢円形。	瓦当成形不明。瓦当側面上半・下半横ケズリ、裏面不定方向ナゲ、下縁横ケズリ。裏面平坦。範はA型。	12世紀。山城産。平安宮中和院(市理文1980)30、平安京左京三条二坊十町(加納2008)瓦19~21と同紋。円勝寺(上原1972)ER025 a型式と同范。	計1点出土。
145	複弁蓮華紋。凸中房で、蓮子は不明。蓮弁は互いに接し、子葉盛り上がり。弁端切れ込みあり。外区に三個1単位の珠紋を配す。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面上半才サニ、裏面不定方向ナゲ。丸瓦凸面縦ナゲで部分的にケズリ、凹面縦ナゲ。	12世紀。播磨産。林崎三本松窯(池田2017)NM03Aと同紋。	計1点出土。
146	複弁 6弁蓮華紋。凸中房で縁部に圓線。蓮子は1+6。蓮弁は互いに接し、子葉や盛り上がりがある。外区に界線。周縁は素紋直立縁。中房径5.3cm、界線径10.2cm、界線外に范キズ一ヶ所あり。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナゲ、裏面ナゲ。裏面平坦。	12世紀前葉。播磨産。円勝寺(上村ほか2015)瓦67、円勝寺(市理文1996)494、尊勝寺(奈文研1961)45B型式と同紋。林崎三本松窯(池田2017)NM10Cと同紋。	計2点出土。
147	複弁蓮華紋。凸中房。蓮子は不明。蓮弁は互いに接し、子葉や盛り上がりがある。外区に界線あり。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナゲ、裏面ナゲ。範はB型。	12世紀。播磨産。林崎三本松窯(池田2017)NM10と同紋。	計2点出土。
148	複弁蓮華文。中房不明。蓮弁は互いに接し、子葉や盛り上がりある。外区に界線あり。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナゲ、裏面ナゲ。	12世紀。播磨産。	計1点出土。
149	複弁 8弁蓮華紋。圓線中房。蓮子は1+4。蓮弁は互いに接し、子葉あり。間弁は三角形で連続。外区に界線。周縁は素紋直立縁。中房径5.3cm、界線径12.4cm。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナゲ、裏面オサエナゲ。裏面盛り上がる。	12世紀。播磨産。平安京左京八条三坊四町(布川2009)瓦5と同紋。法勝寺(家崎1987)51、法勝寺北方(近藤ほか2005)62-517と同紋。円勝寺(上原1972)ER004型式、円勝寺(市理文1996)492と同紋。	計10点出土。
150	149と同紋で、中房径小さい。中房径4.5cm、界線径12.0cm。	149と成形・調整技法は同様。瓦当側面下半横ナゲ、裏面ナゲ。裏面平坦。範はB型。	12世紀。播磨産。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
151	149と同紋で、中房・内区径小さ い。中房径4.3cm、界線径10.6 cm。	瓦当成形不明。瓦当側面上半横 ナデ、下半横ナデ、裏面ナデ。 裏面平坦。丸瓦凸面輪綱タキ 後横ナデ、凹面布目、側面縦ケ ズリ後縦ナデ。玉縁部凸面横ナ デ、凹面布目、側面縦ケズリ、 端面横ケズリ、端面内縁ケズリ で面取り。范はB型。	12世紀。播磨産。 尊勝寺(奈文研1961)22型式。 尊勝寺(桃川ほか1977) SWA09。円勝寺(上原1972) SR022型式。白河北殿 (五十川1981)7と同紋。 林崎三本松窯(池田2017) NM34と同紋。	計1点出土。 1995年報告、 図46-5。
152	複弁13弁蓮華紋。圓線中房で内 向突起4ヶ所あり。蓮子は1+ 4。蓮弁は分離し、子葉あり。 間弁は弧線で、弁端に連結。外 区なし。周縁は素紋直立縫。 瓦当面離れ砂付着。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側 面上半横ナデ、裏面ナデ。	12世紀前葉。播磨産。 尊勝寺(奈文研1961)22型式。 尊勝寺(桃川ほか1977) SWA09。円勝寺(上原1972) SR022型式。白河北殿 (五十川1981)7と同紋。 林崎三本松窯(池田2017) NM34と同紋。	計1点出土。
153	複弁蓮華紋。凹中房で、蓮子は 1+6。蓮弁は分離し、子葉や や盛り上がる。間弁は水滴形で 連続。外区に界線。周縁は素紋 直立縫。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側 面上半横ナデ、裏面横ナデ。	12世紀前葉。播磨産。 尊勝寺(奈文研1961)51型式 と同紋。円勝寺(市埋文 1996)493と同紋。 神出窯(櫛窯2018)丸1501型 式。	計1点出土。
154	単弁11弁蓮華紋。圓線中房、蓮 子は1+6。蓮弁は互いに接し、 子葉やや盛り上がる。外区に界 線・密な珠紋・圓線。周縁は素 紋直立縫。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側 面上半・下半横ナデ、裏面不定 方向ナデ。裏面平坦。	12世紀。播磨産。 円宗寺(市埋文1997)53と同 紋。 神出窯(櫛窯2018)丸0302型 式と同紋。久留美平井窯 (中村1990)図版29-3と同 紋。	計3点出土。
155	単弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は 1+4。蓮弁は分離し、細長い。 外区に珠紋・圓線あり。周縁は 素紋直立縫。外区に范キズあり。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。 瓦当側面上半ナデ、裏面ナデ。 裏面平坦。	12世紀。播磨産。	計1点出土。
156	単弁14弁蓮華紋。圓線中房、周 囲に圓線側。蓮子は1+5。蓮 弁は分離し、子葉盛り上がる。 蓮弁の接縫が界線に接する。間 弁は三角形で連続。外区に密な 珠紋。周縁は素紋直立縫。 瓦当面范キズ多い。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側 面上半縦ナデ、下半横ナデ、裏 面不定方向ナデ。裏面平坦。范 はB型。	12世紀。播磨産。 円勝寺(上原1972)ER043型 式と同紋。	計2点出土。
157	単弁16弁蓮華紋。圓線中房。蓮 子は1+5。蓮弁は分離し、子 葉盛り上がる。間弁は三角形で 独立。外区に界線。周縁は素紋 直立縫。瓦当面范キズ多い。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横 ナデ、裏面ナデ。裏面平坦。范 はA型。	12世紀。播磨産。 法勝寺(市埋文1996)387と同 紋。 神出(櫛窯2018)丸0101と同 紋。	計2点出土。
158	単弁8弁蓮華紋。圓線中房、周 囲に蓋あり。蓮子は1+8。蓮 弁は互いに接し、輪郭線のみ。 内面平坦。間弁は連続。外区に 界線。周縁は素紋直立縫。范キ ズあり。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横 ナデ、裏面ナデ。裏面平坦。	12世紀。播磨産。 平安宮(平博1977)196、法 金剛院(小松ほか1998)10と 同紋。 尊勝寺(奈文研1961)54型式 と同紋。円勝寺(上村ほか 2015)瓦84、円勝寺(上原 1972)SR054型式と同紋。 林崎三本松窯(池田2017)NM 35Bと同紋。	計1点出土。
159	158と同紋。中房周開蓋は粗い。 内区径大きい。范キズあり。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横 ナデ、裏面ナデ。	12世紀。播磨産。 尊勝寺(奈文研1961)55型式 と同紋。円勝寺(上村ほか 2016)瓦76と同紋。 林崎三本松窯(池田2017)NM 35Aと同紋。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
160	単弁蓮華紋。圓線中房。蓮弁は互いに接し、弁端に縁あり。蓮弁基部に凹みあり。間弁は連続。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ、裏面平坦。	12世紀。播磨産。 尊勝寺(奈文研1961)73B型式と同紋。円勝寺(上原1972)SR073型式と同紋。	計1点出土。
161	単弁8弁蓮華紋。凸中房でやや盛り上がり。周囲溝あり。蓮子は1+6+8。蓮弁は互いに接し、子葉盛り上がり、弁端に切り込みあり。間弁は連続。外区なし。周縁は素紋直立縁で、上面が内傾する。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナデ、裏面ナデ。裏面盛り上がる。範はB型。	12世紀前葉。播磨産。 尊勝寺(奈文研1961)47型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦73と同紋。 林崎三本松窯(池田2017)NM08と同紋。	計1点出土。
162	複弁8弁蓮華紋。凸中房で、花形。蓮子は1+4。蓮弁は互いに接し、子葉あり。外区に界線・密な珠紋・圓線。周縁なし。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ。瓦当裏面に網タタキ施すものあり。	12世紀前葉。丹波産。 尊勝寺(奈文研1961)1型式、尊勝寺(古埋文1980)189、尊勝寺阿弥陀堂(石井2015)151と同紋。	計2点出土。
163	複弁8弁蓮華紋。凸中房で、周間に圓線彎る。蓮子は1+4。蓮弁は互いに接し、子葉盛り上がる。間弁は連続し、端部水滴状となる。外区に密な珠紋。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半・下半ナデ、裏面ナデ。裏面盛り上がる。	12世紀前葉。丹波産。	計2点出土。
164	単弁8弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+4。蓮弁は分離し、上面は平坦。間弁は三角形で単独。外区に界線・珠紋19。周縁は素紋直立縁、瓦当面范キズ多い。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ、下半横ナデ、裏面不定方向ナデ。裏面平坦。丸瓦凸面縱綱タタキ後縱ナデ、凹面布目、側面縱ナデ。範はB型。	12世紀前葉。丹波産。 平安京左京六条三坊十二町(小森ほか1982)X5-81と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)65型式、尊勝寺五大堂(上村1989)2、円勝寺(上原1972)ER030型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦85と同范。 出雲神社境内(梅原1925)図版33-6と同范。	計9点出土。
165	単弁8弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+4。蓮弁は分離し、上面は平坦。間弁は単独。外区に界線・密な珠紋。周縁は素紋直立縁。瓦当面范キズ多い。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ、裏面オサエナデ。裏面平坦。範はB型。	12世紀前葉。丹波産。 平安京左京八条三坊四町(布川2009)瓦4と同紋。	計7点出土。
166	単弁17弁蓮華紋。凸中房、蓮子は1+4。蓮弁はアーモンド形で分離。蓮弁は不揃いで盛り上がる。間弁は三角形で単独。外区に界線・密な珠紋。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ。範はB型。	12世紀前葉。丹波産。 平安京朝堂院白虎樓(柏田2013)6、平安京左京六条三坊十町(長戸ほか2000)5、東寺(森ほか1995)41と同紋。 円勝寺(上原1972)ER029A型式と同范。出雲神社境内(梅原1925)図版33-5と同紋。	計5点出土。
167	166と同紋。凸中房で周間に凹線あり。蓮子は1+4で、間に区画線あり。蓮弁は三角形で分離。間弁は三角形で単独。外区に界線・密な珠紋32・圓線。珠紋は166よりも多く大きい。周縁は素紋直立縁、瓦当面范キズ多い。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、下半横ナデ、裏面ナデ。裏面平坦。範はB型。	12世紀前葉。丹波産。 平安京左京六条三坊五町(尾齋2005)70-4と同紋。 法勝寺(鈴木2016)40-12と同紋。円勝寺(上村ほか2016)瓦83と同范。	計10点出土。
168	単弁8弁蓮華紋。圓線中房、左巻き三巴紋を配す。巴紋頭部・尾部は彫刻あり。蓮弁は分離し、子葉・輪郭線あり。外区なし。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面不定方向ナデ。裏面平坦。	12世纪。大和産。 尊勝寺(奈文研1961)77型式と類似。法勝寺(小川1923)と同紋。 興福寺中門(山崎1999)21図-8と同紋。	計2点出土。

瓦番号	瓦当絵様	成形技法	同范・同紋	備考
169	複弁6弁蓮華紋。圓線中房、蓮子は不明。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁は三角形で、輪郭線と接する。外区に界線。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナデ ¹ 、裏面不定方向ナデ ² 。裏面平坦。胎土は黄灰色。	12世紀。産地不明。	計1点出土。
170	單弁8弁蓮華紋。凸中房で中央凹む。蓮子は0+4+8、蓮弁は分離し、上面平坦。外区に界線、珠紋16。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半縦ケズリ、下半横ケズリ、裏面横方向ナデ ³ 。裏面平坦。丸瓦凸面縦撚タタキ後縦ナデ ⁴ 、側面布目、側面縦ケズリ。丸瓦凹面の整合部ヘラキザミ施す。胎土は浅黄褐色。范はB型。	12世紀。産地不明。	計6点出土。
171	單弁蓮華紋。中房不明。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。間弁は単独で、周縁に接する。蓮弁・間弁不揃い。外区なし。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面上半ナデ ⁵ 、裏面ナデ ⁶ 。丸瓦凸面斜格子タタキ、凹面布目。胎土は黄灰色、砂粒多く含む。范はB型。	12世紀。産地不明。	計1点出土。
172	單弁蓮華紋。中房不明。蓮弁は劍形で分離し、やや盛り上がる。外区なし。周縁は素紋直立縁で内側に段あり。	瓦当侧面下半横ナデ ⁷ 、裏面ナデ ⁸ 。	12世紀。産地不明。	計1点出土。
173	唐草紋。圓線中房、蓮子は1+6。内区は、唐草紋3ヶ所が、周縁から内向きに展開。周縁内側に唐草紋と重複する界線あり。周縁は素紋直立縁。瓦当面范キズ多い。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面横ナデ ⁹ 、裏面オサエ。丸瓦凸面縦撚タタキ。	12世紀。産地不明。法勝寺(石田1947)10と同紋。	計1点出土。
174	蓮華巴紋。内区は右巻三巴紋。巴紋頭部・尾部は離れる。外区に單弁8弁蓮華紋。蓮弁は分離し、子葉盛り上がる。周縁と蓮弁間に幅線を配し、圓線あり。幅線の幅細かい。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナデ ¹⁰ 、裏面横方向ナデ ¹¹ 。裏面平坦。	12世紀。山城產。平安宮(市理文1996)259と同紋。 尊勝寺(泰文研1961)101型式と同紋で小型。田勒業館(市理文1996)510、円勝寺(上村ほか2015)瓦116と同紋。	計2点出土。
175	174と同紋。外区幅線の幅が174より粗い。外区に圓線なし。	174と成形・調整は同様。瓦当側面上半ナデ ¹² 、下半ナデ ¹³ 、裏面オサエナデ ¹⁴ 。裏面凹凸あり。	12世紀。山城產。	計15点出土。 1995年報告、図46-1。
176	蓮華巴紋。内区は左巻三巴紋。巴紋頭部・尾部は離れる。外区に單弁蓮華紋。蓮弁は分離し、上面平坦。間弁は単独で、周縁に接する。周縁は素紋直立縁で、上面に圓線あり。	瓦当成形不明。瓦当側面上半横ナデ ¹⁵ 、裏面縦方向ナデ ¹⁶ 。裏面平坦。丸瓦凸面・凹面・側面縦ナデ ¹⁷ 。范はB型。	12世紀。播磨產。	計2点出土。
177	右巻三巴紋。頭部・尾部離れる。上面盛り上がる。外区に界線・衝な珠紋・圓線。周縁は素紋直立縁。范キズあり。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面下半ナデ ¹⁸ 、裏面オサエ・ナデ ¹⁹ 。裏面盛り上がる。	12世紀。山城產。 平安宮和中院(大矢ほか1983)157、平安京左京六条三坊七町(定森1995)2、と同紋。円宗寺(市理文1997)54と同紋。 円勝寺(上村ほか2015)瓦93と同紋。	計1点出土。
178	右巻三巴紋。頭部・尾部離れる。外区に界線・衝な珠紋。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナデ ²⁰ 、裏面ナデ ²¹ 。裏面やや凹む。	12世紀。山城產。	計5点出土。
179	右巻三巴紋。頭部離れる。尾部は界線に接する。外区に衝な珠紋。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナデ ²² 、裏面ナデ ²³ 。	12世紀。山城產。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
180	左巻三巴紋。頭部・尾部離れる。外区に界線。密な珠紋。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面下半横ナデ。裏面ナデ。裏面平坦。范はB型。	12世紀。山城産。	計2点出土。
181	右巻三巴紋。頭部離れる。外区に界線。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ、下半横ナデ、裏面オサエ。裏面平坦。	12世紀。山城産。	計2点出土。
182	右巻三巴紋。頭部・尾部離れる。外区に界線。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ。裏面オサエ。裏面盛り上がる。	12世紀。山城産。	計3点出土。
183	右巻三巴紋。頭部・尾部離れる。外区に界線。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ。裏面オサエ。	12世紀。山城産。	計2点出土。
184	右巻三巴紋。頭部離れ、尾部は周縁に接する。外区なし。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面溝付丸瓦挿入成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ。裏面平坦。	12世紀。山城産。	計4点出土。
185	右巻三巴紋。頭部離れる。外区なし。周縁は素紋直立縁。范キズあり。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ。裏面ナデ。裏面平坦。范はB型。	12世紀。山城産。	計1点出土。
186	右巻三巴紋。頭部・尾部離れる。巴紋上面は平坦。外区に界線。密な珠紋。周縁は素紋直立縁。	瓦当成形不明。瓦当側面下半横ナデ、裏面オサエナデ。范はB型。	12世紀。播磨産。 林崎三本松窯(池田2017) NM40と同紋。	計1点出土。
187	複弁蓮華文。凸中房で、蓮子不明。蓮弁は互いに接し子葉あり。間弁は三角形で連続。外区に密な珠紋・圓線。周縁は素紋直立縁。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ。	13世紀。山城地。 龜山殿(内田2004)120と同紋。	計5点出土。
188	左巻三巴紋。頭部・尾部は離れる。外区に珠紋・圓線。周縁は素紋直立縁。小型瓦。	瓦当裏面丸瓦貼付成形。瓦当側面上半横ナデ、裏面ナデ。	13世紀。山城産。	計1点出土。

表4 軒平瓦観察表

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
201	内行4転唐草紋。中心紋なし。唐草主義は連続して反転し、先端巻き込み、返りあり。外区に界線・珠紋。周縁は素紋直立縫。瓦当面范キズあり。	曲線顎II。瓦当半折曲成形。瓦当上面横ナデ、顎下面横ナデ、顎下縦横ケズリ、顎裏面縦ナデ。平瓦凹面布目、凸面ナデ凹凸多い、側面縦ケズリ。	11~12世紀。山城產。平安宮内事内郭回廊(平博1977)467、平安京左京三条二坊一町(加納2008)瓦95・左京三条三坊一二二町(櫛山ほか1983)34-1と同紋。法勝寺(市理文1996)419、円勝寺(上原1972)ER142型式と同紋。	計1点出土。
202	内行3転唐草紋。中心紋なし。唐草主義は連続して緩やかに反転し、先端巻き込み。支葉先端も巻き込む。上下外区に界線、密な珠紋、圓錐。周縁は素紋直立縫。	曲線顎II。瓦当半折曲成形。瓦当上面ナデ、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸面ナデ、側面縦ナデ。	11~12世紀。山城產。平安京左京四条三坊十六町(桐山2005)20、左京九条三坊一町(櫛山内2008)8と同紋。円勝寺(市理文1996)502と同紋。円勝寺(上原1972)ER119型式と同范。	計2点出土。
203	外行3転唐草紋。中心は背向C字。上下に筋縫形を配す。唐草主義は分離し、強く巻き込み、先端瘤頭状となる。外区に界線・密な珠紋。界線左右両端は三角形。周縁は素紋直立縫。	蹄顎。瓦当顎貼付成形。瓦当上面横ケズリ、顎下面横縫タタキ、裏面横縫タタキ・横ナデ。平瓦凹面布目、凸面縦縫タタキ、側面縦ケズリ。平瓦凹面中央に方形凸基(2×2cm)2ヶ所あり。	11世紀後葉、丹波產。平安京左京三条三坊一一町(松井ほか1984)1と同紋。	計3点出土。1995年報告、図46-12。
204	外行3転唐草紋。中心紋は背向C字。上下に枝葉なし。唐草主義は連続して大きく反転し、支葉先端強く巻き込み。上下外区に界線・密な珠紋。脇区なし。瓦当面范キズあり。	長段顎。瓦当顎貼付成形。瓦当上面横ケズリ、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸面縦ケズリ、側面縦ケズリ。范はB型。	11世紀後葉、丹波產。円勝寺(上村ほか2015)瓦152と同范。	計13点出土。1995年報告、図46-13。
205	外行4転唐草紋。中心紋は下向半截花紋。唐草主義は分離し、先端強く巻き込み。外区に界線・密な珠紋、圓錐。界線左右両端は三角形。周縁は素紋直立縫。瓦当面范キズ多い。	蹄顎。瓦当顎貼付成形。瓦当上面布目、顎下面縫タタキ、顎裏面横縫タタキ。平瓦凹面布目、凸面縦縫タタキ、側面縦ナデ。范はB型。	11世紀後葉。丹波產。平安宮中務省(辻1990)8と同紋。轍三軒家南窓(安井1960)98-10と同紋。	計2点出土。
206	外行2転唐草紋。中心紋は上向半截花紋。唐草主義は連続して大きく反転し、支葉は強く巻き込む。外区なし。周縁は素紋直立縫。	曲線顎II。瓦当成形不明。瓦当上面横ケズリ、顎下面横ケズリ、顎裏面から平瓦は格子叩き。平瓦凹面布目後縫ナデ、凸面格子タタキ、側面縦ケズリ。	11~12世紀。讃岐產。平安宮朝堂院白虎棲(柏田2013)10と同紋。西村1号窓(松本1986)と同紋。	計13点出土。1995年報告、図46-8。
207	206と同紋。唐草支葉の巻きが強く、形状が異なる。左3転目の唐草が切れ、范両側を縮小。	曲線顎II。瓦当顎貼付成形。瓦当上面横ナデ、顎下面横ケズリ、顎裏面から平瓦は格子叩き。平瓦凹面布目、凸面格子タタキ、側面縦ケズリ。側面に凹型台压痕、バリが残存するものもある。	11~12世紀。讃岐產。	計5点出土。
208	206と同紋。唐草支葉の形状が異なる。右3転目唐草が切れ、范両側を縮小。	曲線顎II。瓦当顎貼付成形。瓦当上面横ケズリ、顎下面横ケズリ。顎裏面から平瓦に格子叩き。平瓦凹面布目、凸面格子タタキ、側面縦ケズリ。	11~12世紀。讃岐產。	計4点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
209	外行3転唐草紋。中心紋は背向C字で、弧線で上下を連結。唐草主葉は連続して大きく反転し、先端が分岐し、分岐点に雷あり。支葉先端は強く巻き込む。唐草は、外区界線に接する。外区に界線。周縁は素紋直立縫。	段鉋。瓦当類貼付成形。瓦当上面横ケズリ、顎下面横ケズリ・横ナデ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面継ナデ、凸面継ナデ。	11世紀後葉。播磨産。 法勝寺金堂(市文研1976a) 図14-7と同紋。円勝寺(上 村ほか2016)瓦115と同紋。	計2点出土。
210	外行3転唐草紋。中心紋は上向C字並列で、下に筋縫配す。唐草は複線。唐草主葉は互いに接して、先端大きく巻き込む。外区に2重界線。周縁なし。	段鉋。瓦当半折曲成形。瓦当顎下面横ケズリ、顎裏面横ナデ。	11~12世紀。備前産。 平安宮(市文研1996)297。 平安京左京五条三坊九町 (綱2008)瓦7、左京六条三 坊七町(定森1995)4と同 紋。 円勝寺(上原1972)ER102型 式と同范。円勝寺(上村ほ か2015)瓦160と同紋。 備前国分寺(宇垣2009)18式 と同紋。	計2点出土。
211	唐草紋。左偏行2転+右偏行2 転+左偏行2転。中心紋なし。 唐草主葉は連続し緩やかに展開 し、先端巻き込み、返りあり。 外区に界線・粗い珠紋。周縁は 素紋直立縫。瓦当面詰ギズ多い。 平瓦凸面にヘラ記号「V」あり。	曲線顎II。瓦当半折曲成形。 瓦当上縫横ケズリ、顎下面横ナデ、 顎裏面横ナデ。平瓦凹面布 目、凸面ナデ、側面継ケズリ。 泡はB型。	12世紀前葉。山城産。 東寺(森ほか1995)151と 同紋。 尊勝寺(奈文研1961)174型 式と同紋。円勝寺(上原 1972)SR174型式。円勝寺 (上村ほか2015)瓦161と同 范。 栗柄野窓(市文研1996)82、 南ノ庄田窓(高1988)1と 同范。	計7点出土。
212	外行2転唐草紋。中心紋不明。 唐草主葉は連続して大きく展開。 支葉先端は巻き込む。唐草 は周縁に接する。周縁は素紋直 立縫。	段鉋。瓦当半折曲成形。瓦当上 面横ケズリ、顎下面横ナデ、顎 裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸 面横ナデ、側面継ナデ。	12世紀前葉。山城産。 平安宮中和院(平博1977) 504、平安京左京二条四坊 十五町(柏田2014)瓦23、 勧修寺(平方ほか1991)13 と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)244 形式と同范。	計1点出土。
213	外行2転唐草紋。中心紋は花紋。 唐草主葉は連続し緩やかに展開。 支葉先端の巻き弱い。外区・周 縁なし。瓦当面に布目あり。	段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上縫 横ケズリ、顎下面横ナデ、顎裏 面横ナデ。	12世紀。山城産。	計2点出土。
214	外行3転唐草紋。中心紋は花紋。 唐草主葉は連続し緩やかに展開。 支葉は巻き込み先端丸い。唐草 太い。外区なし。周縁は素紋直 立縫。	段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上縫 横ケズリ、顎下面横ナデ、顎裏 面ナデ。平瓦凹面布目、側面継 ナデ。	12世紀。山城産。 円勝寺(上村ほか2016)瓦 130と同紋。	計2点出土。
215	外行3転唐草紋。中心紋は3 重半截花紋。唐草主葉は分離し、 先端強く巻き込む。外区なし。 周縁は素紋直立縫。瓦当面布目 残存	段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上縫 横ケズリ、顎下面横ケズリ、顎 裏面ナデ・オサエ。頸部曲げ歛 あり。平瓦凹面布目、凸面継ナ デ。	12世紀前葉、山城産。 法勝寺金堂回廊(上村ほか 1987)46と同紋。尊勝寺 (奈文研1961)272型式、円 勝寺(上原1972)SR272A型 式と同紋。	計4点出土。
216	215と同紋。唐草は連続して反転 し、先端巻き込む。唐草細い。	段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上面 横ナデ、顎下面横ナデ、顎裏面 ナデ。	12世紀前葉、山城産。 円勝寺(上原1972)SR272B 型式と同紋。	計1点出土。
217	外行唐草紋。唐草主葉は連続して 緩やかに展開。支葉は巻きこ む。唐草主葉は連続し。外区な し。周縁は素紋直立縫で下のみ 残存。	段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上縫 横ケズリ、顎下面斜継タタキ、 顎裏面横継タタキ後オサエ。頸 部曲げ歛あり。	12世紀。山城産。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
218	外行2転唐草紋。中心紋なし。唐草主義は連続して緩やかに展開。支葉は巻き弱く、左が4本・3本、右が3本・4本である。外区なし。周縁は素紋直立縁。	薄段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上面布目、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸面ナデ、側面縦ナデ。	12世紀後葉。山城產。 尊勝寺(上村1990)24と類似。円勝寺(上村ほか2016)瓦133と同范。	計1点出土。
219	218と同紋。唐草文葉は、右が4本・4本である。	薄段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上面ケズリ、顎下面横ケズリ、顎裏面縦縞タタキ。顎部曲げ縦あり。平瓦凹面布目、凸面縦縞タタキ、側面ナデ。	12世紀後葉。山城產。 尊勝寺(奈文研1961)181型式と同紋。円勝寺(上村ほか2016)瓦132と同范。	計1点出土。
220	右4転偏行唐草紋。唐草主義は連続して大きく反転し、先端巻き込む。外区なし。周縁は素紋直立縁で、一部残存。型と、瓦当幅・弧が一致していないため、紋様上下が切れる。瓦当面瓦キズあり。	曲線鉋Ⅱ。瓦当半折曲成形。瓦当上面横ケズリ、顎下面横ケズリ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面布目、糸切痕跡残存、凸面縦ナデ、側面縦ケズリ。	12世紀前葉。山城產。 平安宮朝院院(平博1977)462、平安京左京六条三坊十二町(小森ほか1982)X5-100と同紋。 尊勝寺(奈文研1961)195型式と同紋。円勝寺(上原1972)SR195型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦179と同范。 栗栖野窯(吉村1993)87と同范。	計8点出土。
221	右偏行唐草紋。唐草主義は連続して緩やかに展開。文葉は巻き込む。外区なし。周縁は素紋直立縁。瓦当面に布目あり。	段鉋。瓦当半折曲成形。瓦当上面布目、顎下面横ナデ、顎裏面縦ナデ。平瓦凹面布目、凸面オサエナデ、側面縦ケズリ。	12世紀前葉。山城產。 尊勝寺(奈文研1961)209型式と同紋。尊勝寺阿弥陀堂(石井2015)176と同紋。	計3点出土。
222	外行2転唐草紋。中心紋は上向2重C字形。唐草主義は分離し、先端巻き込む。3転目はS字形。外区なし。周縁は素紋直立縁で、左右両側が狭くなる。瓦当面周縁部分的に離れ砂付着。	曲線鉋Ⅱ。瓦当成形不明。瓦当上面横ケズリ、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面糸切痕跡残存布目、凸面縦ケズリ、側面縦ケズリ。	12世紀。播磨產。 円勝寺(上原1972)ER113型式と同紋。円勝寺(上村ほか2015)瓦221と同紋。	計7点出土。 1995年報告、図46-7。
223	外行3転唐草紋。中心紋は水滴形。唐草主義は連続して反転し、先端巻き込む。外区なし。周縁は素紋直立縁。	段鉋。瓦当裏面平瓦貼付成形。瓦当上面横ナデ、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。平瓦端面にヘラ刻み目あり。	12世紀。播磨產。 円勝寺(上村ほか2016)瓦174と同紋。 神出窯(齋藤2018)平3501・(池田1998)NH13、林崎三本松窯(池田2017)NH31と同紋。	計1点出土。
224	右偏行19転唐草紋。唐草主義は連続して緩やかに展開。文葉は巻き込む。外区に界縞。界縞左右両端は丸い。周縁は素紋直立縁。	バチ形鉋。瓦当裏面平瓦貼付成形。瓦当上面横ナデ、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。	12世紀。播磨產。 尊勝寺(奈文研1961)218型式。尊勝寺阿弥陀堂(石井2015)180、成勝寺(網ほか1995)9、円勝寺(上村ほか2015)瓦238と同紋。 林崎三本松窯(池田2017)NH17・久留美柳谷窯(池田ほか1999)NH8と同紋。	計1点出土。
225	外行3転唐草紋。中心紋は背向C字、上下に唐草配す。唐草主義は分離して大きく巻き込み、先端丸い。文葉は巻き剥い。外区に界縞、密な珠紋。周縁は素紋直立縁。瓦当面瓦キズ多い。	段鉋。瓦当折曲成形。瓦当上面布目、顎下面縦縞タタキ、顎裏面縦縞タタキ、顎部オサエ。平瓦凹面布目、凸面縦縞タタキ、側面縦ケズリ。范はB型。	12世紀前葉。丹波產。 尊勝寺阿弥陀堂(上村1981)6-17、円勝寺(上原1972)E R117型式と同紋。円勝寺(上村ほか2015)瓦243と同紋。出雲神社境内(上原1978)と同紋。	同紋瓦28点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
226	瓦225と同紋。中心紋の上に水滴形、下に唐草配す。唐草主葉・支葉の形状が異なる。界線左右両端は三角形。瓦当面布目残存、范キズ多い。中心紋左下部に大きい范キズあり。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上縁は平瓦から連続した布目、顎下面斜方向繩タタキ、顎裏面縱繩タタキ。頸部曲げ皺・オサエあり。平瓦凹面布目、凸面縱繩タタキ、側面ナゲ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。平安宮真言院(市文緑1976b)20、平安京左京六条三坊十町(長戸ほか2000)22と同紋。 円勝寺(上原1972)ER117A型式と同范。円勝寺(上村ほか2015)瓦242と同范。 篠窯(安井1960)97-1と同紋。	計2点出土。
227	外行3転唐草紋。中心紋は背向C字形。上・下の紋様なし。唐草主葉は分離し、先端巻き込む。支葉の巻き弱い。外区に界線、密な珠紋。界線左右両端は垂直。周縁は素紋直立線。瓦当面に布目残存。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面は平瓦から連続した布目、顎下面斜方向繩タタキ、顎裏面オサエ。頸部強いオサエ。平瓦凹面布目、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。法勝寺北方(近藤ほか2005)542と同紋。円勝寺(上原1972)ER118型式と同紋。 篠窯(安井1960)97-8と同紋。	計10点出土。
228	227と同紋。唐草主葉の形状が異なる。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面布目、顎下面縱繩タタキ、顎裏面横繩タタキ。頸部曲げ皺あり。	12世紀前葉。丹波産。円勝寺(上原1972)ER118型式と同紋。 篠窯(龜岡市1994)11と同紋。	計2点出土。
229	外行3転唐草紋。中心紋は陽刻で上向半裁花紋。唐草は陰刻。唐草主葉は連続して大きく反転し、先端巻き込む。外区は陽刻で、界線・珠紋配する。珠紋は3個1単位。周縁は素紋直立線。瓦当面布目残存。范キズ多い。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上縁横ケズリ、顎下面斜方向繩タタキ、顎裏面縱繩タタキ。頸部オサエ。平瓦凹面布目、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。平安宮内裏(網1989)36と同紋。 法勝寺(市文理1996)420-592、円勝寺(上原1972)ER108型式、円勝寺(上村ほか2015)瓦250と同范。	計25点出土。 1995年報告、図46-9。
230	外行2転唐草紋。中心紋は花紋。唐草主葉は連続して大きく反転し、先端巻き込む。支葉も巻き込む。唐草分岐点に雷文を配す。外区に界線。周縁は素紋直立線。内区左端を縮小。瓦当面范キズあり。	段鉢。瓦当貼付成形と瓦当折曲成形あり。瓦当上面横ケズリ、顎下面斜方向繩タタキ、顎裏面横繩タタキ。平瓦凹面布目、端部付近横ケズリ、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ。狭縫面横ケズリ、縫部ケズリで面取り。平瓦短い。	11～12世紀。丹波産。円勝寺(上原1972)ER123A型式と同范。	計6点出土。 1995年報告、図46-11。
231	230と同范で、内区下半を縮小、下界線が内区唐草と重複する。瓦当面范キズ多い。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面平瓦から連続した布目、顎下斜方向繩タタキ、顎裏面オサエ。平瓦凹面糸切筋幅・布目、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。円勝寺(上原1972)ER123B型式と同范。円勝寺(上村ほか2016)瓦190と同紋。	計6点出土。
232	外行6転唐草紋。中心紋は樹状。唐草主葉は連続して反転する。支葉巻き込む。外区に界線。周縁は素紋直立線。	段鉢。瓦当折曲成形。顎下面横ナデ、顎裏面横繩タタキ後ナデ。	12世紀前葉。丹波産。円勝寺(上原1972)ER151型式と同范。円勝寺(上村ほか2016)瓦191と同范。	計2点出土。
233	外行唐草紋。唐草主葉は分離して大きく反転し、先端巻き込む。支葉も巻く。外区に2重界線。周縁は素紋直立線。瓦当面に布目残存。	薄段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面は平瓦から連続した布目後ナデ、顎下面横ケズリ、顎裏面繩タタキ。頸部曲げ皺・布目あり。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。	計5点出土。
234	外行5転唐草紋。中心紋なし。唐草主葉は分離して大きく反転し、先端強く巻き込み。水滴状となる。内区上下幅狭い。外区に2重界線。周縁は素紋直立線。瓦当面布目残存。	薄段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面は平瓦から連続した布目、顎下面斜方向繩タタキ後横ナデ、顎裏面縱繩タタキ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。法勝寺北方(辻2007)48、円勝寺(上原1972)ER101A型式と同紋。円勝寺(上村ほか2016)瓦192と同范。	計6点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
235	234と同紋。唐草主葉・支葉の形状異なる。	薄段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面は平瓦から連続した布目、頸下面斜方向繩タタキ後横ケズリ、頸裏面縱繩タタキ。頸部に強い横ナデ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。 円勝寺(上原1972)ER101B 型式と同紋。	計1点出土。
236	234と同紋。唐草主葉・支葉の形状異なる。234・235より内区下幅広い。瓦当面に布目残存、范キズ多い。	段鉢。瓦当折曲成形。周縁上縁横ケズリ、瓦当上面布目、頸下面横ケズリ、頸裏面縱繩タタキ後オサエ。頸部曲げ歓あり。	12世紀前葉。丹波産。	計2点出土。
237	外行3転唐草紋。中心紋は花形。唐草主葉は分離して反転し、先端巻き弱い。外区に珠紋を配す。周縁は素紋直立線。瓦当面范キズ多い。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面横ケズリ、上面布目、頸下面横ケズリ、頸裏面縱繩タタキ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。 法勝寺阿弥陀堂(高橋2012) 20と同紋。最勝寺(尾澤1995)24、円勝寺(上原1972) ER144型式、円勝寺(上村 ほか2015)瓦248と同紋。	計14点出土。
238	外行唐草紋。中心紋は背向C字紋で、上下に三角形配す。唐草主葉は分離して反転し、先端巻き弱い。外区に界線。周縁は素紋直立線。瓦当面范キズ少しあり。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面平瓦から連続した布目、頸下面縱繩タタキ後横ナデ、頸裏面縱繩タタキ。	12世紀前葉。丹波産。	計1点出土。
239	外行唐草紋。右2転、左3転。中心紋なし。唐草主葉は連続して大きく反転する。支葉大きく巻き込み、先端要素となる。外区なし。周縁は素紋直立線。瓦当面布目残存。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面横ケズリ、頸下面縱繩タタキ、頸裏面オサエナデ。頸部強く横ナデ。平瓦凹面系切痕・布目、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ、狹端面横ケズリ後横ナデ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。 法勝寺池(近藤2014)瓦24 と同紋。尊勝寺(奈文研 1961)150型式。	計4点出土。
240	239と同紋。右3転、左2転で、唐草主葉先端の形状異なる。外区に界線。周縁は素紋直立線で、下縁のみ残存。瓦当面范型重複する。	薄段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面ナデ、頸下面横ケズリ、頸裏面縱繩タタキ。頸部曲げ歓あり。平瓦凹面系切痕・布目、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ。范はB型。	12世紀前葉。丹波産。 尊勝寺(奈文研1961)150A 型式、尊勝寺阿弥陀堂(石 井2015)213と同紋。	計3点出土。
241	右偏行唐草紋。唐草主葉は上下界線から派生し、大きく反転し、先端分離する。支葉は多く、先端葉状となる。外区に2重界線。周縁は素紋直立線。瓦当面范キズあり。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面横ケズリ、頸下面斜方向繩タタキ後横ケズリ、頸裏面縱繩タタキ。平瓦凹面布目。	12世紀前葉。丹波産。	計4点出土。
242	外行2転唐草紋。中心紋は花紋。唐草主葉は連続して緩やかに展開。支葉巻き込む。外区に界線あり。周縁は素紋直立線。	直線鉢。瓦当貼付成形。瓦当上面ナデ、下面横ナデ。平瓦凹面纵ナデ、凸面纵ナデ、侧面纵ナデ。	12世紀中葉。大和産。 興福寺(蔽中1991)Ⅷ平A14 と同紋。	計1点出土。
243	外行唐草紋。唐草主葉は連続して展開し、支葉巻き込む。外区に界線。周縁は素紋直立線。	直線鉢。瓦当成形不明。瓦当上面横ケズリ、瓦当下面纵ナデ。平瓦凹面布目、凸面纵ナデ、侧面纵ケズリ。	12世紀。和泉産。 法勝寺塔(柏田2011)J82 と同紋。円勝寺(上原1972) ER112型式と同紋。 藤井寺市はさみ山遺跡(市 本2001)図18左8と同紋。	計1点出土。
244	外行3転唐草紋。中心紋は背向C字。唐草主葉は分離して大きく反転する。支葉先端巻き込む。外区に界線。周縁は素紋直立線。	段鉢。瓦当成形不明。瓦当上面横ケズリ、上面布目、頸下面横ナデ、頸裏面ナデ。平瓦凹面系切痕・布目、凸面縱繩タタキ、側面縱ケズリ。	12世紀。備前産。 備前国分寺(宇垣2009)20式 と同紋。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
245	外行唐草紋。中心紋は花紋。唐草主義は分離し、先端巻き込む。両側支葉は巻き弱い。外区に界線。周縁は素紋直立縫。	厚段鉢。瓦当鉢貼付成形。鉢下面横ナデ、鉢裏面横ナデ、側面縦ナデ。	12世紀。備前産。 円勝寺(上村ほか2015)瓦266と同紋。 輔多磨寺(出宮1975)VI様式と同紋。	計2点出土。
246	内行3転唐草紋。中心は垂線配す。唐草主義は連続して緩やかに展開。支葉巻き込み、返りあり。外区に界線。周縁は素紋直立縫。	段鉢。瓦当成形不明。瓦当上面布目、鉢下面横ケズリ後横ナデ、鉢裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸面縄タタキ後ナデ、側面縦ケズリ。泡はB型。	12世紀。産地不明。 平安京右京七条三坊五町(楳山ほか1985)39-1と同紋。 尊勝寺(上村ほか1996)5と同紋。	計2点出土。
247	外行唐草紋。唐草主義は分離して反転し、先端水滴となる。外区に2重界線。周縁は素紋直立縫。	薄段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面横横ケズリ、鉢下面横ケズリ、鉢裏面型圧。下端オサエ、裏面型圧痕は木目あり、側縫側丸く段あり。泡はB型。	12世紀。産地不明。	計1点出土。
248	外行唐草紋。中心紋は三葉。唐草主義は連続して展開。支葉巻き込み、先端丸い。外区に2重界線。周縁は素紋直立縫。裏面土堤有り。	薄段鉢。瓦当折曲成形。鉢下面横ケズリ、鉢裏面型圧痕あり。型圧痕には段があり、木目があり。	12世紀。産地不明。	計1点出土。
249	248と同紋で、唐草主義・支葉の形状が異なる。瓦当面布目残存。	薄段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面は平瓦から連続する布目。鉢下面横ナデ、鉢裏面型圧痕あり。型圧痕は湾曲し、木目あり。	12世紀。産地不明。	計2点出土。
250	半裁花紋。中心縦縫、左右に花紋上・下交互に3単位配す。紋様は凸線で、中に三葉配す。外区に界線。周縁なし。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当鉢下面斜縄タタキ後横ケズリ、鉢裏面糸切り痕跡あり。	12世紀。山城産。 平安京右京三条一坊三町(上村ほか2002)瓦9と同紋。 法勝寺北方(近藤2005)64-548と同紋。円勝寺(上村ほか2015)瓦268と同紋。	計4点出土。
251	半裁花紋。花紋上・下交互に配し、3単位。花紋は単弁状。周縁は素紋直立縫。	段鉢。瓦当半折曲成形。瓦当上面ナデ、鉢下面横ケズリ、鉢裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸面ナデ、側面縦ナデ。	12世紀中葉。山城産。 柏社堂(清野1975)O類と類似。 円勝寺(上村ほか2015)瓦269と同紋。 栗栖野窯(吉村1993)図26-98、南ノ庄田窯(高1988)21・22と同紋。	計1点出土。
252	陰刻劍頭紋。単位は不明。劍頭配置は放射状。	段鉢。瓦当半折曲成形。瓦当上面横ケズリ、鉢下面横ケズリ、鉢裏面オサエ、頸部曲げ皺あり。平瓦凹面布目、凸面縫縄タタキ後ナデ。	12世紀。山城産。	計1点出土。
253	陰刻劍頭紋。単位は不明。劍頭配置は垂直。右端“セイ”形となる。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面布目、鉢下面横ナデ、鉢裏面オサエ・布目。平瓦凹面布目、凸面横方向オサエ、側面縦ナデ。	12世紀。山城産。	計1点出土。
254	陽刻劍巴紋。中央に劍頭紋、両側に三巴紋2単位、間の上下に八を配す。巴紋は右巻き3単位、混合巻き1単位。紋様は凸線。外区・周縁なし。瓦当面布目残存。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面は平瓦から連続した右目、鉢下面横ナデ、鉢裏面斜縄タタキ後横ナデ、頸部曲げ皺あり。平瓦凹面布目、凸面縫縄タタキ、側面縦ナデ。	12世紀。山城産。 尊勝寺(奈文研1961)295A型式と同紋。円勝寺(市埋文1996)508と同紋。	計4点出土。
255	陽刻連巴紋。巴紋は分離し、5単位。巴紋は、右巻二巴で、頭部・尾部は離れる。外区に下方のみ界線あり。瓦当面に布目残存。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上面布目、鉢下面横ナデ、鉢裏面斜方向縫タタキ。	12世紀。山城産。 平安京右京八条三坊十一町(網ほか1996)と同紋。 尊勝寺(上村1990)27と同紋。	計1点出土。

瓦番号	瓦当紋様	成形技法	同范・同紋	備考
256	陰刻連巴紋。巴紋は互いに接し、9単位。巴紋は右巻二巴で、頭部は接し、尾部は離れる。周縁は素紋直立線。瓦当面范キズあり。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上縁横ヶズリ、上面布目、顎下面横ナデ、顎裏面オサエ。顎部曲げ皺・布目あり。平瓦凹面布目、凸面オサエナデ、側面縦ナデ、狹縦面横ナデ。范はB型。	12世紀。山城產。 法金剛院(小松1998ほか)24 と同紋。	計6点出土。 1995年報告、 図46-10。
257	陽刻斜格子紋。格子は太い。周縁は素紋直立線で、下縁のみあり。瓦当面范キズ多い。	曲線顎Ⅱ。瓦当半折曲成形。瓦当上面横ヶズリ、顎下面横ヶズリ、顎裏面横ナデ。平瓦凹面布目、凸面縦ナデ、側面縦ナデ。范はB型。	12世紀。山城產。	計2点出土。
258	劍巴紋。中央に右巻二巴紋、両側に陰刻劍頭紋を配す。巴紋は頭部・尾部離れる。劍頭配置は垂直。周縁は素紋直立線。	段鉢。瓦当折曲成形。瓦当上縁横ヶズリ、顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。顎部に凹型台状痕あり。平瓦凹面布目、凸面縦ナデ。	13世紀。山城產。	計1点出土。
259	文字紋。内区に「南無阿弥陀仏」を縦書きで、右から左へ配置。外区なし。周縁は素紋直立線。	長段鉢。瓦当顎貼付成形。瓦当上面横ヶズリ、顎下面横ヶズリ、顎裏面横ヶズリ。平瓦凹面系切痕跡・布目・横ヶズリ、凸面横ヶズリ、側面縦ヶズリ。	13世紀。和泉產。 和泉真福寺遺跡・大保慶寺 (市本2001)図16左9と同 紋。	計1点出土。
260	連珠紋。連珠は丸く盛り上がる。単位不明。外区に界線。周縁は素紋直立線。	曲線顎Ⅱ。瓦当顎貼付成形。顎下面横ナデ、顎裏面横ナデ。	13世紀。和泉產。 最勝光院(上村2012)448と 同紋。 日置庄遺跡(市本2001)図17 左7と同紋。	計1点出土。

編集後記

研究紀要第13号をお届けします。

今回は論文2編、資料紹介2編を収録いたしました。いずれも洛外の遺跡・遺物の調査研究成果がまとめられております。

松永氏は、平安時代後期に造営された福勝院推定地とされていた京都市立近衛中学校周辺の調査成果に基づき、福勝院の推定地の再考を提起しました。東氏は、第11号・12号に統いて室町時代に北山殿に建造された北山大塔について検討を加えています。高橋氏は、縄文時代後期の西日本での類例が少ない人形土偶についての資料紹介です。上村氏は、白河・六勝寺の一つである最勝寺推定地出土瓦を集成・分類して時期・产地などを検討・分析しました。

なお、本誌に掲載された論考には、当研究所や文化財行政に対する意見が含まれますが、これらは執筆者個人の見解です。論文査読を含めた編集権と編集責任は京都市埋蔵文化財研究所にありますが、叙述内容についての執筆責任はいうまでもなく著者自身にあることを申し添えておきます。

研究紀要『洛史』では、これからも幅広く各時代、各遺跡の調査研究の成果を収録していきたいと思います。(y・s)

執筆者一覧

名前	所属
松永 修平（まつなが しゅうへい）	(公財) 京都市埋蔵文化財研究所
東 洋一（あずま よういち）	(公財) 京都市埋蔵文化財研究所
高橋 潔（たかはし きよし）	(公財) 京都市埋蔵文化財研究所
上村 和直（うえむら かずなお）	(公財) 京都市埋蔵文化財研究所

洛 史

研究紀要 第13号

発行日 2022年3月31日

編集発行 公益財團法人 京都市埋蔵文化財研究所

住 所 京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
〒602-8435 TEL 075-415-0521
<http://www.kyoto-arc.or.jp/>

印 刷 三星商事印刷株式会社

住 所 京都市中京区新町通竹屋町下る弁財天町298番地
〒604-0093 TEL 075-256-0961

